はしがき

本書は、神戸大学大学院法学研究科・法学部自己評価報告書（ファカルティレポート）の第 10 号である。これまでと同様に、神戸大学大学院法学研究科（以下、本研究科）と同法学部（以下、本学部）における教育・研究活動の全般的な自己点検・評価と、本研究科の構成員である各教員の教育・研究活動についての自己点検・評価を、公にするものである。

本研究科・本学部におけるファカルティレポートは、1992 年に刊行された第 1 号に始まる。当初は 3 年に 1 度のペースで刊行していたが、2004 年度の国立大学法人化および法科大学院設置に伴って、第三者評価の重要性が一層増す中、自己点検・評価をさらに充実させることを企図し、2006 年に刊行された第 6 号から、対象年度を 2 年間とし、より細やかな自己点検を可能とするものに改めた。

本ファカルティレポートは、2012 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までの期間を対象としている。この間、運営費交付金が削減される等、国立大学法人で教育・研究に携わる者には大変に苦しい状況が続いた。本研究科・本学部を取り巻く情勢も厳しくなってきており、こうした状況は今後もなお続くと予想される。社会からの要請も一層、強くなるであろう。しかし、そのような環境にもかかわらず、本研究科・本学部が、法学政治学教育について、さまざまな検討を重ね、さらなる充実に絶え間なく取り組み成果を挙げてきたこと、そして、個々の教員が多くの素晴らしい研究業績を残してきたことは、大変に意義があると考える。

もとより、ファカルティレポートは、学内外の第三者による忌憚のない批判や厳しい意見を頂戴し、それによって本研究科の教育研究の質を高めていくための最も基礎的な資料である。同時に、本研究科・本学部とその構成員が自らの活動を積極的に公表し、情報を発信する場でもある。本ファカルティレポートを通じ、内外のより多くの方にご関心を持っていただくことを期待したい。

本号の公刊を機に、私どもは、社会の各方面で大いに活躍する人材を育成し、学術の深化と発展に貢献すること、また広く社会の要請と国民の期待に応えるために、教育・研究の一層の充実を取り組むことを改めて誓う。

なお、本書は、本研究科評価・FD 委員会の編集による。

平成 26 年 12 月

神戸大学大学院法学研究科長　　品田　裕

神戸大学大学院法学研究科･法学部ファカルティレポート 10

目　次

はしがき

Ⅰ　沿　　革 1

1　創設から大講座制への移行まで 1
2　社会人教育への対応 1
3　大学院部局化 1
4　「市場化社会の法動態学」研究センターの設置（21 世紀 COE プログラム） 2
5　法科大学院の設置および法学部改革 2
6　教育情報の公表 3
7　グローバル化への対応と教育プログラムの拡充 3

Ⅱ　研究・教育の組織構成とその活動 4

1　研究・教育の組織と構成 4
（1）研究・教育組織 4
（2）教員組織と管理運営体制 4
（a）教員組織 4
（b）人事 6
（c）教育補助者 7
（d）管理運営体制と事務組織 8
2　予算 12
（1）法学研究科予算総額の推移 12
（2）科学研究費補助金交付状況 13
3　研究・学習のための施設設備 13
（1）概要 13
（2）資料室 13
（3）情報処理施設 14
（a）法政情報室 14
（b）情報処理室 15
（4）大学院生研究室 16
（a）院生研究室 16
（b）法科大学院自習棟 16
（5）模擬法廷施設の整備 16
4　法学研究科における研究・教育活動の概要 16

（１）共同研究 16
（ａ）組織的に推進する研究・教育活動 16
（ｂ）その他の研究会等 19
（２）紀要 23
（ａ）神戸法学雑誌 23
（ｂ）神戸法学年報 23
（ｃ）法政策研究 24
（ｄ）Kobe University Law Review 24
（ｅ）六甲台論集 24
（３）国際交流活動 24
（ａ）教員の長期海外出張 24
（ｂ）外国人研究者の来訪 25
（ｃ）海外の大学等との国際交流 29
（４）外部資金による研究活動 32
５　評価・改善活動 41
（１）関連する委員会の構成 41
（２）評価・改善活動の概略 42
６　広報活動 43
（１）関連する委員会の構成 43
（２）主な広報活動 43
Ⅲ　教　育　活　動 44
１　法学部 44
（１）学生の受入れ 44
（ａ）アドミッション・ポリシー 44
（ｂ）入試制度 44
（ｃ）入学状況および入試結果検証の体制 45
（２）教育内容および方法 46
（ａ）カリキュラム・ポリシー 46
（ｂ）全学共通授業科目 47
（ｃ）専門科目 47
（ｄ）教育プログラムそのほか 48
（ｅ）ディプロマ・ポリシーと成績評価 50
（ｆ）教育補助 51
（３）教育・学習の成果 52
（４）学生支援 60
（ａ）学生支援の体制 60
（ｂ）自主的学習環境の整備 61

（ｃ）学園祭 61
（ｄ）保健管理センター 61
（ｅ）セクシャル・ハラスメント相談窓口 61
（ｆ）就職指導 61
（ｇ）生活支援 62
（５）教育改善 66
（ａ）教員相互の研鑽 66
（ｂ）学生に対する授業アンケート 66
（ｃ）カリキュラム改革と教育改善の取組み 66
２　法学研究科理論法学専攻・政治学専攻 67
（１）学生の受入れ 67
（ａ）アドミッション・ポリシー 67
（ｂ）入試制度 69
（２）教育内容および方法 72
（ａ）カリキュラム・ポリシー 72
（ｂ）大学院の講義・演習の体系 73
（ｃ）授業形態、学習指導方法 78
（ｄ）ディプロマ・ポリシー、研究指導および成績評価・単位認定 79
（３）教育の成果 85
（４）学生支援 87
（ａ）履修指導 87
（ｂ）自主的学習支援 87
（ｃ）各種相談・支援体制 88
（５）教育改善 88
（ａ）授業アンケート 88
（ｂ）教員相互授業参観 90
（ｃ）教育補助スタッフの技能向上 90
（ｄ）外部評価 90
（ｅ）博士課程前期課程の改革 90
３　法学研究科実務法律専攻（法科大学院） 91
（１）学生の受入れ 91
（ａ）アドミッション・ポリシー 91
（ｂ）募集人員 92
（ｃ）入学者の選考 92
（ｄ）社会人の受入れ 93
（ｅ）公正な実施体制 93
（ｆ）収容定員に対する在籍者数の適正さ 93

（２）教育内容および方法 94
（ａ）教育の基本指針およびカリキュラム・ポリシー 94
（ｂ）本法科大学院における到達目標 95
（ｃ）授業の内容 96
（ｄ）教員 98
（ｅ）単位の実質化（キャップ制） 99
（ｆ）双方向型・少人数授業 99
（ｇ）シラバス 100
（ｈ）成績評価と単位の修得 100
（ｉ）進級の制限（原級留置措置） 101
（ｊ）ディプロマ・ポリシーと修了要件 102
（３）　教育の成果 104
（ａ）学生に対するアンケートの結果 104
（ｂ）司法試験の結果 105
（ｃ）修了後の進路 106
（４）学生支援 107
（ａ）ガイダンス 107
（ｂ）学習相談体制 107
（ｃ）自主的学習環境の整備 108
（ｄ）海外の法律事務所でのインターンシップ 108
（ｅ）同窓会等による学修支援 109
（ｆ）学生の生活相談・進路相談 109
（ｇ）障害者支援 109
（ｈ）学費と学生の経済支援 110
（５）教育改善 110
（ａ）授業アンケート 110
（ｂ）相互授業参観 110
（ｃ）教育改善ワーキンググループ（現教育改善ワーキングチーム） 110
（ｄ）教育改善の具体的取組み 110

Ⅰ　沿　　革

１　創設から大講座制への移行まで

神戸大学法学部は、昭和 24（1949）年 5 月、新制大学として設立された神戸大学の 6 学部の一つとして創設され、法学・政治学の研究・教育体制を備えた。その後昭和 28（1953）年には、新制大学院の発足と同時に大学院法学研究科（修士課程・博士課程）を開設し、本格的に法学・政治学の研究者養成機関としての役割をも担うこととなった。昭和 30（1955）年 7 月には、法学部第二課程（夜間部）を設置し、以来、社会人に対する専門教育の場を提供することとなった。

以後、講座の増設、学生定員の増員など学部の一層の充実を図ってきた。とりわけ昭和 55（1980）年には、時代の新たな要請によりよく応えることを目指して、従来の小講座制から大講座制へと移行し、質的にも量的にも大幅な研究・教育組織の充実が図られた。

２　社会人教育への対応

その後、社会人に対する大学院レベルの教育ニーズの高まりを踏まえて、大学院法学研究科の組織改編を行い、平成 4（1992）年 10 月からは、研究者養成を主目的としていた従来の私法専攻・公法専攻の 2 専攻に加えて、新たに法政策専攻（修士課程）を設置した。これは、高度の専門知識を持つ人材を企業法務や公共政策決定の専門家として企業や官公庁に送り出すことを主目的とする新たな専攻であった。これにより、大学院法学研究科教育は、研究者養成のための私法・公法専攻と、高度の専門知識を有する社会人養成のための法政策専攻という二本柱で構成されることとなった。法政策専攻には、公共政策コースおよび企業取引コースの 2 コースが設置された。

社会人教育についてはその後も断続的に変革が行われた。

第 1 に、学部レベルでは、法学部第二課程に入学する学生の就業態様の変化などの社会の変化に対応するべく、平成 6（1994）年 4 月から、第二課程に昼夜開講制を導入し、従来の法学部第二課程は、法学部夜間主コースへと移行した。従来の法学部は、法学部昼間主コースとなる。夜間主コースへの改編により、リカレント教育・生涯教育を望む人びとにも教育の場を提供しうることとなった。

第 2 に、社会人教育と研究者養成コースの狭間の教育ニーズに応ずるべく、平成 7（1995）年 4 月に、私法専攻・公法専攻のなかに、新たに総合研究コースを設置した。これにより、両専攻において学生は、研究者コースと総合研究コースのいずれかに属することとなった。総合研究コースの対象は、研究者となることを目的としないが学部段階よりも高度な法学・政治学の知識と能力を身につけて社会で活躍することを希望する学生や、法政策専攻が対象とする企業法務・公共政策決定という枠に当てはまらない分野のリフレッシュ教育を望む社会人などである。

第 3 には、高度な社会人教育に対する社会的ニーズの高まりに応えて法政策専攻の一段の充実のため、平成 7（1995）年 4 月に法政策専攻は博士課程として設置されることとなり、これに伴い、法政策専攻においても、他の 2 専攻と同様、博士課程前期課程と博士課程後期課程が整備されることとなった。

３　大学院部局化

平成 12（2000）年 4 月には、さらに一層、高度な研究・教育機関としての活動を可能とするために、いわゆる大学院部局化のための大幅な組織変更を行った。従来は、法学部を基盤としてこれに法学研究科を附置する組織構成であったのを改め、法学研究科を基盤となる部局とし、これに法学部を附置するという組織変更を行った。これに伴い、従来から法学研究科の専攻区分であった私法専攻・公法専攻・法政策専攻の 3 専攻を、新たに、経済関係法専攻、公共関係法専攻、

政治社会科学専攻の 3 専攻体制に組み替えた。各専攻において、学生は、研究者コース、専修コース（従来の総合研究コースを改称）、社会人コース（従来の法政策専攻の博士課程前期課程部分に相当）ないし高度専門職業人コース（従来の法政策専攻の博士課程後期課程に相当）のいずれかに属することとした。

４　「市場化社会の法動態学」研究センターの設置（21 世紀 COE プログラム）

文部科学省において世界的研究教育拠点を形成する 21 世紀 COE プログラムが開始され、平成 15（2003）年度開始のプログラムとして、神戸大学法学研究科を中心とする「市場化社会の法動態学」研究教育拠点構想が採択された。そこで同年から「『市場化社会の法動態学』研究センター」（CDAMS: Center for Legal Dynamics of Advanced Market Societies）が設置され活動を開始した。「市場化社会の法動態学」とは、世界各地において大規模かつ急速に進展しつつある社会の市場化が、これまで市場を支えてきた伝統的法秩序に与える変容について、規範の生成、市場の規整、そして紛争の管理という三局面に着眼した動態的な新たな法学を目指す知的営みである。

本研究センターは、平成 15（2003）年 12 月 6 日、第 1 回国際シンポジウムとして「動態化する法と社会：市場のグローバル化と法秩序の再構築」を開催したほか、日常的に CDAMS 主催研究会、学術講演会、ワークショップを開催し（その成果はワーキングペーパーとして公表されている）、「法動態学」という研究分野を開拓するとともに、若手研究者の育成、さらに法動態学や仲裁についての教育プログラムを法学研究科において実施してきたが、平成 20（2008）年 3 月、研究実施期間の満了により、多大の成果を残してその活動を終了した。

５　法科大学院の設置および法学部改革

平成 16（2004）年 4 月からは神戸大学全体が法人（国立大学法人）化された。他方で、司法制度改革の一環として法曹養成制度に関する大幅な見直しが行われ、いわゆる法科大学院制度が導入されることとなり、平成 15（2003）年 11 月 27 日、神戸大学法学研究科に法科大学院の設置が認可された。平成 16（2004）年 4 月に初の入学生を迎え、平成 18（2006）年 3 月に第 1 期の法科大学院卒業生を送り出した。

法科大学院の設置に伴い、法学研究科における専攻体制を、平成 16（2004）年 4 月から大きく変更することとし、実務法律専攻（法科大学院）、理論法学専攻、政治学専攻の 3 専攻体制とすることとした。実務法律専攻には専門職学位の取得を目指す法科大学院学生のみが在籍する一方、理論法学専攻および政治学専攻には、博士課程前期課程の場合、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコースのいずれかに属する学生が、博士課程後期課程の場合、研究者コースか高度専門職業人コースのいずれかに属する学生が在籍する。なお、理論法学専攻および政治学専攻においては、博士課程前期課程の学生募集について、主として政治学、基礎法学、法社会学を中心とする分野についてのみこれを行うこととなった（留学生は除く）。なお、平成 22 年度から、法科大学院の募集人員は 80 人に削減された。

同時に、法学部教育の改革も進められた。

第 1 に、法学政治学分野における社会人教育の重点が学部から大学院に大きくシフトしている現状に鑑み、平成 16（2004）年 4 月から、法学部における昼間主コースと夜間主コースの区分を廃止し、夜間主コースの学生募集を停止することとした。ちなみに前年度の平成 15（2003）年度の夜間主コースの学生定員は、1 年次からの入学については 40 人、3 年次編入学については 20 人であり、1 年次からの入学定員のうち 10 人については社会人特別選抜が行われ、おなじく 15 人については推薦入学が実施されていた。平成 16（2004）年度以降は、法学政治学分野の社会人教育ニーズの受け皿は、本格的に大学院に移されることとなった。

第 2 に、法学部における少人数教育を一層徹底すると同時に、法学部入学者・在学生の持つ多様なニーズに応えるための新たなカリキュラムを平成 16（2004）年度から開始するとともに、法

学部の入学定員を削減することにした。平成 15（2003）年度には、法学部・昼間主コースの入学定員が 1 年次からの入学について 220 人であり 3 年次編入学が 20 人であったのを、平成 16（2004）年 4 月からは法学部全体の入学定員を、1 年次からの入学について 180 人とし、3 年次編入学を 20 人とすることとした。夜間主コースの学生募集は、前述の通り停止された。

６　教育情報の公表

平成 23 年度において、学部および研究科について、既存の入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について改訂するとともに、教育課程の編成および実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）とを新たに策定した。それぞれの内容は、大学ウェブサイト（＊）で公表されている。

＊http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education_info/

７　グローバル化への対応と教育プログラムの拡充

本研究科は、特にこの 10 年にわたり、研究・教育におけるグローバル化への対応等のため、法律学・政治学の基本教育・研究に加えて、組織的に、教育プログラム・研究プロジェクトを複数実施し、教育目的の実現・研究の充実に努めている。平成 17 年度には EUIJ による「EU 科目」、平成 18 年度からは「ジャーナリズム・プログラム」、平成 21 年度からは「21 世紀型市民としての法学士養成計画」、平成 22 年度からは「法経連携専門教育プログラム」、平成 23 年度からは「国際公共人材養成プログラム」、平成 25 年度からは日欧連携教育府による「EU エキスパート人材養成プログラム」及び「日・EU 間学際的先端教育プログラム」、平成 26 年度からは教育のグローバル化を企画推進する「GEEPLS」、「シチュエーショナルトレーニング・プログラム」を開始している。これらプログラムは、それ自体終了したものもあるが、そこで行われた教育取組みは、その後、正規科目として展開され、もしくは後継となるべきプログラム内に発展的に継承される等、プログラムを通じて着実に教育内容の充実が行われている。そして、それら多くはグローバル化への対応を含むものであり、国際化時代に対応した研究・教育への発展に寄与している。

Ⅱ　研究・教育の組織構成とその活動

１　研究・教育の組織と構成

（１）研究・教育組織

神戸大学大学院法学研究科は、理論法学専攻、政治学専攻、実務法律専攻から構成されている。各専攻の大学院教育は以下のように区分されている。理論法学専攻と政治学専攻では、前期課程として研究者コース、社会人コース、専修コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）が、後期課程として研究者コース、高度専門職業人コースが開設されている。実務法律専攻では、専門職学位課程（法科大学院）が開設されている。

神戸大学法学部では、法学部教育として、法律学科が開設されている。

（２）教員組織と管理運営体制

（ａ）教員組織

（ｉ）概要

神戸大学大学院法学研究科の教員（准教授以上・国際協力研究科との兼任 1 名を除く）は、全て、理論法学専攻、実務法律専攻、政治学専攻のいずれかに所属している。さらに、理論法学専攻は理論公共法、理論取引法、基礎法理論の各講座に、実務法律専攻は実務公共法、実務取引法、先端領域法の各講座に、政治学専攻は政治理論、国際政策分析、現代政治分析の各講座に区分されている。

各教員の専攻分野は延べ数で 40 分野以上であり、多岐にわたる。基本的な法律分野（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法）を専門に教育研究する教員は計 25 名、応用的先端的な法律分野（環境法、国際経済法、国際法、国際取引法、国際私法、国際民事訴訟法、経済法、租税法、知的財産法、労働法、医事法、金融商品取引法、社会保障法、刑事学）を専門に教育研究する教員は計 13 名、法曹実務に関係する分野（民事裁判実務、刑事実務、弁護士実務）を専門に教育研究する教員は計 5 名、基礎法学（法社会学、法哲学、日本法史、英米法、ローマ法、ロシア法）を専門に教育研究する教員は計 8 名、政治学（行政学、政治理論、政治過程論、選挙制度･投票行動論、対外政策論・国際関係論、比較政治、議会研究、日本政治外交史、日米関係史、西洋政治史）を専門に教育研究する教員は計 11 名である。

大学院教育について、理論法学専攻と政治学専攻における教育目的は、法学・政治学の分野において、①次世代を担うすぐれた研究者・教育者を養成すること（研究者コース）、②高度の専門知識をいかして社会で活躍できる人材を養成すること（専修コース）、③社会人のリフレッシュ教育を行うこと（社会人コース）、④法律実務家に対する継続的な教育を行うこと（法曹リカレントコース）、である。理論法学専攻と政治学専攻における教育目的はコースによって様々であるが、大学院法学研究科に所属する教員の専攻分野の多様性が、各コースの目的に対応した最先端かつ複合的な教育を可能としている。

実務法律専攻に開設されている法科大学院教育の目的は、①基本的な法律科目に関する確実な理解と応用能力を十分に養い、職業法曹として必要な「基礎体力」を強化すること、②企業取引に関わる先端的な法律分野や知的財産法関連分野について幅広い専門的知識を習得させ、国際的に活躍できるビジネスロイヤーを育成すること、である。法科大学院教育には、実務法律専攻に所属する教員に加えて、理論法学専攻と政治学専攻の教員も携わっており、基本的な法律分野を専門に教育研究する教員層の厚さ、教員の専攻分野の多様性が、①②の目的にかなったカリキュラムを組成することを可能としている。

法学部教育の目的は、①幅広い法学・政治学的要素を備え、かつ高度な専門的要請に即応しうる人材を育成すること、②法的・政治的な領域において国際的な貢献をなしうる人材を育成すること、である。法学部教育には、大学院法学研究科に所属する多くの教員が携わっており、基本

的な法律分野を専門に教育研究する教員層の厚さ、教員の専攻分野の多様性が、法学部教育の目的達成に貢献している。

（ⅱ）教員一覧（講座別・講師以上・五十音順・平成 26 年 4 月 1 日現在）

【理論法学専攻】

（理論公共法）

井上 典之　上嶌 一高　宇藤 崇　馬場 健一　玉田 大　興津 征雄
神山 弘行　嶋矢 貴之　梶原 晶

（理論取引法）

浦野 由紀子　大内 伸哉　島並 良　関根 由紀　山本 弘　行澤 一人
榊 素寛　田中 洋

（基礎法理論）

樫村 志郎　渋谷 謙次郎　瀧澤 栄治　安藤 馨　飯田 秀総　小野 博司

【政治学専攻】

（政治理論）

飯田 文雄　大西 裕　曽我 謙悟

（国際政策分析）

栗栖 薫子　増島 建　簑原 俊洋　多湖 淳

（現代政治分析）

品田 裕　安井 宏樹　藤村 直史

【実務法律専攻】

（実務公共法）

淺野 博宣　池田 公博　小田 直樹　角松 生史　島村 健　泉水 文雄
中川 丈久　蜂須賀 三紀雄　米丸 恒治　木下 昌彦　廣政 純一郎

（実務取引法）

窪田 充見　近藤 光男　志谷 匡史　手嶋 豊　八田 卓也　山田 誠一
山本 顯治　青木 哲　大西 賢一　進藤 千絵

（先端領域法）

齋藤 彰　高橋 裕　中西 正　中野 俊一郎　丸山 英二　櫻庭 涼子
池田 千鶴　前田 健　羽田 由可

＊ 国際協力研究科からの兼任：Alexander, Ronni

（ⅲ）教員定員

平成 24 年 4 月 1 日

	教授	准教授	講師
教員定員	51	21	0
教員現員	47（*1）	17	1

*1 実務家専任 1、実務家みなし専任 3、国際協力研究科からの兼任 1 を含む。
*2 実務家専任 1、実務家みなし専任 4、国際協力研究科からの兼任 1 を含む。

平成 26 年 4 月 1 日現在

	教授	准教授	講師
教員定員	51	20	0
教員現員	49（*2）	14	1

（ⅳ）教員構成に関する資料

年齢構成

平成 24 年 4 月 1 日

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
1	20	20	21	3

（*1）

平成 26 年 4 月 1 日現在

20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代
0	18	19	25	2

男女比

平成 24 年 4 月 1 日

男性	女性
58	7

平成 26 年 4 月 1 日現在

男性	女性
56	8

最終学歴の出身大学

平成 24 年 4 月 1 日（教授・准教授・講師）

東京大学	31
京都大学	14
神戸大学	9
早稲田大学	2
大阪大学	2
ハーバード大学	1
東北大学	1
名古屋大学	1
関西大学	1
上智大学	1
同志社大学	1
関西学院大学	1
アバディーン大学	1

平成 26 年 4 月 1 日現在（教授・准教授・講師）

東京大学	28
京都大学	14
神戸大学	9
ハーバード大学	3
早稲田大学	2
大阪大学	2
東北大学	1
名古屋大学	1
上智大学	1
関西学院大学	1
デューク大学	1
アバディーン大学	1

（ｂ）人事

（ｉ）概要

神戸大学大学院法学研究科の教員の採用・昇任は、神戸大学大学院法学研究科選考規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に従って実施されている。具体的には、教員または研究科長による候補者の推薦、教授会における選考委員の選定、選考委員の報告と教授会の決議という手続きがとられている。選考委員には、候補者の研究能力と教育上の指導能力の評価を適切に行うために、関連分野を専門に教育研究する教員が選定されている。

神戸大学大学院法学研究科の定年は満 65 歳であり、定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日である。

（ⅱ）人事異動に関する資料

教授

平成24年10月 1 日	採用	廣政　純一郎	法曹実務	法曹実務教授（弁護士）
平成25年 3 月31日	退職	福田　　尚司	法曹実務	検察官へ
平成25年 3 月31日	退職	春名　　一典	法曹実務	日本弁護士会副会長へ
平成25年 4 月 1 日	採用	蜂須賀三紀雄	法曹実務	法曹実務教授（検察官）
平成25年 4 月 1 日	採用	藤井　伊久雄	法曹実務	法曹実務教授（弁護士）
平成25年 9 月30日	退職	坂元　　茂樹	国際法	同志社大学法学部教授へ
平成25年 9 月30日	退職	藤井　伊久雄	法曹実務	弁護士へ
平成25年12月 1 日	採用	本元　　宏和	法曹実務	法曹実務教授（弁護士）
平成26年 3 月31日	退職	大塚　　裕史	刑法	成蹊大学大学院法務研究科教授へ
平成26年 3 月31日	退職	本元　　宏和	法曹実務	弁護士へ
平成26年 4 月 1 日	昇任	池田　　公博	刑事手続法	本研究科准教授から
平成26年 4 月 1 日	昇任	櫻庭　　涼子	労働法	本研究科准教授から
平成26年 4 月 1 日	昇任	玉田　　大	国際法	本研究科准教授から
平成26年 4 月 1 日	採用	羽田　　由可	法曹実務	法曹実務教授（弁護士）

講師

平成26年 3 月14日	退職	驛　　賢太郎	政治経済学	
平成26年 4 月 1 日	採用	梶原　　晶	政治過程論	

（ｃ）教育補助者

（ⅰ）概要

法学研究科ティーチング・アシスタント実施要領に従い、法学研究科に在学する優秀な学生をティーチング･アシスタントとして採用している。ティーチング･アシスタントの業務内容は講義･演習等の教育補助業務である。ティーチング･アシスタント制度は、手当支給による大学院生の処遇の改善、大学院生が教育者としてのトレーニングを積むことを目的としている。

（ⅱ）採用実績

平成 24 年度前期	15 科目
日本政治外交史、政治学、政治外交史演習、政治文化論、比較政治学、行政法Ⅱ、国際生活と法、比較政治応用研究、行政法演習、現代政治入門、刑事実体法Ⅰ、国際関係論Ⅱ、政治学 3，4 年演習、放送ジャーナリズムワークショップ 1、行政学演習	
平成 24 年度後期	12 科目
対外政策論、外国語講読（英書）、国際関係論Ⅰ、放送ジャーナリズムワークショップ 2、行政学、西洋史、政治データ分析、社会分析基礎演習、対演行政法Ⅱ、外国語講読（英語）、政治学演習、特別講義　基礎法政論	
平成 25 年度前期	15 科目

政治学、政治学演習、比較政治学、現代政治入門、民法基礎Ⅱ、政治データ分析、政治文化論、社会分析基礎演習、西洋法史演習、社会基礎分析（法律）、日本政治外交史、民法演習、国際政治応用研究、放送ジャーナリズムワークショップ、地域統合論	
平成 25 年度後期	15 科目
政治学演習 3、4 年次、行政学演習、行政法Ⅰ、行政法演習、国際関係論Ⅰ、社会分析基礎 2, 知的財産法演習、行政学、西洋法史、応用行政法、政治外交史演習、民法Ⅲ、対外政策論、放送ジャーナリズムワークショップ２、東アジアの政治	

（ｄ）管理運営体制と事務組織

神戸大学法学研究科では、毎月 1 回を原則として、定例の教授会（大学院法学研究科・法学部）と専攻会議（実務法律専攻）を開催している。教授会は法学研究科教授会規則に従い、専攻会議は法学研究科教授会規則と神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻会議に関する内規に従い、教授会は法学研究科と法学部に関する重要事項（教員の人事、教育課程の編成など）の審議･決定を行い、専攻会議は教授会の決議事項の中で実務法律専攻に関する事項とその他の重要事項（専攻長の選考など）の審議･決定を行っている。なお、平成 24 年 4 月より、新たに副研究科長を置いた。

教授会は、神戸大学大学院法学研究科の 3 つの専攻（理論法学専攻・政治学専攻・実務法律専攻）に所属する全ての教員によって構成されている。専攻会議は、実務法律専攻に所属する教員に加えて、当該年度において実務法律専攻における授業を担当する理論法学専攻および政治学専攻に所属する教員、法曹実務教授および法曹実務准教授から構成されている。教授会とは別に、専攻会議を設置しているのは、法科大学院の独立性、ならびに、法科大学院教育とその他の大学院教育・法学部教育の差異に鑑み、法科大学院における教育活動を適切に実施する体制を整えるためである。専攻会議を設置する目的との関係から、法科大学院専攻長が専攻会議の議長となり、また、専攻会議の決議事項については、専攻会議の議決を教授会の議決とすることができることとされている。

大学院教育・学部教育については、毎月 1 回を原則として、大学院教務委員会と学部教務委員会が開催されている。両委員会では、執行部である教務委員がそれぞれの担当である教務委員会の委員長を務め、カリキュラムや入試など大学院教育・学部教育に関する重要事項の審議が行われている。また、教務委員会とは別に教学関係専門委員会・同学部 WG、博士課程 WG が設置され、カリキュラムや入試制度の検証作業、教員の授業負担調査などが行われている。

法科大学院教育については、法科大学院運営委員会（毎月 1 回の開催を原則とする）を中心に、2 つの WG（入試 WG、同窓会 WG）及び教務委員会（そのもとに教育改善 WT、学習支援 WT）が設置され、カリキュラム、入試制度、教育手法などの検証作業が日々行われている。

（ｉ）役職員

①研究科長・学部長

平成 23 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	窪　田　充　見
平成 25 年 10 月 1 日～	品　田　　裕

②副研究科長

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日	品　田　　裕
平成 25 年 10 月 1 日～	中　川　丈　久

③実務法律専攻長

平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日	手　嶋　　豊
平成 26 年 4 月 1 日～	中　野　俊一郎

④評議員

平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	中　川　丈　久
平成 25 年 4 月 1 日～	大　西　　裕

（ⅱ）執行部

①教務委員

平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	島　並　　良（大学院） 高　橋　　裕（学　部）
平成 25 年 4 月 1 日～	栗　栖　薫　子（大学院） 淺　野　博　宣（学　部）

②学生委員

平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	渋　谷　謙次郎
平成 25 年 4 月 1 日～	安　井　宏　樹

（ⅲ）研究科内各種委員会等

【平成 24 年度】　　（平成 24 年 4 月 1 日現在）

委　員　会　等	委　　員
人事委員会	研究科長（委員長）、品田（副研究科長）、坂元、大塚、瀧澤、山田、志谷、井上、飯田（文）、馬場
研究科企画室	研究科長、評議員、品田（副研究科長）、手嶋、青木、多湖（後期）、興津
大学院教務委員会	研究科長、島並（委員長）、山本（顯）、米丸、大西、栗栖、玉田（前期）、櫻庭（後期）、安藤
学部教務委員会	研究科長、高橋（委員長）、増島、行澤、淺野、浦野、関根、島村、多湖（後期）
教学関係専門委員会	研究科長（委員長）、評議員、高橋、島並（教務委員）
教学関係専門委員会学部 WG	高橋、曽我、池田（公）
教学関係専門委員会博士課程 WG	大西、島並、藤村
学生委員会	研究科長、澁谷（委員長）、志谷、宇藤、安井、関根
国際提携委員会	齋藤（委員長）、簑原、増島、関根、玉田（前期）、驛

図書委員会	中野（委員長）、増島、飯田（文）、馬場、興津、神山（後期）、飯田（秀）、小野、田中（前期）
評価・FD 委員会	中川（委員長）、志谷（副委員長）、角松、上嶌、高橋、島並、島村、嶋矢、池田（公）、榊、藤村、小野、木下
広報委員会	馬場（委員長）、小田（副委員長）、安井、榊、多湖（後期）、前田（前期）、神山、飯田（秀）、安藤
ホームページ WG	小田（幹事）、榊、多湖（後期）、神山、前田（前期）、安藤
法政情報委員会	志谷（委員長）、簑原、榊、前田（前期）、木下（後期）、法政情報室助教
法科大学院運営委員会	研究科長、手嶋（委員長、専攻長）、角松（副委員長・法科大学院教務担当）、島並（大学院教務委員長）、澁谷（学生委員長）、評議員、大塚、小田、上嶌、八田
教務 WG	角松（幹事）、中西、上嶌、榊
入試 WG	八田（幹事）、上嶌、島村、飯田（秀）（後期）、田中（前期）
実務教育 WG	宇藤（幹事）、中西、池田（千）（福田、春名、大西（賢）、進藤）
教育改善 WG	小田（幹事）、大塚、飯田（秀）（後期）、田中（前期）
学生・修了者支援 WG	大塚（幹事）、八田、榊、飯田（秀）（後期）、田中（前期）、池田（千）、木下
模擬法廷建築委員会	研究科長、八田、池田（公）
パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会	曽我（委員長）、研究科長，増島、品田、大西、栗栖、安井、簑原、藤村、関根、玉田（前期）、多湖（後期）
運営委員会 WG	栗栖、曽我、藤村
EUIJ 関西法学研究科運営委員会	井上（委員長）、増島、栗栖、安井、関根
神戸法学会 会長 理事長（雑誌編集委員会委員長） 理事（雑誌編集委員会委員） 監事	 研究科長 齋藤 瀧澤、志谷、山本（顯）、増島、米丸 樫村
法学双書刊行委員会	志谷（委員長）、齋藤、山本（顯）、飯田（文）
学部史編集委員会	齋藤
法学部僚友会幹事	飯田（秀）

競争的資金獲得プラットホーム	山田、品田、中川
法経連携専門教育プログラム WG	大内（幹事）、齋藤、行澤、榊 、（古谷）

【平成 25 年度】　（平成 25 年 4 月 1 日現在）

委　員　会　等	委　　員
人事委員会	研究科長（委員長）、品田（副研究科長）、大塚、近藤、瀧澤、山田、中野、井上、飯田（文）、馬場
研究科企画室	研究科長、評議員、品田（副研究科長）、青木、多湖、興津
大学院教務委員会	研究科長、栗栖（委員長）、山本（顯）、米丸、島並、櫻庭、藤村、神山、安藤
法学研究方法論コースワーク WG	島並、小野、藤村、飯田（秀）
学部教務委員会	研究科長、淺野（委員長）、近藤、増島、高橋、曽我、関根、青木、興津
教学関係専門委員会	研究科長（委員長）、評議員、栗栖（教務委員）、淺野
教学関係専門委員会学部 WG	淺野、曽我、池田（公）
教学関係専門委員会博士課程 WG	栗栖、島並、藤村
研究者養成 PT	島並、嶋矢、飯田（秀）、神山
学生委員会	研究科長、安井（委員長）、中野、宇藤、澁谷、関根
国際提携委員会	増島（委員長）、簑原、関根、玉田（後期）、多湖（前期）、驛
図書委員会	大内（委員長）、飯田（文）、馬場、小野
評価・FD 委員会	中川（委員長）、志谷（副委員長）、八田（教務委員長）、角松、大内、上嶌、栗栖、淺野、島村、嶋矢、池田（公）、櫻庭、榊、藤村、小野、木下
広報委員会	小田（委員長）、榊、多湖、神山、飯田（秀）、木下、安藤
ホームページ WG	榊（幹事）、多湖、神山、安藤
法政情報委員会	志谷（委員長）、簑原、榊、法政情報室助教
法科大学院運営委員会	研究科長、手嶋（委員長、専攻長）、八田（副委員長・法科大学院教務担当）、栗栖（大学院教務委員長）、安井（学生委員長）、大塚、泉水、中野、小田、角松、上嶌、中川、島村
教務 WG	八田（幹事）、中西、角松、榊
入試 WG	島村（幹事）、上嶌、池田（公）、飯田（秀）

実務教育 WG	宇藤（幹事）、中西、池田（千）、蜂須賀、藤井、大西（賢）、進藤、廣政
教育改善 WG	小田（幹事）、大塚、木下
学生・修了者支援 WG	大塚（幹事）、嶋矢、飯田（秀）、神山、池田（千）、木下、廣政
パブリック・コミュニケーション・センター運営委員会	曽我（委員長）、研究科長、増島、品田、大西、栗栖、安井、簑原、関根、藤村、多湖、玉田（後期）
運営委員会 WG	栗栖、曽我、藤村
EUIJ 関西法学研究科運営委員会	井上（委員長）、増島、栗栖、安井、関根、玉田（後期）
神戸法学会	
会長	研究科長
理事長（雑誌編集委員会委員長）	志谷
理事（雑誌編集委員会委員）	瀧澤、齋藤、山本（顯）、増島、米丸
監事	樫村
法学双書刊行委員会	飯田（文）
学部史編集委員会	小野
法学部僚友会幹事	木下
競争的資金獲得プラットホーム	山田、泉水、品田、池田（公）、興津
法経連携専門教育プログラム WG	大内（幹事）、高橋、榊、平良
グローバル人材育成事業委員会	齋藤（委員長）、増島、澁谷

（ⅳ）事務組織・研究教育支援組織

法学研究科の事務組織は、教務係（教育や学生に係わる事項）、会計係（財政事項、施設管理に関する事項）、総務係（その他の庶務）から構成され、事務長が統括する。平成 26 年度における具体的な配置状況は、以下のとおりである。事務長 1 名、教務係（係長 1 名、主任 2 名、係員 2 名、事務補佐員 3 名）、会計係（係長 1 名、係員 2 名）、総務係（主任 2 名、事務補佐員 2 名）、その他、教員の研究・教育活動等を支援するために法学研究科助成室に 3 名、法学研究科教員控室に 1 名、法学研究科資料室に 2 名、法学研究科法政情報室に 1 名の職員が配置されている。

２　予算

（１）法学研究科予算総額の推移

■表 1　研究科予算

	予算総額	図書費
平成 24 年度	150,258	48,850
平成 25 年度	146,732	46,725

（単位　千円）

（２）科学研究費補助金交付状況

■表 2　科学研究費補助金交付状況

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	交付額	件数	交付額
基盤研究(A)	6	46,600	6	42,100
基盤研究(B)	8	27,500	7	25,200
基盤研究(C)	10	11,000	14	13,800
挑戦的萌芽研究	3	2,200	2	3,100
若手研究(A)	1	1,800	1	3,300
若手研究(B)	18	13,300	17	13,300
計	46	102,400	47	100,800

（単位　千円）

３　研究・学習のための施設設備

（１）概要

平成 24 年 4 月から平成 26 年 4 月

第二学舎	3,427 ㎡	
第三学舎	4,299 ㎡	
第四学舎	3,304 ㎡	
第五学舎	5,324 ㎡	
第二研究室	1,821 ㎡	
兼松記念館	2,983 ㎡	
アカデミア館	4,729 ㎡	
フロンティア館	8,986 ㎡	（図書館 3,280 ㎡を含む。）
法科大学院自習棟	1,081 ㎡	
模擬法廷棟	253 ㎡	

なお、これらの施設については、スロープおよびエレベーターが設置され、あるいはその設置が図られており、また、障害者専用駐車場も用意され、障害のある学生等の就学環境が整備されている。

（２）資料室

研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室ウェブサイトの運営・更新（受け入れ雑誌の目次紹介等）やデータベースを提供するために法学研究科資料室が置かれている。ここには、専任の職員 2 名（助手、事務補佐員）が配置され、約 700 種類の雑誌が継続的に受け入れられ、配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えられると共に、資料室ウェブサイト（＊）を通じて、受入雑誌名、内容一覧が公開され学習・研究に役立てられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料が整備されている。また資料室の効率的利用を実現するために、平成 24 年度に資料室整備委員会が設けられ、資料室の整備活動をおこなった。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html

（３）情報処理施設

情報ネットワークに関しては、教職員および学生全員にメールアカウントが配布され、履修科目登録そのほか多様に活用されている。なお、学内で、利用可能なパーソナルコンピュータは、下記各施設に配置されているもののほか、社会科学系図書館（「社会科学系図書館利用案内 2014 参照）などでも用意されている。さらには、研究室、学生用研究・学習施設には LAN（無線含む）が整備され、備付以外のコンピュータの利用も可能である。

（ａ）法政情報室

研究科教員および大学院生のコンピュータ利用の便宜を図り、研究科内ネットワークの保守・整備、データベースの保守・提供、研究科ウェブサイトの管理を行うことを目的として、法政情報室が設けられ、専任の助教 1 名が配置されている。ウェブサイトを通じて、教員の研究・教育活動の状況、入試情報、学生募集要項、学習補助情報、評価情報等が公開されている。

なお、法学部・法学研究科の一部または全員により利用可能なデータベースは下記の通りである。法律学習のための基本的な資料は、そのかなりの部分をデータベースより入手できる環境が整っている。

■別表 1　データベース一覧

DB 名	コンテンツ	DB タイプ	配置時期	備考
日経テレコン	新聞記事	オンライン	従前	
判例体系 CD-ROM	判例	CD-ROM	従前	平成 13 年 8 月より資料室へ。更新停止中。
法律判例文献情報	文献情報	CD-ROM	従前	平成 13 年 8 月より資料室へ。
現行法規	法規	CD-ROM	従前	平成 13 年 8 月より資料室へ。更新停止中。
D1-Law.com	総合	オンライン	平成18年 4 月	
判例体系	判例	オンライン	平成18年 4 月	D1-Law.com 構成 DB
法律判例文献情報	文献情報	オンライン	平成21年 4 月	D1-Law.com 構成 DB
現行法規	法規	オンライン	平成18年 4 月	D1-Law.com 構成 DB
Hein Online	英米法	オンライン	従前	
House of Commons Parliamentary Papers	英米法	オンライン	平成20年 4 月	
Westlaw International	英米法	オンライン	従前	
Juris	ドイツ法	オンライン	従前	
Lexis.com	英米法	オンライン	平成22年 4 月	
ロー・ライブラリー	総合	オンライン	平成16年 4 月	
LEX/DB インターネット	判例	オンライン	従前	ロー・ライブラリー構成 DB
公的判例集データベース	判例	オンライン	平成16年 4 月	ロー・ライブラリー構成 DB

Super 法令 Web（ぎょうせい）	法令	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
法学紀要データベース	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
新・判例解説 Watch	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
旬刊商事法務	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
資料版商事法務	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
NBL	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
法律時報	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
学界回顧	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
判例回顧と展望	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
私法判例リマークス	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
法律文献総合 INDEX	文献情報	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
法学セミナー ベストセレクション	雑誌	オンライン	平成16年４月	ロー･ライブラリー構成DB
LLI 統合型 法律情報システム	総合	オンライン	平成16年４月	
判例検索	判例	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
大審院判例検索	判例	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
現行法令検索	判例	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
最高裁判所判例解説	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
ジュリスト	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
判例タイムズ	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
金融法務事情	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
金融・商事判例	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
銀行法務 21	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
労働判例	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
邦文法律雑誌記事索引	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
有斐閣 Vpass	雑誌等	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
Vpass 判例百選	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
Vpass 法学教室	雑誌	オンライン	平成16年４月	LLI 構成 DB
官報情報検索サービス	法令	オンライン	平成18年４月	

（ｂ）情報処理室

六甲台（法、経済、経営、国際協力）学生の情報処理教育、および六甲台教員の研究を効率的

に推進するために、六甲台電算機室（情報処理教室（コンピュータ（iMac）79 台、プリンター2 台）、電算機室（2 部屋、コンピュータ 68 台（iMac）、プリンター2 台）、情報処理演習室（コンピュータ（Windows）41 台）、プリンター1 台）、国際協力研究科棟内の情報処理演習室（コンピュータ（iMac）53 台、プリンター1 台）が設けられ、専任の助手等 3 名が配置されている。学部生、大学院生を中心として利用がなされている。

（４）大学院生研究室

（ａ）院生研究室

大学院生の大学における継続的・安定的研究のため、以下のように 24 時間利用可能な院生研究室が設けられている。

〔第 2 学舎〕研究者コース（第 2 学舎 412、420〈座席数：62、本棚：80、コンピュータ 1 台、プリンター2 台、卓上電気スタンド、延長コード、パーティション等配当。各部屋に LAN［無線含む］あり〉）。院生談話室（第 2 学舎 414）にスキャナ 1 台、コピー機 1 台、紙折機 1 台、製本機 1 台、ソファー等配置。

〔第 4 学舎〕高度専門職業人コース・社会人コース（第 4 学舎 309〈座席数：28、本棚：8、卓上スタンド、プリンター1 台、延長コード、パーティション配当〉）。院生談話室（第 4 学舎 315）にロッカー72、ソファー等配置。LAN［無線含む］配当。

〔第 5 学舎〕専修コース（第 5 学舎 210〈座席数：45、本棚：16、ロッカー：56、コンピュータ 1 台、プリンター2 台、コピー機 1 台、LAN［無線含む］配当〉）

〔フロンティア館〕研究者コース（フロンティア館 504〈座席数：30、本棚：24、ロッカー：30、コンピュータ 1 台、プリンター2 台、スキャナ 2 台、加湿器 1 台、LAN 配当）

（ｂ）法科大学院自習棟

法科大学院生の大学での継続的・安定的学習のため、法科大学院自習棟が設けられている。24 時間利用可能であり、設備は、座席数：約 300、ロッカー：351、本棚：18、共同利用のコンピュータが 3 台、プリンター5 台、LAN（無線含む）が配置されているほか、学習用の基本的図書も配置されている。

（５）模擬法廷施設の整備

平成 23 年度において、高度専門国際公共人材育成拠点事業として、模擬法廷施設設置を含む計画に着手し、模擬法廷建築委員会を設置した。同施設は、平成 24 年 9 月に竣工および供用を開始した。

主な設備は、法卓・法壇・書記官卓子・検察官弁護人卓子・発言台 1 式、iPad コントロールシステム 1 式、液晶プロジェクター2 台、タッチディスプレイ 1 台、書画カメラ 1 台、ビジュアルプレゼンター1 台、コミュニケーションカメラ 4 台、電動スクリーン 1 台、大型ディスプレイ（天吊）4 台、デジタル HD カメラレコーダー1 台、電子白板 2 台が配置されている。

４　法学研究科における研究・教育活動の概要

（１）共同研究

（ａ）組織的に推進する研究・教育活動

神戸大学は、研究憲章を定め、その理念において、「学術研究の発展を通して、人類の幸福、地球環境の保全及び世界の平和に寄与すること」と定め、その理念に基づき、「(1) 新たな知見を切り開く独創性を重視し、人類の知の発展を導く卓越した研究成果を世界に発信する。(2) 国際都市のもつ開放的な地域の特性を活かし、学術研究の国際的な交流と連携の拠点として求心的な役割を果たす。(3) 多様な研究組織を擁する総合大学として、多彩な専門研究を発展させるととも

に、連携・融合により新たな学術領域を開拓する。」と研究目標を定めている。

その憲章に基づき、第 2 期中期計画で、研究水準及び研究の成果等に関する目標として、「国際的な研究拠点として、世界的水準の学術研究を推進し、卓越した研究成果の創出に努める」こととし、それに資する研究を選定し、重点的に支援することとし、そのための研究実施体制を充実させることとしている。なお、社会科学系教育研究府が平成 24 年度に設立され、日欧連携教育府が平成 25 年度に設立され、神戸大学の複数の研究科が共同して教育・研究にあたる体制も築かれている。以上のような観点から組織的に推進している研究活動としては、以下のようなものが挙げられる（そのほかの共同の研究活動については、(b) において述べる。また、個人による研究活動については、下巻を参照。)。

（ｉ）EU 教育研究プログラム（平成 17 年度～）

2005 年 4 月から、EU（欧州連合）の機関である欧州委員会の全面的な協力を得て、神戸大学（幹事校）・関西学院大学・大阪大学に、EU Institute in Japan, Kansai（EUIJ 関西）が設立され、EU に関する包括的な研究・教育活動が行われている。このうち教育活動として、ヨーロッパの法･政治･経済等を学ぶための教育プログラムにより､所要の履修要件を満たした学生に Certificate を与えている。また、研究活動として、ラウンドテーブル、セミナー、ワークショップなどの研究会を開催している。以上についての詳細は、EUIJ 関西ウェブサイト（＊）を参照。

＊http://euij-kansai.jp

（ⅱ）ジャーナリズム・プログラム（平成 18 年度～）

報道機関各社の支援により、ジャーナリスト志望者、あるいはジャーナリズムに関心を有する者を対象に、新聞ジャーナリズムおよび放送ジャーナリズムに関連して、実践的な能力を獲得することを目的とした講義を開講している。平成 23 年度からは、発展的に、後述の国際公共人材育成プログラムの一部として実施されている。

（ⅲ）法経連携専門教育プログラム（**Econo-Legal Studies/ ELS Program**）（平成 22 年度～）

法学・経済学双方の知識と見方とを用いて現代的社会問題を解決する力を有する学生を育てることを目標に、本学経済学研究科と共同して、法学・経済学の両方の素養を、法学部／経済学部 2 年生から 4 年生までの 3 年間で修得することに向けた講義を開講している。詳細は、エコノ・リーガルスタディーズ・ウェブサイト（＊）を参照。

また、本プログラムと並行し、科学研究費補助金・基盤研究（A）研究課題「経済的・社会的規制における市場の機能とその補正をめぐる法律学的・経済学的検討」（研究代表者：泉水文雄）（平成 21～23 年度）を受けて、競争法、知的財産法、労働法、社会保障法等の分野における法学と経済学との共同研究が行われ、引き続き平成 24 年度から同じく基盤研究（A）研究課題「市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究」（研究代表者：泉水文雄）が行われている。

＊http://www.econ.kobe-u.ac.jp/els/index.html

（ⅳ）国際公共人材育成プログラム（平成 23 年度～）

現代日本の抱える公共問題の特徴を捉えた上で、その解決策を探り、さらに英語と日本語の双方で自らの見解を示し、多くの人に伝えていく能力を養うことを目的とし、平成 23 年度より実施されている。パブリック・コミュニケーション・センター（PCC）を設置し、特命講師 2 名と研究員 1 名（23 年度は 2 名）を採用している。また、8 つのプログラム講義を提供するとともに、随時国内外の研究者・実務家を招いたセミナーを実施している。詳細は、パブリック・コミュニケーションセンター・ウェブサイト（＊）を参照。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/PCC/

（ｖ）日欧連携教育府によるプロジェクト（平成 25 年度～）

平成 25 年 10 月に、本学の法学部・法学研究科、経済学部・経済学研究科、国際文化学部、国際文化研究科が中心となり、日欧連携教育府が新設された。そこにおいて、従来の EU（欧州連合）研究や教育の成果を生かしつつ、EU に関してそれぞれの専門分野と学際的観点から多面的かつ体系的に教育することを目的として、学部から大学院にまたがる学位プログラムとして「EU エキスパート人材養成プログラム」（KUPES）を実施している。また、大学院生を対象としたダブルディグリー、学生交流プログラムとして「日・EU 間学際的先端教育プログラム」（EU-JAMM）が実施されている。詳細は、日欧連携教育府ウェブサイト（＊）を参照。

＊http://www.ejce.kobe-u.ac.jp/

（ⅵ）政治と外交の対外情報発信に関する国際共同研究（平成 25 年度～）

2011 年から、英国エセックス大学との共同研究が開始され、毎年 4 月に「さくらセミナー」が開催されている。それらの研究蓄積を発展的に展開するため、日本学術振興会「課題設定による先導的人文・社会科学研究推進事業」として、**C**ollaborative **R**esearch **O**n **P**olitical **I**nformation **T**ransmission（CROP-IT：代表者　多湖淳准教授）を開始した。政治外交分野に関する情報発信についての実証的研究を行い、その理論化や政策提言を目指すとともに、国際共同研究ネットワークの構築、若手研究者の支援、日本の社会科学研究の国際的プレゼンス向上をも目指している。代表者のほか、複数の本研究科教員が事業メンバーに加わっている。詳細は同ウェブサイト（＊）参照。

＊http://www2.kobe-u.ac.jp/~tago/cropit/

（ⅶ）GEEPLS（平成 26 年度～）

平成 26 年度より、文部科学省グローバル人材育成事業経費に加え、神戸大学英語コース設置準備・推進事業経費を用いて、今まで法学部・法学研究科が実施してきた国際教育事業を総括して GEEPLS（Global Elite Education forPolitics and Law Students）として括り、より学生に可視化され、わかりやすいプログラムとしての教育機会の提供を図っている。

（ⅷ）シチュエーショナルトレーニング・プログラム（平成 26 年度～）

平成 26 年 4 月から、文部科学省の特別経費を受け、3 年間の予定で実施する。本プログラムでは、国際・国内双方における法的、政治的な様々な意思決定の場面やプロセスを再現・仮構し、学生が、そこでのプレイヤーの立場に自らをおく経験を積むことを目指している。学問的な知識や情報を提供した上で、実務的、実践的な課題の発見、遂行能力を高めていくことをねらいとしており、一定の指定講義を受講した上で、模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬投資仲裁、模擬裁判、宇宙法模擬裁判といった教育取組を行うことになる。詳細は、同プログラム・ウェブサイト（＊）を参照。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/STP/index.html

（ⅸ）科学研究費補助金による研究プロジェクト

本研究科は、科学研究費補助金による研究プロジェクトを、本研究科教員を代表者、さらには分担者とする研究組織により、応募し遂行することを推奨・推進している。そのために、「競争的資金プラットホーム」を研究科内に設け、ランチョンセミナー等のセミナーを通じて、その資金獲得を支援している。その結果、本報告対象期間において、下記のとおり本研究科所属教員を代表とする 6 件の基盤研究（A）が採択され、研究が遂行された。

研究代表者	種目	研究課題	年度	本研究科所属の研究分担者
大西　　裕	基盤研究（A）	選挙ガバナンスの比較研究	24年度 25年度	3

樫村　志郎	基盤研究（A）	法的サービス供給をめぐる紛争の構造―専門家の視角と利用者の視角の交錯を通じて	24年度 25年度	1
窪田　充見	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度	10
坂元　茂樹	基盤研究（A）	国際法の訴訟化への理論的・実践的対応	24年度 25年度	1
泉水　文雄	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度	11
手嶋　　豊	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度	8

（ｂ）その他の研究会等

（ｉ）神戸法学会講演会

神戸法学会により、下記の講演会が行われた。

【平成24年度】

①平成 24 年 5 月 1 日（火）　17:00~18:30
場所：第二学舎 120 教室
講師：松宮慎氏（弁護士）
演題：弁護士という仕事

②平成 24 年 5 月 8 日（火）13:00~14:30
場所：アカデミア館 404 教室
講師：韓　忠洙教授（漢陽大学校法科大学院）
演題：日・韓の国際裁判管轄規則の比較検討

③平成 24 年 5 月 11 日（金）16:30~17:30
場所：アカデミア館 502 号室
講師：李　龍 講師（華東理工大学法学院）
演題：中国の株主代表訴訟について

④平成 24 年 5 月 16 日（水）8:50~10:30
場所：第二学舎 163 教室
講師：Sebastien Lechevalier 准教授（フランス社会科学高等研究院）
演題：ユーロ危機とフランス大統領選挙

⑤平成 24 年 5 月 28 日（月）13:20~16:40
場所：法学研究科大会議室
講師：Dr.Colin Tyler (University of Hull)
Prof.Andrew Vincent (Cardiff University)
Prof.David Boucher (Cardiff University)
演題：Bridging Normative and Empirical Approaches to International Relations

⑥平成 24 年 6 月 4 日（月）13:20~14:50
場所：第二学舎 163 教室
講師：四方敬之氏（内閣副広報官）
演題：東日本大震災と官邸の国際広報活動

⑦平成 24 年 8 月 7 日（火）17:00~19:10
場所：第二学舎 163 教室
講師：山本弘教授（神戸大学法学研究科）
上嶌一高教授（神戸大学法学研究科）
演題：最近重要最高裁判決の分析―民事手続法分野と刑事実体法分野―

⑧平成 24 年 8 月 9 日（木）
場所：第二学舎 163 教室
講師：第 1 講演会　13:30~15:30
飯田浩隆氏（日立製作所法務・コミュニケーション統括本部　法務本部）
高江瑞一氏（日立製作所知的財産本部知財ビジネス法務本部　知財法務部）
高木陽一氏（日立製作所人財統括本部人事教育部　主任）
第 2 講演会　16:00~18:00
権藤幹晶氏（住友生命保険相互会社コンプライアンス統括部法務室長）
演題：企業法務部で働くことの意義

⑨平成 24 年 10 月 19 日（金）9:00~10:20
場所：本館 102 教室
講師：高橋亘教授（神戸大学経済経営研究所）
演題：職業としての日本銀行

⑩平成 24 年 10 月 24 日（水）　14:00~15:00
場所：法学研究科大会議室
講師：多湖淳准教授（神戸大学法学研究科）
演題：武力行使支持の条件―サーベイ実験による知見から―

⑪平成 24 年 11 月 13 日（火）17:00~18:40
場所：第二学舎 163 教室
講師：川井信之氏（弁護士）
演題：会社法改正と企業法務弁護士から見た会社法の実務

⑫平成 24 年 12 月 10 日（月）8:50~10:30
場所：第二学舎 163 教室
講師：島並良教授（神戸大学法学研究科）
演題：知的財産法の最新改正について

⑬平成 25 年 1 月 11 日（金）10:40~12:10
場所：アカデミア館 502 号室
講師：Simon Deakin 教授（Cambridge University, England）
演題：イギリスの雇用における年齢差別禁止法について

⑭平成 25 年 1 月 15 日（火）15:10~16:40
場所：フロンティア館 303 号室
講師：兪 珍式教授（全北大学校法学専門大学院、韓国）
演題：韓国ロースクールの現状と課題

⑮平成 25 年 2 月 18 日（月）13:20~14:50
場所：第二学舎 104･106 教室
講師：Mr.Etienne Reuter（元駐日 EU 代表部公使）
演題：The State of the European Union

⑯平成 25 年 2 月 22 日（金）10:40~12:10
場所：フロンティア館 406 教室
講師：Mr.Francois Souty（フランス政府内閣府部長）
演題：European Competition Law in Comparative Perspective

（共催）
①平成 24 年 9 月 15 日（土）16:00~17:00
場所：第二学舎 163 教室
講師：大島眞一氏（京都地方裁判所判事）
演題：これからの法曹

【平成25年度】
①平成25年5月30日（木）　15:00~17:00
場所：第二学舎大会議室
講師：久保浩樹氏（アメリカ　ライス大学　政治学部　大学院生）
演題：アメリカの州議会におけるイデオロギー的分極化と立法生産性

②平成25年6月20日（木）　15:10~16:40
場所：アカデミア館503号室
講師：Peter McEleavy氏（スコットランド・ダンディー大学教授）
演題：ハーグ条約の現在と新たに加盟する日本への提言

③平成25年6月26日（水）　13:20~15:00
場所：第二学舎163教室
講師：Keith Carpenter氏
演題：International Lawyers

④平成25年6月30日（日）　16:00~17:00
場所：第二学舎161教室
講師：泉房穂氏（明石市長）
演題：法科大学院修了生の社会的貢献への期待
－専門性を活かした自治体サービス向上への重要な起因力として－

⑤平成25年7月11日（木）　15:10~16:40
場所：アカデミア館503号室
講師：Aude Fiorini氏（スコットランド・ダンディー大学上級講師）
演題：ブラッセルズⅠ規則の改正とＥＵにおける民事司法協力の展開について

⑥平成25年7月22日（月）　10:40~12:10
場所：第二学舎120教室
講師：Catherine Gegout准教授（ノッティンガム大学）
演題：Unethical Power Europe? Something Fishy about Trade Policy

⑦平成25年8月9日（金）　16:00~18:30
場所：第二学舎161教室
講師：宇藤崇教授（神戸大学法学研究科）
　　木下昌彦准教授（神戸大学法学研究科）
演題：最近重要最高裁判決の分析－刑事手続法分野と憲法分野－

⑧平成25年9月19日（木）　16:00~18:00
場所：第二学舎163教室

講師：高橋宏志教授（中央大学法科大学院）
演題：法科大学院における双方向授業の実践－民事訴訟法を例として－

⑨平成25年9月24日（火）　15:10~16:40
場所：アカデミア館504
講師：Jean-Jacques Roche教授（パリ第二大学）
演題：Walls and Borders in a Time of Globalization or World Reterritorialisation

⑩平成25年10月18日（金）　15:00~17:00
場所：第二学舎　中会議室
講師：Srdjan Vucetic准教授（オタワ大学）
演題：The Anglosphere : A Region Hidden in Plain Sight

⑪平成25年10月22日（火）　17:50~19:20
場所：第二学舎102教室
講師：Daniel Bach教授（フランス国立科学研究センター主任研究員・ボルドー政治学院教授）
演題：A New Global Frontier : Africa in International Relations

⑫平成25年10月23日（水）　17:10~18:10
場所：第二学舎163教室
講師：金井美智子弁護士
演題：渉外弁護士と渉外実務－欧米からアジアへ

⑬平成25年11月30日（土）　13:30~16:30
場所：アカデミア館502
講師：Avigail Eisenberg教授（カナダ　ビクトリア大学　政治学部学部長・教授）
演題：Voting Rights for Non-Citizens

⑭平成25年12月12日（木）15:10~16:40
場所：本館230教室
講師：権藤幹晶氏（住友生命保険相互会社法務室長）
演題：企業における法的側面のある仕事の実際

⑮平成26年1月16日（木）　13:20~15:00
場所：第二学舎161教室
講師：Mustapha Mekki教授（パリ13大学法学部）
演題：ＥＵにおける契約法の最新動向：ハードシップを中心に

（共催）
①平成25年9月14日（土）　16:00~17:00
場所：第二学舎163教室
講師：山地修先生（最高裁判所調査官）
演題：明日の法曹の皆さんへ

（ⅱ）ランチョン・スタッフセミナー

平成 14 年より、教員間の相互理解を深め、相互の研究発展に資する目的で、昼食をとりながら、研究科教員が自己の研究等に関して簡単な報告を行うセミナーが開催されている。実施状況は下記の通り、平成 24 年度 2 回、平成 25 年度 4 回開催され、各回 20 名程度の参加者を得ている。

【平成 24 年度】
◆平成 24 年 10 月 3 日
安藤馨「現代自由意志論の諸相：論理的決定論を巡って」

◆平成 25 年 1 月 30 日
小野博司「ある法制官僚の軌跡」

【平成 25 年度】
◆平成 25 年 9 月 13 日
坂元茂樹「日本の領土問題：尖閣諸島を中心に」

◆平成 25 年 9 月 25 日
池田公博「科学研究費補助金研究計画調書の作成について」

◆平成 25 年 10 月 2 日
角松生史「科学研究費補助金研究計画調書の作成について」

◆平成 26 年 3 月 5 日
大塚裕史「神戸 3 大過失事件（歩道橋・砂浜陥没・JR 脱線）と事故防止責任」

（ⅲ）各分野の研究会
〔民法判例研究会〕
本学の民法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、最新の重要民事判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月 1 回ペースで行われている。
〔判例刑事法研究会〕
本学の刑事法スタッフと神戸地方裁判所の裁判官が中心となり、共同で、最新の重要刑事判例等について、報告、検討を行う。年間 4 回行われている。
〔商事法研究会〕
本学の商事法スタッフを中心に、大学院生、本学出身の他大学研究者らが出席し、主に、米国の会社法、金融商品取引法をテーマとする米国の重要判例を選び出して、検討する。ほぼ毎月 1 回のペースで行われ、成果は「商事法務」において毎月 1 回掲載されている。
〔公法研究会〕
本学の公法系教員および大学院生が出席し、研究報告と判例評釈とを取り混ぜて、おおむね 1～2 ヶ月に 1 回のペースで行っている。学外からゲスト報告者を招聘することもある。
〔政治学研究会〕
本学の政治系教員・大学院生を中心に、海外も含めた学外の教員・大学院生も加えつつ、毎月 1 回のペースで、メンバーによる研究報告 とそれに対する議論を行っている。

（２）紀要
研究科教員・大学院生が業績を公表するための下記研究科関連の雑誌に、以下の通りの研究発表が行われた。

（ａ）神戸法学雑誌

巻号	研究	研究ノート	資料	翻訳	論説	書評	講演	記事	シンポジウム	本研究科教員	本研究科院生	学外
62巻	9	1							5	11		2
63巻	13	4								13	3（元院生1含）	2

（ｂ）神戸法学年報

巻号	研究	資料	判例研究	研究ノート	本研究科教員	本研究科院生	学外
28号	1	2			2	1	1

（ｃ）法政策研究

巻号	論文等	本学教員	本研究科院生	単位修得退学者	修了者	学外
第14集	7	1	1	2	2	3
第15集	8	2	1	1	2	3

（ｄ）**Kobe University Law Review**

巻号	Article	Note	Symposium	Workshop	本研究科教員	本研究科院生	学外
No.46			2				2
No.47	6			2	5	1	2

（ｅ）六甲台論集

巻号	論文	判例評釈	研究ノート	後期課程院生	後期課程修了者	前期課程修了者	学外
59巻	3		1	2			2
60巻				3	8		

（３）国際交流活動

（ａ）教員の長期海外出張

（6ヶ月以上のものに限る。）

氏　名	期　　間	出張先	目　　的
櫻庭　涼子	平成22年8月15日～平成24年8月15日	イギリス、フランス、デンマーク、スウェーデン、スペイン、ドイツ、ベルギー、スイス	労働法に関する研究のため
多湖　淳	平成22年10月1日～平成24年9月30日	アメリカ合衆国	安全保障分野における国際制度の計量分析：国際法と国際政治の相互関係・制度間研究に関する研究調査のため
前田　健	平成24年8月13日～平成25年3月21日	アメリカ合衆国	一般財団法人知的財産研究所特許庁委託平成 23 年度産業財産権研究推進事業（平成 23～25 年度）研究者派遣事業における平成 24 年度在外研究員
前田　健	平成25年4月7日～平成26年3月19日	アメリカ合衆国	一般財団法人知的財産研究所特許庁委託平成 24 年度産業財産権研究推進事業（平成 24～26 年度）研究者派遣事業における平成 25 年度在外研究員

田中　　洋	平成24年9月1日～ 平成26年8月31日	ドイツ	ヨーロッパ私法における平準化の方向性と課題に関する研究および資料収集

（ｂ）外国人研究者の来訪

（ｉ）外国人研究者の招聘

〔招聘外国人研究者〕

外国人研究者を招聘して、以下のとおり研究会などを開催した。

【平成24年度】

平成24年5月8日
韓　忠洙（漢陽大学校法科大学院教授）
「日・韓の国際裁判管轄規則の比較検討」（神戸法学会による講演）

平成24年5月11日
李　龍（華東理工大学法学院講師）
「中国の株主代表訴訟について」（神戸法学会による講演）

平成24年5月16日
Sebastien Lechevalier（フランス社会科学高等研究院准教授）
「ユーロ危機とフランス大統領選挙」（神戸法学会による講演）

平成24年5月28日
Andrew Vincent（カーディフ大学教授）
David Boucher（カーディフ大学教授）
「Bridging Normative and Empirical Approaches to International Relations」（神戸法学会による講演）

平成24年11月7日
Land Manners（Rosklide大学教授）
「The European Unionõs Normative Power and the Promotion of Human Rights」（EUIJによる講演）

平成24年12月8日
Peter McEeavy（ダンディ大学教授）
「The Development of EU Judical Cooperation in Civil Matters」（EUIJによる講演）

平成25年1月11日
Simon Deakin（ケンブリッジ大学教授）
「イギリスの雇用における年齢差別禁止法について」（神戸法学会による講演）

平成25年1月15日
兪 珍式（全北大学校法学専門大学院教授）
「韓国ロースクールの現状と課題」（神戸法学会による講演）

平成25年2月4日
黄 銘傑（国立台湾大学法律学院教授）
「Misuse Doctrine と競争法との関係と再考」（神戸大学 ELS による講演）

平成25年2月6日
Maurizio del Conte（Bocconi 大学教授）
「有期雇用に対する規制についての比較分析－法と経済の観点から」（神戸大学 ELS による講演）

平成 25 年 2 月 18 日
Etienne Reuter (元駐日 EU 代表部公使）
「The State of the European Union」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 2 月 22 日
Francois Souty（フランス政府内閣府部長）
「European Competition Law in Comparative Perspective」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 2 月 28 日
Alexander Peukert（フランクフルト大学教授）
「A Doctrine of the Public Domain」（神戸大学 ELS による講演）

【平成 25 年度】
平成 25 年 4 月 8 日
Sir David Edward（エジンバラ大学教授）
「Introduction to the Study of the EU Law」（EUIJ による講演）

平成 25 年 5 月 16 日
Eric Paulus Marinus Velmeulen（Tilburg 大学教授）
「The Future of Company Law」（EUIJ による講演）

平成 25 年 6 月 20 日
Peter McEleavy（ダンディー大学教授）
「ハーグ条約の現在と新たに加盟する日本への提言」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 7 月 11 日
Aude Fiorini 氏（ダンディー大学上級講師）
「ブラッセルズ I 規則の改正とＥＵにおける民事司法協力の展開について」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 7 月 12 日
Alysia Blackham（弁護士　PhD Candidate, Faculty of Law, University of Cambridge）
「Evaluating Age Discrimination Laws in the United Kingdomー英国における年齢差別禁止法の評価」（神戸大学 ELS による講演）

平成 25 年 7 月 22 日
Catherine Gegout（ノッティンガム大学准教授）
「Unethical Power Europe? Something Fishy about Trade Policy」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 8 月 21 日
Mel Marquis（欧州大学院大学客員教授、EU 競争法・政策ワークショップ共同代表）
「EU におけるカルテル規制の展開」（神戸大学 ELS による講演）

平成 25 年 9 月 24 日
Jean-Jacques Roche（パリ第二大学教授）
「Walls and Borders in a Time of Globalization or World Reterritorialisation」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 9 月 30 日
Pascal Petit（Universite de Paris 教授）
「Challenges for Europe in the World by 2030-A Presentation of the Outcomes of the AUGUR Project-」（EUIJ による講演）

平成 25 年 10 月 18 日
Srdjan Vucetic（オタワ大学准教授）
「The Anglosphere : A Region Hidden in Plain Sight」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 10 月 22 日
Daniel Bach（フランス国立科学研究センター主任研究員・ボルドー政治学院教授）
「A New Global Frontier : Africa in International Relations」（神戸法学会による講演）

平成 25 年 11 月 30 日
Avigail Eisenberg 教授（ビクトリア大学　政治学部学部長・教授）
「Voting Rights for Non-Citizens」（神戸法学会による講演）

平成 26 年 1 月 16 日
Mustapha Mekki（パリ 13 大学法学部教授）
「ＥＵにおける契約法の最新動向：ハードシップを中心に」（神戸法学会による講演）

〔滞在外国人研究者〕

期間	名前	身分・国籍	目的
平成24年10月 1 日～ 平成25年 9 月30日	金　知濯	神戸大学招へい外国人研究者・韓国	選挙制度の日韓比較分析に関する研究活動や資料収集のため
平成24年12月20日～ 平成25年 2 月19日	黄　銘傑	神戸大学招へい外国人研究者・台湾	「競争法と知的財産法とのインターフェイスー日本法の経験」の共同研究
平成24年12月28日～ 平成25年 1 月26日	Georgios Mousourakis	神戸大学招へい外国人研究者・ニュージーランド	少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究への参加・協力
平成25年 2 月 1 日～ 平成25年 7 月31日	南　昌熙	神戸大学招へい外国人研究者・韓国	北東アジアの安全保障関連の資料収集及び韓日米同盟の可能性に関する研究
平成25年 7 月 1 日～ 平成25年 9 月15日	蔡　龍保	神戸大学招へい外国人研究者・台湾	共同研究プロジェクトに従事
平成26年 1 月 6 日～ 平成26年 4 月 5 日	李　正勲	神戸大学招へい外国人研究者・韓国	韓国の法律と政治の近代化において日本がいかに寄与したかを考察

（ⅱ）外国人教員

期間	名前	身分・国籍	担当講義科目
平成24年８月21日～ 平成24年８月23日	Jeff Leong	非常勤講師・マレーシア	アジア法
平成24年10月１日～ 平成25年２月28日	Hillary Pedersen	非常勤講師・アメリカ合衆国	Presentation Skills
平成25年２月16日～ 平成25年２月17日	Etienne Reuter	非常勤講師・ルクセンブルク	The European Union in Crisis
平成25年２月20日～ 平成25年２月22日	François Souty	非常勤講師・フランス	Comparative Competition Law
平成25年５月１日～ 平成25年５月５日	趙　　雲	非常勤講師・中国	アジア法 A
平成25年５月18日～ 平成25年５月19日	Jeff Leong	非常勤講師・マレーシア	アジア法 A
平成25年６月15日～ 平成25年６月23日	Peter McEleavy	非常勤講師・イギリス	ヨーロッパ国際私法Ⅱ
平成25年７月6日～ 平成25年７月15日	Aude Fiorini	非常勤講師・フランス	ヨーロッパ国際私法Ⅰ
平成25年７月20日～ 平成25年７月27日	Catherine Gegout	非常勤講師・フランス	グローバル政治学Ⅲ
平成25年９月18日～ 平成25年９月20日	Roche Jean-Jacques	非常勤講師・フランス	グローバル政治学Ⅲ
平成25年９月30日～ 平成26年２月３日	Hillary Pedersen	非常勤講師・アメリカ合衆国	Presentation Skills
平成25年10月４日～ 平成26年１月17日	Keith Carpenter	非常勤講師・イギリス	プログラム講義「グローバル比較法Ⅲ」
平成25年10月14日～ 平成25年10月19日	Srdjan Vucetic	非常勤講師・カナダ	グローバル政治学Ⅱ
平成25年10月16日～ 平成25年11月６日	François Foret	非常勤講師・ベルギー	特別講義 EU のガバナンス
平成25年10月20日～ 平成25年10月27日	Bach Daniel	非常勤講師・フランス	グローバル政治学Ⅱ
平成25年12月７日～ 平成25年12月８日	James Claxton	非常勤講師・アメリカ合衆国	プログラム講義「グローバル仲裁実務Ⅱ」
平成26年１月13日～ 平成26年１月15日	Mustapha Mekki	非常勤講師・フランス	ヨーロッパ契約法

（ｃ）海外の大学等との国際交流

（ｉ）国際交流協定

相手大学名	国名	協定締結日	有効期間	学生交流のレベル	授業料等不徴収の規定の有無	派遣する際の検定料不徴収規定の有無	研究者交流の規定の有無	単位互換規定の有無
シドニー大学	オーストラリア	平成13年11月23日	平成24年2月1日から平成29年2月1日まで	学部 大学院	３	３	３	３
リオデジャネイロ州立大学法学部	ブラジル	平成16年2月26日	平成22年10月22日から学術協定が効力を有する期間	学部 大学院	３	３	３	３
成均館大学校法科大学・大学院（関連専攻）	韓国	平成16年7月13日	平成16年7月13日から学術協定が効力を有する期間	学部 大学院	３	３	３	３
全南大学	韓国	平成17年2月22日	平成17年2月22日から5年間（以降1年ごと自動更新）	学部 大学院	３	３	３	３
国立台北大学	台湾	平成21年7月1日	平成21年7月1日から5年間（以降5年ごとに自動更新）	学部 大学院	３	３	３	３
国立政治大学	台湾	平成22年10月28日	平成22年10月28日から5年間（以降5年ごと自動更新）	学部 大学院	３	３	３	３
インドネシア大学	インドネシア	平成23年6月27日	平成23年6月27日から学術協定の効力を有する期間	学部 大学院	３	３	３	３
ダンディー大学	英国	平成25年3月25日	平成25年3月25日から5年間（以降1年ごと自動更新）	学部 大学院	３	３	３	３

（ⅱ）学生の国際交流

①本学部・研究科学生の海外留学状況

期　間	協 定 先 大 学	人数	身　分	派　遣　期　間
24年度	国立台北大学	1	大学院生	平成24年 9 月～平成25年 7 月
	清華大学	1	学部生	平成24年 9 月～平成25年 7 月
	カレル大学	1	大学院生	平成24年 9 月～平成25年 6 月
	シドニー大学	1	学部生	平成25年 3 月～平成25年11月
	インドネシア大学	1	学部生	平成25年 2 月～平成26年 1 月
25年度	インドネシア大学	1	学部生	平成25年 8 月～平成26年 1 月
	リオデジャネイロ州立大学	1	学部生	平成25年 9 月～平成26年 2 月
	ダンディー大学	2	学部生	平成25年 9 月～平成25年12月
	カレル大学	1	学部生	平成25年 9 月～平成26年 6 月
	ワシントン大学	1	学部生	平成25年 9 月～平成26年 6 月
	国立政治大学	1	学部生	平成26年 2 月～平成27年 1 月
	パリ第2大学	1	学部生	平成26年 1 月～平成27年 2 月
	清華大学	1	大学院生	平成26年 2 月～平成26年 7 月

②本学部・研究科の留学生受入状況

【平成24年度】

国　　籍	学 部 生	大学院博士	大学院修士	研 究 生
トルコ		1		
中国	9	11	24	5
韓国	8（交換留学 1）	2	1	4
カナダ			1	
ブルガリア	3			
ブラジル	（交換留学 1）			
台湾	（交換留学 2）	1	（交換留学 4）	
フランス	（交換留学 1）			
タイ	1			
オーストラリア	（交換留学 1）			
セルビア		1		1
ニュージーランド				1

【平成25年度】

国　　籍	学 部 生	大学院博士	大学院修士	研 究 生
中国	9	11	20	9
韓国	8	2	4	2

ブルガリア	2			
インドネシア	（交換留学 1）			
ブラジル	（交換留学 1）			1
カナダ			1	
トルコ		1		
台湾	（交換留学 2）	1	（交換留学 4）	
フランス	（交換留学 1）			
セルビア		1	1	
ニュージーランド				1
ポルトガル				2

③交流協定に基づく単位互換

受入れ

年　　度	所属（学部・大学院）	出　身　大　学	人数	修得科目数	修得単位数
平成 24 年度	学部	全南大学	1	4	22
		国立台北大学	1	8	5
		シドニー大学	1	7	16
		リオデジャネイロ州立大学	1	3	4
		パリ第 7 大学	1	5	3
	大学院	国立台北大学	3	16	15
		国立政治大学	2	27	25
平成 25 年度	学部	国立台北大学	1	3	3
		国立政治大学	1	11	9
		リオデジャネイロ州立大学	1	2	0
		インドネシア大学	1	6	0
		パリ第 2 大学	1	5	16
	大学院	国立台北大学	3	21	10
		国立政治大学	1	15	8

（４）外部資金による研究活動

以上のほか、それぞれの教員が外部資金を得て実施する研究活動を、以下に掲げる。

【教授】

氏名	役職	研究費名	役割	種目	研究課題	年度
淺野　博宣	教授	科研費	代表者	若手研究（B）	アメリカ憲法学における保守主義法理論の研究	24年度 25年度
淺野　博宣	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
飯田　文雄	教授	科研費	代表者	挑戦的萌芽研究	政治哲学と憲法学の対話を通じた「新しい権利」論の可能性に関する萌芽的研究	24年度
飯田　文雄	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	多文化共生社会の言語権・社会権・参政権に関する国際的比較研究	24年度 25年度
飯田　文雄	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	グローバル・シティーの変容と「新しい公共空間」の形成に関する国際的比較研究	24年度 25年度
飯田　文雄	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
井上　典之	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	プロ・スポーツ組織の現状とそのあり方に関する法的規律についての複眼的考察	24年度
井上　典之	教授	科研費	分担者	基盤研究（C）	プロ・スポーツ団体の多様性と各団体構成員の権利関係についての重層的考察	24年度 25年度
上嶌　一高	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策	24年度 25年度
宇藤　　崇	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	刑事過失の認定における実体法と手続法の「連結」の探究	24年度 25年度
宇藤　　崇	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策	24年度 25年度
浦野由紀子	教授	科研費	代表者	若手研究（B）	要式行為論	24年度
大内　伸哉	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度
大塚　裕史	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策	24年度 25年度
大西　　裕	教授	科研費	代表者	基盤研究（A）	選挙ガバナンスの比較研究	24年度 25年度
大西　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（S）	政治構造変動と圧力団体、政策ネットワーク、市民社会の変容に関する比較実証研究	24年度 25年度
大西　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	１９９７－９８年経済危機以後の東アジア諸国ポリティカル・エコノミーの比較研究	24年度 25年度

大西　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	グローバル化をめぐる国内政治過程の分析：計量分析から事例分析へ	24年度 25年度
大西　　裕	教授	科研費	分担者	挑戦的萌芽研究	地方分権改革の多国間比較－反対政策と自己防衛政策の視点から	24年度 25年度
大西　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	大規模災害時における復旧・復興支援ガバナンスの比較研究	25年度
大西　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	政権交代期における選挙区政治の変容に関する実証的研究	24年度
大西　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	都道府県議会選挙区改定の総合的研究－その原因と影響の解明－	25年度
小田　直樹	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策	24年度 25年度
小田　直樹	教授	科研費	分担者	基盤研究（C）	刑事過失の認定における実体法と手続法の「連結」の探究	24年度 25年度
樫村　志郎	教授	科研費	代表者	挑戦的萌芽研究	法的・規範的実践の社会的構造ーフィールド観察とデモンストレーションを通じてー	24年度
樫村　志郎	教授	科研費	代表者	基盤研究（A）	法的サービス供給をめぐる紛争の構造―専門家の視角と利用者の視角の交錯を通じて	24年度 25年度
樫村　志郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	他者をまえにした対人支援の問題の社会学的分析に基づく支援システムのデザイン	24年度 25年度
樫村　志郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	言語的身体的相互行為の多文化エスノグラフィーに基づく身体テクノロジーのデザイン	24年度 25年度
樫村　志郎	教授	科研費	分担者	挑戦的萌芽研究	コミュニティーの喪失と再生の会話分析―「日本人」カテゴリーを中心に	24年度 25年度
樫村　志郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	被災経験と法的ニーズの社会的構築過程に関する実証的研究	25年度
角松　生史	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	公法学からの市民社会への学際的・構成主義的接近―リスク・ガバナンス・社会連帯	24年度 25年度
角松　生史	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	ネットワーク社会における都市空間のガバナンス―新たな実定法パラダイムの構築―	24年度 25年度
角松　生史	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	特定行政領域における公私協働に焦点を当てた国家と市民社会の役割分担と規範論の検討	24年度 25年度
角松　生史	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	安全確保に向けた順応型管理システムの法制度設計	25年度
角松　生史	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度
窪田　充見	教授	科研費	代表者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度

栗栖　薫子	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	グローバルな規範的概念の形成過程―保護責任、移行期正義、人間の安全保障の比較	24年度
近藤　光男	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	株式市場価格が持つ法的意義と機能の探求～会社法・金商法を中心に	24年度 25年度
齋藤　　彰	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	国際契約規範における市場の活用についての法律学的研究	24年度 25年度
坂元　茂樹	教授	科研費	代表者	基盤研究（A）	国際法の訴訟化への理論的・実践的対応	24年度 25年度
坂元　茂樹	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	海洋法秩序の現代的発展過程に関する研究―法史的・理論的研究を踏まえて	24年度
坂元　茂樹	教授	科研費	分担者	基盤研究（C）	人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応	24年度
志谷　匡史	教授	寄附金	代表者	公益財団法人村田学術振興財団研究助成金		24年度
志谷　匡史	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	プロ・スポーツ団体の多様性と各団体構成員の権利関係についての重層的考察	24年度 25年度
志谷　匡史	教授	科研費	分担者	基盤研究（C）	プロ・スポーツ組織の現状とそのあり方に関する法的規律についての複眼的考察	24年度
志谷　匡史	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	株式市場価格が持つ法的意義と機能の探求～会社法・金商法を中心に	24年度 25年度
品田　　裕	教授	科研費	代表者	挑戦的萌芽研究	政治家の選挙キャンペーン戦略とその活動実態に関する研究	24年度 25年度
品田　　裕	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	政権交代期における選挙区政治の変容に関する実証的研究	24年度
品田　　裕	教授	寄附金	代表者	朝日新聞ジャーナリズム関連教育助成金		24年度
品田　　裕	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	都道府県議会選挙区改定の総合的研究－その原因と影響の解明－	25年度
品田　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	選挙ガバナンスの比較研究	24年度 25年度
渋谷謙次郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	多文化共生社会の言語権・社会権・参政権に関する国際的比較研究	24年度 25年度
渋谷謙次郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	グローバル・シティーの変容と「新しい公共空間」の形成に関する国際的比較研究	24年度 25年度
渋谷謙次郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
島並　　良	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	知的財産法における物権法的構成の意義とその限界	24年度 25年度
島並　　良	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度

島並　　良	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的･社会的規制の手法に関する法律学的･経済学的研究	24年度 25年度
島村　　健	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	持続性確保に向けたガバナンス改革と政策プロセスマネジメント	24年度
島村　　健	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	環境条約の日本における国内実施に関する学際的研究－国際･国内レベルでの規律の連関	24年度 25年度
島村　　健	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	地球温暖化問題の費用負担論－公正で実効的な制度構築をめざして	24年度
島村　　健	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	複合リスクガバナンスーリスク俯瞰マップ、領域別事例比較、制度的選択肢	25年度
島村　　健	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
関根　由紀	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的･社会的規制の手法に関する法律学的･経済学的研究	24年度 25年度
泉水　文雄	教授	寄附金	代表者	公益財団法人村田学術振興財団研究助成金		24年度
泉水　文雄	教授	寄附金	代表者	ＫＤＤＩ総研奨学寄附金		25年度
泉水　文雄	教授	科研費	代表者	基盤研究（A）	市場に対する経済的･社会的規制の手法に関する法律学的･経済学的研究	24年度 25年度
曽我　謙悟	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	グローバル化をめぐる国内政治過程の分析：計量分析から事例分析へ	24年度 25年度
曽我　謙悟	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	縮小都市における政治空間再構築に関する国際比較	24年度 25年度
曽我　謙悟	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	大規模災害時における復旧･復興支援ガバナンスの比較研究	25年度
曽我　謙悟	教授	受託研究	代表者	東日本大震災学術調査「政治・政策」		25年度
曽我　謙悟	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	政権交代期における選挙区政治の変容に関する実証的研究	24年度
曽我　謙悟	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型･市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
曽我　謙悟	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	選挙ガバナンスの比較研究	24年度 25年度
高橋　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	日独法学交渉史の総合的研究	24年度 25年度
高橋　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	西欧の素人裁判官による陪参審制度評価の調査――市民の司法参加の正統性基盤――	24年度 25年度

高橋　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	被災経験と法的ニーズの社会的構築過程に関する実証的研究	25年度
高橋　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	法的サービス供給をめぐる紛争の構造―専門家の視角と利用者の視角の交錯を通じて	24年度 25年度
高橋　　裕	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的･社会的規制の手法に関する法律学的･経済学的研究	24年度 25年度
手嶋　　豊	教授	科研費	代表者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型･市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
中川　丈久	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	ガバナンスの視点に基づく行政法理論の現代化と経験的アプローチの導入	24年度
中川　丈久	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	領域融合型の行政法理論の創成:他の法領域及び隣接科学との枠組み共通化	25年度
中川　丈久	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	大規模災害時における復旧･復興支援ガバナンスの比較研究	24年度 25年度
中川　丈久	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
中西　　正	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	より効果的な再生型倒産処理実務確立のための倒産手続開始前の信用供与取引の保護	25年度
中西　　正	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	倒産手続きの担い手-その変遷と展開の理論的分析-	25年度
中野俊一郎	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの構築	24年度
中野俊一郎	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	国際私法・国際民事訴訟法・仲裁法上の当事者自治原則の統一的把握とその応用可能性	25年度
中野俊一郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	変貌する家事紛争に対応した解決モデルの構築	24年度 25年度
中野俊一郎	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	「アジア国際私法原則」の研究	24年度 25年度
中野俊一郎	教授	科研費	代表者	特別研究員奨励費	国境を越える民事紛争の効率的解決	24年度 25年度
八田　卓也	教授	科研費	代表者	若手研究（B）	既判力の作用局面の再検討―訴訟物矛盾関係の整序を中心に	24年度 25年度
八田　卓也	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
八田　卓也	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方	25年度
八田　卓也	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	簡易で柔軟な財産管理制度とそのエンフォースメント	24年度
増島　　建	教授	寄附金	代表者	公益財団法人野村財団国際交流助成金		24年度

増島　　建	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	地域主義の国際的源泉の総合的研究ー国家・地域機関の役割ー	24年度 25年度
丸山　英二	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	医学研究に関する新たな法的倫理的規範の構築のための比較法的研究	24年度 25年度
簑原　俊洋	教授	寄附金	代表者	読売新聞国際時事教育助成金		24年度 25年度
簑原　俊洋	教授	寄附金	代表者	読売新聞国際ジャーナリズム教育助成金		24年度 25年度
簑原　俊洋	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	1930 年代の日米関係：・フーバーとローズヴェルト大統領政権下での対日政策	25年度
安井　宏樹	教授	科研費	代表者	若手研究（B）	議院内閣制下の分割政府の運営に関する比較研究	24年度 25年度
安井　宏樹	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	２１世紀型統治システムへの転換－主要国の政治意思決定構造の比較研究－	24年度
安井　宏樹	教授	寄附金	代表者	朝日新聞ジャーナリズム関連教育助成金		25年度
安井　宏樹	教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型･市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
山田　誠一	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	簡易で柔軟な財産管理制度とそのエンフォースメント	24年度
山田　誠一	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方	25年度
山本　顯治	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	市場法としての契約法ー競争･情報・不確実性ー	24年度 25年度
山本　顯治	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	公法学からの市民社会への学際的･構成主義的接近―リスク・ガバナンス・社会連帯	24年度 25年度
山本　　弘	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方	25年度
山本　　弘	教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	簡易で柔軟な財産管理制度とそのエンフォースメント	24年度
行澤　一人	教授	科研費	代表者	基盤研究（B）	株式市場価格が持つ法的意義と機能の探求～会社法･金商法を中心に	24年度 25年度
米丸　恒治	教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	行政のコミュニケーション過程改革の比較法的検討ーEU サービス指令を契機としてー	25年度
米丸　恒治	教授	科研費	分担者	基盤研究（A)	関係性及び連携と連帯に着目した新たな行政観の構築可能性とその具体像に関する研究	24年度 25年度

【准教授】

氏名	役職	研究費名	役割	種目	研究課題	年度
青木　　哲	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	民事執行手続への責任財産性の反映のあり方に関する研究	24年度
青木　　哲	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
青木　　哲	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	複数人による、または、複数人のための財産管理制度のあり方	25年度
青木　　哲	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	簡易で柔軟な財産管理制度とそのエンフォースメント	24年度
安藤　　馨	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	法概念論のメタ規範論的分析と法命令説の現代的再構成	24年度 25年度
飯田　秀総	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	企業買収における株主間の利害調整の法的メカニズムの分析	24年度
飯田　秀総	准教授	寄附金	代表者	公益財団法人石井記念証券研究振興財団		24年度
飯田　秀総	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	企業再編における取締役の行為規範とその実現方法	25年度
飯田　秀総	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	株式市場価格が持つ法的意義と機能の探求～会社法･金商法を中心に	24年度 25年度
池田　公博	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	組織縦断的･横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策	24年度 25年度
池田　公博	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	刑事事件処理の多様化と被疑者・被告人の地位	24年度
池田　公博	准教授	科研費	代表者	基盤研究（C）	刑事手続における供述証拠の獲得・利用に対する法的規律	25年度
池田　公博	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	刑事手続における新たな証拠収集手段に関する研究	24年度 25年度
池田　公博	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	西欧の素人裁判官による陪参審制度評価の調査――市民の司法参加の正統性基盤――	24年度 25年度
池田　千鶴	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	イノベーションが重要な市場における企業結合規制のあり方に関する総合的研究	24年度 25年度
池田　千鶴	准教授	寄附金	代表者	ＫＤＤＩ総研研究助成金		24年度 25年度
池田　千鶴	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
池田　千鶴	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的･社会的規制の手法に関する法律学的･経済学的研究	24年度 25年度
興津　征雄	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	処分性拡大論の理論的インパクト：紛争の成熟性・行為形式論・違法性の承継	24年度 25年度
興津　征雄	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	ネットワーク社会における都市	24年度

					空間のガバナンス――新たな実定法パラダイムの構築	25年度
興津　征雄	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
小野　博司	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	行政裁判所の実態に関する実証的研究	24年度
小野　博司	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	日独法学交渉史の総合的研究	24年度 25年度
小野　博司	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	日本近代法の台湾法に対する影響に関する法史学的研究―行政救済法を中心に―	25年度
小野　博司	准教授	寄附金	代表者	公益財団法人ＪＦＥ２１世紀財団助成金		25年度
神山　弘行	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	国家財政破綻回避のための法的枠組み～租税法と財政法の協働による世代間衡平の探求～	25年度
神山　弘行	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度
榊　　素寛	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	民事責任と保険の相互関係	24年度 25年度
榊　　素寛	准教授	寄附金	代表者	公益財団法人損保ジャパン記念財団		25年度
榊　　素寛	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度
榊　　素寛	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	株式市場価格が持つ法的意義と機能の探求～会社法・金商法を中心に	24年度 25年度
櫻庭　涼子	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	雇用形態間の賃金格差是正政策に関する基礎的研究	24年度 25年度
櫻庭　涼子	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度
櫻庭　涼子	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	少子高齢化時代におけるニーズ対応型・市民参加型福祉システムに関する国際比較研究	24年度 25年度
嶋矢　貴之	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	「刑事立法問題」の解釈論による横断的分析－刑事立法学の序論的研究	24年度 25年度
嶋矢　貴之	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	組織縦断的・横断的過失の解釈論的検討とその総合的対策	24年度 25年度
嶋矢　貴之	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
多湖　　淳	准教授	寄附金	代表者	公益財団法人野村財団助成金		24年度

多湖　　淳	准教授	科研費	代表者	若手研究（A）	戦争と武力行使に関する「法的説明」をめぐる国際政治と国内政治の実証分析	24年度
多湖　　淳	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	国際ガバナンスにおける提携形成と制度設計の政治経済分析	24年度 25年度
多湖　　淳	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	国際関係理論の日本的特徴に関する再検討―「輸入」と「独創」の観点から―	24年度 25年度
多湖　　淳	准教授	寄附金	代表者	公益財団法人サントリー文化財団研究助成金		24年度 25年度
多湖　　淳	准教授	科研費	代表者	挑戦的萌芽研究	領土紛争をめぐる日韓サーベイ実験	25年度
多湖　　淳	准教授	受託研究	代表者	課題設定による人文社会科学研究推進事業	政治と外交の対外情報発信に関する国際共同研究：日本と他国の比較、実験と内容分析によるアプローチ	25年度
田中　　洋	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度
玉田　　大	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	国際法上の賠償法理	24年度 25年度
玉田　　大	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	地域協力と越境的ネットワークの変容に関する地域間比較研究－海域島嶼を事例として	24年度
玉田　　大	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	国際法諸分野における「責任」の諸態様とそれらの相互関係	24年度 25年度
玉田　　大	准教授	寄附金	代表者	公益財団法人日本財団国際フェローシップ助成金		24年度 25年度
玉田　　大	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	国際法の訴訟化への理論的・実践的対応	24年度 25年度
藤村　直史	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	政党による所属議員の再選と党議拘束の両立	24年度 25年度
藤村　直史	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	政権交代期における選挙区政治の変容に関する実証的研究	24年度
藤村　直史	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	選挙ガバナンスの比較研究	24年度 25年度
藤村　直史	准教授	科研費	分担者	基盤研究（B）	都道府県議会選挙区改定の総合的研究－その原因と影響の解明－	25年度
前田　　健	准教授	科研費	代表者	若手研究（B）	知的財産権の権利範囲調節の仕組みと無体財産取引の動態に関する研究	24年度 25年度
前田　　健	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割	24年度
前田　　健	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	集団的利益または集合的利益の保護と救済のあり方に関する解釈論的・立法論的検討	24年度 25年度

前田　　健	准教授	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	24年度 25年度

【講師】

氏名	役職	研究費名	役割	種目	研究課題	年度
驛　賢太郎	講師	寄附金	代表者	公益財団法人松下幸之助記念財団		25年度

【特命講師】

氏名	役職	研究費名	役割	種目	研究課題	年度
飯田　　健	講師	科研費	代表者	若手研究（B）	政党に対する有権者の業績評価とリスク態度	24年度 25年度
飯田　　健	講師	科研費	分担者	特別推進研究	政権交代期における政治意識の全国的時系列的調査研究	24年度
飯田　　健	講師	科研費	分担者	基盤研究（B）	危機のアメリカ『選挙デモクラシー』：社会経済変化と政治的対応	24年度
井原　伸浩	特命講師	寄附金	代表者	松下幸之助記念財団研究助成金		24年度
井原　伸浩	特命講師	寄附金	代表者	財団法人平和・安全保障研究所日米パートナーシップ・プログラム		24年度 25年度
平良小百合	特命講師	科研費	代表者	研究活動スタート支援	財産権の現存保障の基礎理論構築－ドイツ建築・イミシオン・原子力法制の憲法学的分析	25年度
平良小百合	特命講師	科研費	分担者	基盤研究（A）	市場に対する経済的・社会的規制の手法に関する法律学的・経済学的研究	25年度
スティーブン・ピッカリング	特命講師	寄附金	代表者	公益財団法人松下幸之助記念財団		25年度

５　評価・改善活動

（１）関連する委員会の構成

【評価・FD 委員会】

（平成 24 年度）

委員長　中川　丈久　副委員長　志谷　匡史

委　員　角松　生史、上嶌　一高、高橋　裕、島並　良、島村　健、嶋矢　貴之、池田　公博、榊　素寛、藤村　直史、小野　博司、木下　昌彦

（平成 25 年度）

委員長　中川　丈久　副委員長　志谷　匡史

委　員　八田　卓也、角松　生史、大内　伸哉、上嶌　一高、栗栖　薫子、淺野　博宣、島村　健、嶋矢　貴之、池田　公博、櫻庭　涼子、榊　素寛、藤村　直史、

小野　博司、木下　昌彦

【法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループ】
（平成 24 年度）
幹　事　小田　直樹
委　員　大塚　裕史、飯田　秀総（後期）、田中　洋（前期）
（平成 25 年度）
幹　事　小田　直樹
委　員　大塚　裕史、木下　昌彦

（２）評価・改善活動の概略

【評価・FD 委員会】

平成 24 年度には、平成 22 年度、23 年度を対象として評価・FD 委員会において自己評価を行い、ファカルティレポート 9 号（神戸大学大学院法学研究科・法学部　自己評価報告書）の作成が行われた。平成 24 年 4 月に会合を行い、評価を行う対象・項目を確定し、委員の執筆分担を取り決め、同年 10 月に冊子体として発刊するとともに、法学研究科ウェブサイト（＊）においても PDF 版を公表した。

さらに、平成 24 年度には、外部評価委員 4 名に委嘱し、前記ファカルティレポートを基礎資料として、法科大学院（法学研究科実務法律専攻）に関する外部評価を実施した。同年 12 月に外部評価委員の訪問調査を受け、平成 25 年 3 月に外部評価報告書を公表した。同報告書は、法学研究科ウェブサイト（＊）においても公表されている。法科大学院自習室の机の幅や教育方法につき若干の改善の意見を受けたが、概ね高い評価を得た。

平成 24 年度から報告書の作成を開始し、平成 25 年度に法科大学院に関する、学位授与機構による認証評価をうけた。一部授業科目（2 科目）につき、改善の指摘を受けたが、認証評価基準に適合しているとの評価をうけた。同評価報告書については、法学研究科ウェブサイト（＊）において公表している。　＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation.html

また、平成 23 年度より法学部・法学研究科において実施している「ジャーナリズム・プログラムの拡充による国際公共人材の育成拠点形成プログラム」（文部科学省特別経費「高度な専門職職業人の養成や専門教育機能の充実」プロジェクト）によるパブリック・コミュニケーション・センター（PCC）について、平成 25 年度に外部評価委員 3 名に委嘱し、外部評価を実施した。その上で、平成 26 年 2 月に外部評価報告書を発刊した。

さらに、いずれの年度においても、評価・FD 委員会および法科大学院運営員会が担当する FD 活動として、授業アンケートおよび相互授業参観がそれぞれ各学期 1 回行われた（実施の詳細は後述教育改善参照）。また、平成 26 年 2 月には、平成 24 年度、平成 25 年度分の研究業績の神戸大学大学情報データベース（KUID）への入力作業を各教員に依頼し、網羅的に法学研究科教員の研究実績を収集する作業を行った。当該研究実績情報は、神戸大学全学ウェブサイトの神戸大学研究者紹介システム（＊）において公開されている。

＊http://kuid.ofc.kobe-u.ac.jp/InfoSearch

平成 24 年 2 月には、法学研究科中期計画・目標達成のため、PDCA サイクルの実質化を評価・FD 委員会において検討し、授業アンケート結果を学部・大学院教務委員長に定期的に送付し、情報把握・検討を依頼することとし、現在も実施している。

以上のほか、法学研究科僚友会が行う教員の相互研鑽のための FD 活動として、ランチョンセミナーが平成 24 年度は 2 回、平成 25 年度は 4 回、計 6 回開催されている。

【法科大学院運営委員会・教育改善ワーキンググループ】

複数の意見交換会・アンケート等を通じ、法科大学院の教育改善やカリキュラムの見直しを行った。その詳細は、後掲【Ⅲ3(5)(d)教育改善の具体的取組み】を参照。

６　広報活動

（１）関連する委員会の構成

【広報委員会】

（平成 24 年度）

委員長　馬場　健一　副委員長　小田　直樹

委　員　安井　宏樹、榊　素寛、多湖　淳（後期のみ）、前田　健（前期のみ）、神山　弘行、飯田　秀総、安藤　馨

（平成 25 年度）

委員長　小田　直樹

委　員　榊　素寛、多湖　淳、神山　弘行、飯田　秀総、木下　昌彦、安藤　馨

【ホームページワーキンググループ】

（平成 24 年度）

幹　事　小田　直樹

委　員　榊　素寛、多湖　淳（後期のみ）、前田　健（前期のみ）、神山　弘行、安藤　馨

（平成 25 年度）

幹　事　榊　素寛

委　員　多湖　淳、神山　弘行、安藤　馨

（２）主な広報活動

【広報委員会】

高校生対象のオープンキャンパスを実施した（平成 24 年度は 8 月 10 日に、平成 25 年度は 8 月 9 日）。また、法科大学院説明会を、平成 24 年度は 10 月 3 日に、平成 25 年度は 10 月 2 日に、大学院説明会を、平成 24 年度は 6 月 27 日に、平成 25 年度は 6 月 26 日に実施した。

その他の広報活動としては、オープンキャンパスに参加できなかった高校生等を対象に、「神戸大学説明会 2012」、「神戸大学説明会 2013」を実施した。

また、平成 25 年度には、「神戸大学 day」における、神戸大学附属中学校 3・4 年生を対象としたガイダンスと講義（6 月 17 日）、キャンパストライアルとして、兵庫高校を対象とした法学部の説明、模擬授業、施設見学の実施（11 月 18 日）、高大連携講義として、神戸海星女子学院高校 1、2 年生を対象とした法哲学の講義（11 月 19 日）などを行った。このほか、東京ビッグサイトで開催された「夢ナビライフ 2013」での進学説明会に参加した（7 月 13 日）。

高校生を対象とした催しとしては、平成 25 年 8 月に社会科学系教育研究府との共催で「模擬国連国際安保理大会 2013」を開催した。

Ⅲ　教　育　活　動

１　法学部

本学部は、国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指す神戸大学全体の方針を受け、研究教育目的として、法学部規則 1 条の 2 において、以下のように定めている。すなわち、「本学部は、広く知識を授けるとともに、法学・政治学の研究教育を行い、幅広い教養及び法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材及び急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする」。

以下では、(1) 学生の受入れ、(2) 教育内容および方法、(3) 教育・学習の成果、(4) 学生支援、(5) 教育改善の各項目について、そのような目的を踏まえた活動が、どのようになされているかについて報告・評価を行う。

（１）学生の受入れ

（ａ）アドミッション・ポリシー

本学部では、専門教育に順応できるだけの一般的教養知識・思考能力を有する人材の確保を目的とし、かつ前記教育目的を踏まえ、次のような学生を求める旨、「入学者受入方針」（アドミッション・ポリシー：AP）で定め、募集要項等に明記している。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）】

法学部では、幅広い教養と法学・政治学的素養とを備え、高度に専門化した社会における要請に対応し得る問題解決能力を身につけた人材、及び急激に進展しつつある国際的環境のなかで法的・政治的な領域における国際的な貢献を行う能力を有する人材の育成を目標として、次のような学生を求めています。

〇法学部の求める学生像

1. 社会科学特有の一般的教養・知識を有し、そのうえで特に、日本語文章の読解・表現、外国語の理解・使用、および理論的・数理的な思考に関する優れた能力を有する学生
2. それらの能力を活用しつつ広く法学・政治学の専門的知識を修得する意欲に富む学生
3. 国際的な領域での活躍を希望し、幅広い視野のもとで法学・政治学の専門的知識を積極的に活かそうとする学生

（ｂ）入試制度

本学部の入学者選抜は、以下のように、一般入試、第 3 年次編入学、外国人特別学生選考の 3 種類に分けて実施されている。現行の入試制度の趣旨は、1) アドミッション・ポリシーに沿った適切な学生の受入れを行うこと、2) 留学生や編入学生の受入れに関して、適切な対応を行うこと、3) 入学者選抜が適切な実施体制により公正に実施されることを確保すること、などにある。このような趣旨に沿って、以下のような各入学試験が実施されている。現在のところ、こうした現行入試制度が目指す趣旨は十分に達成され、入試の公平かつ円滑な実施体制が確保されている。

（ｉ）一般入試

学部の一般入試は、上記のアドミッション・ポリシーに沿って、以下のように、分離分割方式による前期日程と後期日程で実施されている。

前期日程：大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科および配点は、国語（100)、

数学（75）、外国語（100）、地歴、公民（100）および理科（50）であり、個別学力検査の教科および配点は、国語（150）、数学（75）および外国語（150）である。

後期日程：大学入試センター試験で入学志願者に解答させる教科および配点は、国語（100）、数学（100）、外国語（100）、地歴・公民（100）および理科（50）であり、個別学力検査として小論文試験（250）を行っている。小論文は、資料を与えて 800～1000 字程度で論述させるもので、法学学習に必要な理解力、思考力、表現力を問うのがその狙いである。

前期、後期ともに、試験の成績（前期計 800 点満点、後期計 700 点満点）、および調査書の内容を総合して入学者の選抜が行われる。なお、出願者数が募集人員に対し、一定の倍率（前期約 4.5 倍、後期約 7 倍）を越える場合には、2 段階選抜を行うことがある。

なお、夜間主コースについては、平成 15 年度を最後に入試が廃止され、平成 25 年度以降は在籍する学生もいない。

（ⅱ）第３年次編入学

平成 19 年度より、選抜方式を一部変更し、英語については TOEFL あるいは TOEIC の得点（100 点）を用いることにし、当該英語の得点と筆答試験（論文試験〔法学概論（100 点）、一般教養（100 点）〕）および出身大学等での修得単位数・成績を総合して行う。募集人員は 20 人である。

（ⅲ）外国人特別学生選考

所定の出願資格（12 年の教育課程の修了等と日本留学試験成績）を満たす外国人につき、日本語能力を試す作文と面接、成績証明書、および日本留学試験成績を総合して行う。

（ｃ）入学状況および入試結果検証の体制

合否判定は、教授会の審議を経てなされ、入学状況は、入学手続後の教授会で報告されることとなっている。平成 24 年度および 25 年度における入学試験の定員、志願者数、入学者数は別表 1 に示すとおりである。実入学者数は、定員数にほぼ一致する状況が続いており、定員を大幅に超える、あるいは下回る事態は生じておらず、入試は適正に実施されているといえる。また、こうした学生受入れ態勢がアドミッション・ポリシーに沿ったものであるか否かは、学部教務委員会等において適宜議論され、必要に応じて、その議論を入学者選抜方法の改善等に役立てる体制が確保されている。センター試験で受験が必要となる科目、個別学力検査科目等を勘案すると、アドミッション・ポリシーに沿ったものとなっていると思われる。なお、留学生の受入れ状況については、前掲【Ⅱ4(3)(c)(ⅱ)学生の国際交流】を参照されたい。

■別表 1　学部志願者・入学者（平成元年度以降）

学部（平成 6 年度より昼間主コース）

区分	入学定員	入学志願者数					入学者数			
平成元年度	230	1,043	× 2	○15	※1	☆2	230	× 2	○3	☆2
〃 2 〃	230	1,193	× 2	○10	※1		230	× 2	○4	※1
〃 3 〃	230	981	× 2	○12	※4	☆1	230	○ 3	※3	☆1
〃 4 〃	230	1,201	× 2	○12	※6	☆2	238	○ 5	※1	☆2
〃 5 〃	230	1,041	○ 9	※16	☆2		236	○ 2	※3	☆2
〃 6 〃	250	1,078	◎113	※28	☆3		256	◎15	※2	☆3
〃 7 〃	240	1,442	◎178	※ 5	☆2		242	◎16	※2	☆2
〃 8 〃	240	1,098	◎199	※ 6			244	◎18	※1	
〃 9 〃	240	1,081	◎154	※ 1	☆2		243	◎20	※1	☆2

〃 10 〃	230	827	◎188	※ 5	☆1		231	◎17	※1	☆1
〃 11 〃	220	979	◎182	※ 7	☆2		221	◎17	※3	☆2
〃 12 〃	220	1,034	◎199	※ 8	☆2		223	◎17	※1	☆2
〃 13 〃	220	1,028	◎209	※ 8	☆1		220	◎16		
〃 14 〃	220	1,135	◎202	※ 8	☆2		220	◎22	※3	☆2
〃 15 〃	220	1,056	◎208	※26	☆2		223	◎19	※2	☆2
〃 16 〃	200	1,019	◎174	※11	☆1		182	◎21	※1	☆1
〃 17 〃	200	842	◎193	※ 9	☆1		189	◎23	※1	☆1
〃 18 〃	200	1,152	◎172	※ 6	☆1		183	◎20	※2	☆1
〃 19 〃	200	970	◎175	※ 7	☆1		189	◎23	※1	☆1
〃 20 〃	200	924	◎ 67	※ 7	☆2		187	◎19	※3	☆2
〃 21 〃	200	835	◎ 87	※10	☆2		186	◎21	※3	☆2
〃 22 〃	200	898	◎ 78	※ 7	☆0		184	◎17	※5	☆0
〃 23 〃	200	835	◎ 80	※33	☆0		187	◎19	※4	☆0
〃 24 〃	200	848	◎ 67	※34	☆0		183	◎15	※1	☆0
〃 25 〃	200	780	◎102	※16	☆0		185	◎17	※5	☆0
〃 26 〃	200	862	◎ 75	※25	☆0		180	◎18	※3	☆0

×転部　△臨時編入者　□転入学　○学士入学　※私費外国人学生　☆国費外国人学生　◎第 3 年次編入学

（２）教育内容および方法

（ａ）カリキュラム・ポリシー

本学部では教育目的に沿って、以下のような教育が行われている。すなわち、原則、1 年次は、全学共通教育部が実施する教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学からなる全学共通授業科目、および法学部による入門講義や 1 年次演習等の専門科目の導入科目が展開され、1 年次後期以降から、段階的に法律系・政治系の基本的な専門科目が展開される。その後、3 年次以降は、応用的な専門科目および少人数による専門科目の応用的演習が展開されている。それに並行して、各学年の年次進行に応じた少人数教育、各種教育プログラムが実施されている。このことをより明確にすべく、平成 23 年度にカリキュラム・ポリシー（CP）が学部教授会において策定された。法学部においては、教育目的に沿って、①市民社会にふさわしい倫理観と責任感を身につける、②社会的問題を解決し得る能力を身につける、③国際貢献をなし得る能力を身につける、④法学の専門的知識を身につけるという 4 つの学習目標をたて、それぞれの目標の実現に資する科目について、学年ごとの段階的配当を示す一覧表を作成し、教育目的の実現に努めている。

学生は、学部での教育を修了するために、全学共通授業科目から 31 単位以上、専門科目から 96 単位以上、合計 127 単位以上を修得することが必要である。①特別講義、②プログラム講義、③他学部専門科目も各 20 単位を上限として、専門科目の単位とすることができる（ただし①、②は計 30 単位を上限とする）。この点は、パブリック・コミュニケーション・センター（後掲（d）教育プログラムそのほか参照）設立に伴い、平成 24 年度から特にプログラム講義について、それを卒業要件単位として計算し、履修を励行するために法学部規則 7 条の改正が施行された。

第 3 年次編入については、20 名の定員で学生を受け入れている。これにより入学する編入学生については、全学共通授業科目の履修を不要とし、専門科目については 1 年次からの入学生と同様に、96 単位の修得を卒業要件としている（入学前に他大学で修得した単位について、既修得単位として教授会の議を経て最大 60 単位まで認定できる）。夜間主コースについては、平成 16 年度に廃止（入学者受入れ中止）され、平成 25 年度をもってその教育が終了した。

また、平成 13 年度より、教育の実効化・単位の実質化のため、履修登録単位上限を原則年間 46 単位とするキャップ制を設けている（法学部規則 8 条 2 項で、第 3 年次編入生については緩和されている）。

（ｂ）全学共通授業科目

現在、全学共通授業科目は、教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学からなり、1 年次から履修することとなっている。この全学共通授業科目は、教養部制度の廃止（平成 4 年度）に伴って導入され、従来の一般教育科目に相当するものであるが、その実施については平成 18 年度より大学教育推進機構全学共通教育部が当たっている。同共通教育部の下に、各学部に所属する教員の中から選出された者がそれぞれの教育部会に属して全学共通授業科目の授業を担当している。法学部では、科目区分（教養原論、外国語科目、情報科目、健康・スポーツ科学）ごとの必修・選択必修を定め、かつその中から 31 単位以上の修得を卒業要件とすることにより、教育目的である広い知識の伝授と幅広い教養獲得さらには国際性の涵養の実現を担保している。

（ｃ）専門科目

学生は、学部での教育を修了するために、専門科目から 96 単位以上を修得することが必要である。専門科目の履修に関しては、司法コース、企業・行政コース、政治・国際コースの 3 つの履修コース制が設けられており、3 年次前期にいずれかを選択することになる。履修コースそれぞれにつき、想定される進路と関心に対応して、一定の分野からどれだけの単位数を修得すべきかが定められており、緩やかな選択必修制となっている。

現在の学部の講義・演習等は別表 2（年次別科目配当）で示すとおりである。学生には、毎年詳細なシラバスが配布され、また 1、2 年次開始時にはガイダンスが行われている。なお、講義シラバスについては、平成 19 年度よりウェブサイトでの公開も行われ、そこからも情報を入手できるようになっている。これらの専門科目は、基幹的部分につき本学部所属教員により担われており、必要十分な数の教員により充実した科目展開がなされていると言える。

それら科目群を学生が効率的かつ適切に履修できるように、履修年次を制限する等して以下のように専門教育を展開している（後掲別表 2 参照）。1 年次前期に、法学部教員による「実定法入門」「法社会学入門」「現代政治入門」の入門講義科目および 1 年次演習を配置し、法学・政治学専門教育のための講義形式および少人数形式での準備教育を提供している。その上で、1 年次後期から 2 年次前期にかけて、基本法律科目 A、基礎法科目、法社会学科目、国際法科目、政治・国際関係論科目のうち、基礎的な講義科目から、順次、専門教育を開始する。さらに、2 年次後期からは、基本法律科目 B の講義科目が始まると同時に、基本法律以外の応用的な法律科目である展開・発展科目が開始される。その上で、3 年次以降に、少人数を対象とした専門教育が展開される。すなわち、基本法律についての応用法律科目、政治系科目にかかわる応用研究科目、3・4 年次演習等である。また、できる限り全ての学年を通じて、少人数教育の充実をはかるために、2 年次には、社会分析基礎、法解釈基礎を開講している。なお、平成 24 年度から、准教授による 3・4 年次演習の担当が可能となった。

以上のように、専門科目には、4 年間の専門科目の一貫教育という見地から、分野や授業内容を考慮して 1 年次から 4 年次まで学年配当が定められており、とりわけ、次のような特色がある。

1 つ目は、段階的な専門教育の実現を目指している点である。すなわち、低学年時における専門科目については、従来から様々行われていたところ、平成 16 年度から、1 年次には専門科目を修得するための転換教育に重点をおいた演習科目、専門各分野での基本的な知識・考え方を修得するための科目を配置している。

2 つ目は、少人数教育の充実という点である。前記のとおり、1 年次での専門教育への導入・転換のため、3、4 年次での専門的知識の深化のために少人数教育を配置すると同時に、後述の教育プログラム「21 世紀型市民としての法学士養成計画」に基づき、平成 21 年度から、少人数教育をさらに拡充し、2 年生を対象に「社会分析基礎演習」（現在は「社会分析基礎」）で①調査に基

づく実践的な政策判断能力をつけること、②説得的なプレゼンテーションの能力を高めることを目指した教育を、平成 23 年度から「法解釈基礎」で、①条文解釈の基礎的な知識を修得すること、②条文解釈を通じた具体的な結論を提示する実践能力を獲得すること、をそれぞれ目指した少人数教育を行っている（プログラム終了後も科目は継続開講している）。さらに、平成 24 年度からは、従来、少人数専門教育が配置されていなかった 1 年次および 2 年次の後期にも「特別講義基礎法政論」を開講している。

3 つ目は、多様かつ実践的な専門教育の提供である。この点は、後述の（d）教育プログラムそのほかを参照されたい。

上記のような専門科目の 1 つ目の特色は、教育目的の 1 つである、法学・政治学の専門的知識修得のため、その基本となる専門科目に関する知見を、卒業までに学生が確実に修得できるように実効性ある段階的カリキュラムを展開するものといえ、2 つ目の特色は、同じく教育目的の 1 つである、高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材を育成することに資するものといえる。

（ｄ）教育プログラムそのほか

教育目的の 1 つである、高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有した人材の育成を意図して、以下の①～③のプログラムを実施している。

①パブリック・コミュニケーション・センター（PCC）：ジャーナリズム・プログラムほか

本学部では、平成 18 年度から朝日新聞社、神戸新聞社および讀賣新聞社の寄付・協力を得て「ジャーナリズム・プログラム」を運営しており、各社ジャーナリストによる「ジャーナリズム・ワークショップ」「地域ジャーナリズム・ワークショップ」「国際ジャーナリズム」等の特別講義を実施し、加えて、プレゼンテーション能力の向上や、将来のキャリア選択の幅を広げることに資する科目を開講している。本プログラムは、平成 23 年度に設立された、後述の「パブリック・コミュニケーション・センター（PCC）」により、発展的に運営されている。

また、平成 21 年度から 22 年度まで、裁判員制度の導入や企業におけるコンプライアンス強化、政治におけるマニフェストの普及や自己責任理念の広まりなどに現れるように、社会の「法化」と個人の判断能力が求められる状況に鑑み、こういった社会のニーズに合致した法学士を育成するべく、文部科学省の質の高い大学教育推進プログラムの支援を得て、「21 世紀型市民としての法学士養成計画」（教育 GP）に基づく教育プログラムを実施した。そこでは、科目指定の上、①政策判断能力を高めることを目的とした少人数授業における外部講師の招聘や実地調査などの支援、②少人数でのライティング、プレゼンテーション能力の向上を目指した演習の支援、③学部内グッドプラクティス（国際法模擬裁判や国際商事模擬仲裁への参加等）の支援を行った。その蓄積を生かして、平成 21 年度から「社会分析基礎演習」などの演習が開始されるとともに、後述のパブリック・コミュニケーション・センターの設立へと発展した。

以上を経て、平成 23 年度に「パブリック・コミュニケーション・センター（PCC）」が設立された。本センターを中心として、公的な問題を理解した上でその解決策を考え出し、説明を尽くして他者の理解を得ていくことを目標として、情報のインプットとアウトプットの双方について、さまざまな方法論の取得と実践的な経験を積み重ねる教育が実践されている。具体的には、「ジャーナリズム・プログラム」（前述）と「国際公共人材育成プログラム」が本センターにおいて運営されている。後者のプログラムでは、プログラム講義として、「調査方法論」、「公共選択論」、「地方自治論」、「メディアと政治」等の科目、さらには英語による情報発信力強化のため科目「Advanced Writing Skills」、「Presentation Skills」等の科目が本センターの目的を実現するために、法学部特命講師を中心に行われている。

②法経連携専門教育プログラム（ELS）

平成 22 年度より、法学・経済学双方の知識と見方とを武器にしながら、今日生じている多く

の現代的社会問題を解決する力を有する学生を育てることを目標として、法経連携専門教育プログラム（Econo-Legal Studies/ ELS Program）が、経済学部と共同で開始された。このプログラムは、法学と経済学の問題関心・思考法・分析手法・成果の共通点と相違点をともに理解し二つの領域・思考を複眼的かつ総合的に行き来することで、複雑な現代社会を見通して問題解決に役立てようとする学問である「エコノリーガル・スタディーズ」の視角と方法とを、法学部生・経済学部生に効果的に身につけさせるためにデザインされたものであり、2 年生から 3 年生までの 2 年間で修了する。履修者は法学部・経済学部から毎年度各 15 名程度を選抜し、修了者には卒業時に法学部長・経済学部長連名の修了証を授与している。本プログラムのために設けられている授業は 2 学部合同の少人数のものが中心で、具体的には、「ミクロ経済学基礎」・「法経総合概論」・「法経連携演習」・「問題解決実践研究」・「修了研究」等の科目が特別講義として開講されている。なお、平成 25 年度末には、本プログラムに関係する教員の共著として教科書『エコノリーガル・スタディーズのすすめ』（柳川隆・高橋裕・大内伸哉編、有斐閣、2014 年 3 月）が公刊された。

③シチュエーショナルトレーニング・プログラム（STP）

文部科学省の特別経費を受け、平成 26 年度から 3 年間の実施予定である。本プラグラムは、国際・国内双方における法的、政治的な様々な意思決定の場面やプロセスを再現・仮構し、学生が、そこでのプレイヤーの立場に自らをおく経験を積んでいくことを目指し、学問的な知識や情報を持った上で（「グローバル仲裁実務」「ヨーロッパ国際私法」等のプログラム指定授業がある）、実務的、実践的な課題の発見、遂行能力を高めていくことをねらいとしている。具体的には、模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬投資仲裁、模擬裁判、宇宙法模擬裁判といった取り組みが中心となる予定であり、国際的な貢献能力の育成にも資するものである。すでに模擬国連については、平成 25 年度に、本学で有志高校生を中心に、明石康特別教授（元国連事務次長）の評価・講評を得る形で先行実施されている。一定の履修条件を満たせば、サーティフィケートを付与する。

また、教育目的の 1 つである国際的貢献能力育成のため、下記④⑤の教育プログラムを行っている。

④EUIJ 関西による教育プログラム

平成 17 年度より、日本における EU に関する研究教育の拠点である EUIJ 関西（EU Institute in Japan, Kansai）の幹事校としてのメリットを活かし、そこで展開されるカリキュラムを本学部学生に積極的に履修させると共に、所定の科目を 18 単位履修し、EU 研究論文を提出することにより、EUIJ 関西が発行する Undergraduate Certificate in European Union Studies（EU 研究修了証）を取得できるようにしている。併せて、本学他学部、関西学院大学、大阪大学と共同して「EU 科目」を開講し、単位互換を行うと共に、春季と夏季に合宿を行っている。

⑤日欧連携教育府による教育プログラム

平成 25 年度 10 月には、本学の法学部、経済学部、国際文化学部が中心となり、日欧連携教育府を新設し、学部生も対象に「EU エキスパート人材養成プログラム」（KUPES）を開始する（平成 26 年度 4 月開始）。本プログラムは、日・EU に関する広い学際的視野と深い識見を涵養するため、学部 2 年次から博士課程前期課程まで一貫した体系的なカリキュラムを提供するものであり、学部段階で神戸大学との協定校である EU 圏大学への交換留学（半年間）と、博士課程前期課程でダブルディグリーの取得を目指した留学（1 年間）が含まれ、そのために英語と他の EU 公用語の語学教育を充実させ、留学先での学修やインターンシップ等の活動に困らない語学力を育成する内容を含んでいる。科目としては「Aspects of EU Law and Politics」「日欧比較セミナー」などが英語によるプログラム講義として提供される。

また、それ以外にも、広範な海外の大学と学生交換協定を締結し、単位の互換性を保証することで、学生に国際交流の機会を積極的に持たせるように工夫している（詳細は前掲【Ⅱ4(3)(c)海外の大学等との国際交流】参照)。加えて、講義・ゼミをあわせて、現在、国際法系、国際政治系の科目（特別講義を含む）を年間 25 科目強および少人数での英・独・仏語の外国書講読を開講している。

そのほか、専門科目に必要な卒業単位には、他学部の一定の専門科目、とりわけ所定の経済学部・経営学部等の専門科目の単位を 20 単位まで算入することができる。また、平成 14 年よりインターンシップが全学での実施要項に従って実施されている。

（ｅ）ディプロマ・ポリシーと成績評価

本学部は、「学位授与に関する方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）として、平成 23 年に、以下を定めている。

【学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー)】

神戸大学法学部は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ幅広い教養及び法学・政治学の専門知識を提供することによって、①高度に専門化した社会における要請に対応し得る問題解決能力を身につけた人材、②急激に進展しつつある国際的環境において、法的・政治的な領域における国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする。

この目的の達成に向けて、国際的水準を満たす法学・政治学の専門教育を保証し、以下の方針に従って学位を授与する。

〇法学部に所定の期間在学し、卒業に必要な単位を修得すること。
〇卒業までに次の学習目標を達成すること。
市民社会にふさわしい倫理観と責任感をもって、法学・政治学の専門的知識を用い、社会的問題を解決し得る能力及び国際貢献をなし得る能力を有する。

このような方針を実現・担保するために、前述の CP を定め、法学部カリキュラムおよび卒業のための選択必修科目を設定するとともに、DP を学生便覧に掲載することにより、学生への周知を図っている。

さらに、厳正な成績評価を実現するため以下のような組織的取組みを行っている。①成績評価方法は必ずシラバスにおいて事前に告知すること、②期末試験のみにより成績評価を行う科目については、優以上の評価をする学生の数は受験者の 3 割以内とすること（成績評価基準等に関する細則 4 条)、③成績評価の結果およびその分布は教授会資料として配布すること、④追試験は明文で定められた条件を満たすことを教授会が認めた場合にのみ実施可能であること等である。以上のような措置が細則・申合せ等で定められ、実行されている。また、学生は成績評価に不服申し立てを行うことも可能であり、平成 25 年度には、明文で「神戸大学法学部学生の成績評価不服申立に関する内規」を定め、教員の応答義務を定めるともに、同内規を学生便覧に掲載している（平成 26 年度から施行)。

さらに、平成 23 年度に、国際的に卓越した教育を保証し、「単位の実質化」をより強化するため、全学的に GPA（Grade Point Average）を定め、平成 24 年度入学者から、原則として法学部専門科目のすべてを対象に実施している。これは、成績評価ごとに数値を付与し（秀 4.3、優 4、良 3、可 2、不可 0)、履修登録単位あたりの平均値を算出するものである。その計算の実質化のために、全在学生を対象として履修取消制度を新たに設け、「放棄」を廃止した。なお、算出された GPA は、学期ごとに学生に通知され、学生が定期的にそれを参照し、学習成果の指標とすることを意図している。

（ｆ）教育補助

大教室講義に際しては、受講生の理解を補うための「教育助手」的な存在が望まれるが、これに対して、平成７年度より本学大学院法学研究科学生によるティーチング・アシスタント制度が導入され一部科目で活用されている（【Ⅱ1(c)教育補助者】参照)。また、講義室の設備も近年充実し、DVD、プロジェクター、スクリーン等のオーディオ・ビジュアル機器を設置し、学生の講義理解の助けになるよう積極的利用を図っている。

■別表2　年次別科目配当

授業科目群	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入門科目	実定法入門(2) 法社会学入門(2) 現代政治入門(2)							
基礎科目			法解釈基礎(2) 社会分析基礎(2)	法解釈基礎(2) 社会分析基礎(2)				
基本法律科目A		憲法Ⅰ(2) 民法Ⅰ(4)	憲法Ⅱ(4) 民法Ⅱ(4) 刑法Ⅰ(4)					
基本法律科目B				民法Ⅲ(4) 刑法Ⅱ(4) 行政法Ⅰ(4)	民法Ⅳ(4) 商法Ⅰ(4) 行政法Ⅱ(4) 刑事訴訟法(4) 民事訴訟法(4)	民法Ⅴ(2) 商法Ⅱ(4) 行政法Ⅰ(4)	行政法Ⅱ(4) 刑事訴訟法(4) 民事訴訟法(4)	
展開・発展科目			国際経済法(2)		現代の法哲学(2) 労働法(4) 知的財産法(2) 国際民事法Ⅰ(2) 国際経済法(2)	民事執行・保全法(2) 倒産法(2) 経済法(2) 社会保障法(2) 租税法(2) 環境法(2) 国際民事法Ⅱ(2)	現代の法哲学(2) 労働法(4) 知的財産法(2) 国際民事法Ⅰ(2) 国際経済法(2)	民事執行・保全法(2) 倒産法(2) 経済法(2) 社会保障法(2) 租税法(2) 環境法(2) 国際民事法Ⅱ(2)
基礎法科目			日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)＊	法哲学(4)＊ 西洋法史(4) 中国法(2) 社会科学原理(2)	日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)＊	法哲学(4)＊ 西洋法史(4) 中国法(2) 社会科学原理(2)	日本法史(4) 英米法(4) ロシア法(4)＊	法哲学(4)＊ 西洋法史(4) 中国法(2) 社会科学原理(2)
法社会学科目			法社会学概論(4)		法社会学概論(4)	応用法社会学(2)	法社会学概論(4)	応用法社会学(2)
国際法科目			国際法Ⅰ(2)	国際法Ⅱ(2)	国際機構法(2)	国際法Ⅱ(2) 国際法Ⅲ(2)	国際機構法(2)	国際法Ⅱ(2) 国際法Ⅲ(2)
政治・国際関係論科目		国際関係論Ⅰ(4) 政治過程論基礎(2)	国際関係論Ⅱ(4) 政治学(4) 比較政治学(4) 政治文化論(4) 日本政治外交史(4)	国際関係論Ⅰ(4) 政治過程論基礎(2) 行政学(4) 対外政策論(4) 西洋政治史(4) 政治データ分析(2)	国際関係論Ⅱ(4) 政治学(4) 比較政治学(4) 政治文化論(4) 日本政治外交史(4) 政治理論(2)＊ 地域政治(2)＊	行政学(4) 対外政策論(4) 西洋政治史(4) 政治データ分析(2)	日本政治外交史(4) 政治理論(2)＊ 地域政治(2)＊	
応用研究科目					国際政治応用研究(2) 政治理論応用研究(2) 日本政治応用研究(2) 比較政治応用研究(2)	国際政治応用研究(2) 政治理論応用研究(2) 日本政治応用研究(2) 比較政治応用研究(2)	国際政治応用研究(2) 政治理論応用研究(2) 日本政治応用研究(2) 比較政治応用研究(2)	国際政治応用研究(2) 政治理論応用研究(2) 日本政治応用研究(2) 比較政治応用研究(2)
演習科目	1年次演習（2）				3・4年次演習(2)	3・4年次演習(2)	3・4年次演習(2)	3・4年次演習(2)
応用法律科目					応用憲法(2)	応用刑法(2) 応用行政法(2) 応用刑事訴訟法(2)	応用民法(2) 応用商法(2) 応用民事訴訟法(2)	

外国書講読科目					外国書講読 （英書ほか）(2)	外国書講読 （英書ほか）(2)	外国書講読 （英書ほか）(2)	外国書講読 （英書ほか）(2)
共通科目 （特別講義） （プログラム講義） （一部のみ例示）		【法経連携関連科目】 特講ミクロ経済学基礎	【PCC関連科目】 プロ講論文作成技法ほか 【ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ関連科目】 プロ講グローバル仲裁実務Ⅰほか 【法経連携関連科目】 特講法経総合概論ほか 【ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾞﾑﾌﾟﾛ関連科目】 特講国際ジャーナリズムⅠ	【PCC関連科目】 プロ講Model United Nationsほか 【ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ関連科目】 プロ講グローバル政治学Ⅵほか 【EUｴｷｽﾊﾟｰﾄ関連科目】プロ講日欧比較セミナーⅡほか 【法経連携関連科目】 特講法経連携演習 【ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾞﾑﾌﾟﾛ関連科目】 特講国際ジャーナリズムⅡ	【PCC関連科目】 プロ講 Academic Writingほか 【ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ関連科目】 プロ講ヨーロッパ国際私法Ⅰほか 【法経連携関連科目】 特講法問題解決実践演習 【ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾞﾑﾌﾟﾛ関連科目】 特講国際報道Ⅰ	【PCC関連科目】 プロ講調査方法論 【ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ関連科目】 プロ講Japanese Legal SystemⅠほか 【法経連携関連科目】 特講修了研究 【ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾞﾑﾌﾟﾛ関連科目】 特講国際報道Ⅱ	【PCC関連科目】 プロ講論文作成技法ほか 【ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ関連科目】 プロ講Japanese Legal SystemⅡほか 【法経連携関連科目】 特講修了研究 【ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾞﾑﾌﾟﾛ関連科目】 特講地域ジャーナリズム・ワークショップほか	（PCC関連科目） プロ講調査方法論ほか 【ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ関連科目】 プロ講グローバル比較法Ⅳほか 【法経連携関連科目】 特講修了研究 【ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾞﾑﾌﾟﾛ関連科目】 特講ジャーナリズム・ワークショップ２ほか
そのほか	所定の経済学部・経営学部の専門科目							

（備　考）科目名のあとの（　）内の数字は単位数を示す。消費者法（展開・発展科目）、ドイツ法（基礎法科目）は当面の間、開講しない。
＊印の科目は、隔年開講である。科目配当年次にあたるまでは、学生は履修できない。また、一部科目は、配当年次以外には履修出来ない。

（３）教育・学習の成果

本学部の卒業生数は、別表 3 のとおりである。例年 200 名程度の卒業生を輩出している。なお、本学部においては、かつて司法試験をはじめとする資格試験受験のため、休学ないし留年する学生が多かったが（平成 16 年度は休学者 78 名、標準在学年限超過者 180 名）、法科大学院制度の発足を一つの契機として、減少傾向が認められた。平成 16 年度と比較すると、休学者および標準在学年限超過者は半数以下となって近年安定している（別表 4 および 5 参照）。

卒業生の進路は、別表 6 のとおり多様である。平成 16 年度に開設された法科大学院をはじめとする大学院に進学する者の数は相当の規模に達しているが、産業界や官公庁に進む者もかなりの割合を占めている。具体的には、法科大学院やその他の既存大学院への進学者は、平成 24 年度には 39 名、同 25 年度には 47 名であり（前回調査【平成 22-23 年度】よりやや増加）、官公庁に就職する者は、平成 24 年度には 39 名、同 25 年度には 36 名（前回調査より増加）、金融・保険業へ就職する者は、平成 24 年度には 24 名、同 25 年度には 27 名（前回調査より増加）であり、法学部での教育・学習の成果が強く見込まれる進路を選択する者が多いといえ、本学部の成果を裏書きしているといえよう。

学生による、本学部の講義に関する評価は、別表 7 に示す授業アンケートのとおりである。平成 24 年度および平成 25 年度のアンケートにおいては、ほぼ全てのアンケート項目の平均値で、5 段階評価で 4 以上の評価を得ており、このような学生における満足度の高さは、教育の成果の 1 つといえよう。

なお、教育の成果等については、平成 26 年度に機関別認証評価を受け、第三者からの意見を聴取する予定である。

■別表 3　学部卒業者数

区分	昼間主コース	夜間主コース	第二課程
平 成 元 年 度	190		66
〃　2　〃	205		54
〃　3　〃	196		64
〃　4　〃	222		50
〃　5　〃	211		61
〃　6　〃	235		74
〃　7　〃	251		56
〃　8　〃	210		47
〃　9　〃	272	32	51
〃　10　〃	244	35	18
〃　11　〃	232	35	17
〃　12　〃	269	50	7
〃　13　〃	226	52	7
〃　14　〃	220	45	0
〃　15　〃	262	59	1
〃　16　〃	237	50	0
〃　17　〃	248	49	0
〃　18　〃	238	40	0
〃　19　〃	230	16	0
〃　20　〃	211	7	0
〃　21　〃	192	2	0
〃　22　〃	194	2	0
〃　23　〃	207	0	0
〃　24　〃	196	0	0
〃　25　〃	206	0	0
法学部設置以降の累計	10630	474	1987

■別表 4　休学者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
昼間主コース	53	49	20
夜間主コース	0	0	―
計	53	49	20

■別表 5　標準在学年限超過学生数（編入学生を除く）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
昼間主コース	79	84	68
夜間主コース	1	1	－
計	80	84	68

■別表 6　進路一覧表（平成 24 年度 25 年度卒業生）

分　　類	企　　業　　名	平成 24 年度			平成 25 年度		
		男	女	計	男	女	計
建設業	九十九防水工業	1		1			0
建設業	住友林業			0		1	1
建設業	大和ハウス工業	1		1			0
建設業	裕幸計装（株）		1	1			0
飲食業	いいなダイニング	1		1			0
飲食業	日本マクドナルド	1		1			0
飲食業	JT（日本たばこ産業）	1		1			0
繊維・衣服等	グンゼ	1		1			0
繊維・衣服等	シャルレ	1		1			0
繊維・衣服等	ダイワボウアソシエ（株）			0	1		1
化学・石油	旭化成（株）			0	1		1
化学・石油	アースバイオケミカル		1	1			0
化学・石油	アステラス製薬（株）		1	1			0
化学・石油	JX 日鉱日石エネルギー（株）			0	1		1
化学・石油	JNC（株）			0	1		1
化学・石油	シオノギ総合サービス（株）			0		1	1
化学・石油	住友ゴム工業	1		1			0
化学・石油	ゼリア新薬工業（株）			0	1		1
化学・石油	扶桑薬品工業株式会社			0	1		1
化学・石油	マンダム	1		1			0
化学・石油	日本調剤	1		1			0
化学・石油	（株）エス・アール・アイシステムズ	1		1			0
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	川崎重工業	1		1			0
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	谷村実業	1		1			0
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	JFE スチール（株）			0		1	1
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	神戸製鋼所（株）		1	1			0
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	住友金属鉱山	1		1			0
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	太平洋セメント（株）			0	1		1
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	ダイキン工業		1	1			0
製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	島津製作所	1		1			0

製造業（鉄鋼・非鉄金属等）	椿本チェイン	1		1			0
製造業（情報通信機器等）	カシオ計算機（株）			0		1	1
製造業（情報通信機器等）	JFE 電制		1	1			0
製造業（情報通信機器等）	シャープ（株）	1	1	2			0
製造業（情報通信機器等）	住友電気工業（株）			0	1		1
製造業（情報通信機器等）	（株）東芝			0		1	1
製造業（情報通信機器等）	ニコン	1		1			0
製造業（情報通信機器等）	日本電気（株）			0		1	1
製造業（情報通信機器等）	パナソニック（株）	1		1	1		1
製造業（情報通信機器等）	三菱電機（株）	3	1	4			0
輸送用機械器具製造業	住友精密工業	1		1			0
輸送用機械器具製造業	住友重機械工業		1	1			0
輸送用機械器具製造業	日信工業	1		1			0
輸送用機械器具製造業	本田技研工業（株）			0	1		1
その他製造	（株）クボタ			0		1	1
その他製造	ジーシー			0		1	1
その他製造	シンフォニアテクノロジー（株）			0		1	1
電気・ガス・熱供給	関西電力（株）			0	1		1
電気・ガス・熱供給	西部ガス（株）			0		1	1
電気・ガス・熱供給	中国電力（株）		1	1		1	1
電気・ガス・熱供給	中部電力（株）	1		1			0
情報通信業	AJS（株）			0	1		1
情報通信業	NTTコミュニケーションズ	1		1			0
情報通信業	JSOL（株）			0	1		1
情報通信業	シティコム		1	1			0
情報通信業	NTT 西日本		1	1			0
情報通信業	TIS（株）			0		1	1
倉庫・運輸	月星運送（株）			0	1		1
倉庫・運輸	山陽電気鉄道（株）	1		1			0
倉庫・運輸	（株）住友倉庫			0	1		1
倉庫・運輸	南海電気鉄道（株）	1		1	1		1
倉庫・運輸	西日本旅客鉄道（株）	1		1			0
倉庫・運輸	阪神電気鉄道（株）	1		1	1	1	2
倉庫・運輸	森本倉庫（株）			0	1		1
商業（卸売・小売業）	JFE 商事（株）			0	1		1
商業（卸売・小売業）	伊藤忠商事株式会社			0	1		1
商業（卸売・小売業）	住友商事（株）	1		1	2		2
商業（卸売・小売業）	双日（株）			0	1		1
商業（卸売・小売業）	そごう西武百貨店			0		1	1

商業（卸売・小売業）	刃物屋トギノン			0		1	1
商業（卸売・小売業）	阪急阪神百貨店		1	1			0
商業（卸売・小売業）	マルハン	1		1			0
商業（卸売・小売業）	万代			0		1	1
商業（卸売・小売業）	三菱商事（株）			0	1		1
商業（卸売・小売業）	ロイヤル		1	1			0
商業（卸売・小売業）	丸紅（株）		1	1	1		1
商業（卸売・小売業）	トーハン	1		1			0
商業（卸売・小売業）	ビヨンクール		1	1			0
金融・保険	イオン銀行			0		1	1
金融・保険	（株）池田泉州銀行		1	1			0
金融・保険	（株）伊予銀行			0	1		1
金融・保険	NTT ファイナンス（株）			0		1	1
金融・保険	（株）大分銀行	1		1		1	1
金融・保険	関西アーバン銀行		1	1			0
金融・保険	（株）京都銀行	1		1			0
金融・保険	（株）滋賀銀行	1		1	1		1
金融・保険	十六銀行		1	1			0
金融・保険	（株）商工組合中央金庫	1		1			0
金融・保険	住友信託銀行（現三井住友信託銀行）	1	1	2			0
金融・保険	大和証券			0	1		1
金融・保険	東海東京証券（株）			0	1		1
金融・保険	ドイツ銀行グループ	1		1			0
金融・保険	日興コーディアル証券（現SMBC日興証券）	2		2			0
金融・保険	野村證券（株）			0		1	1
金融・保険	（株）広島銀行	1		1			0
金融・保険	（株）福井銀行	1		1			0
金融・保険	福岡銀行（株）	1		1	1		1
金融・保険	丸三證券	1		1			0
金融・保険	みずほ証券			0		1	1
金融・保険	（株）みずほフィナンシャルグループ			0	2	1	3
金融・保険	（株）三井住友銀行	2		2		2	2
金融・保険	三菱東京UFJ銀行	2		2	2		2
金融・保険	宮崎太陽銀行		1	1			0
金融・保険	（株）りそな銀行	1		1		1	1
金融・保険	あいおいニッセイ同和損保			0		1	1
金融・保険	銀泉（株）			0	1		1
金融・保険	住友生命			0		1	1

金融・保険	損保ジャパン			0		1	1
金融・保険	第一生命保険(相)	1		1			0
金融・保険	東京海上日動火災保険			0	1	1	2
金融・保険	日本生命保険	1		1			0
金融・保険	三井住友海上火災保険(株)			0	1	1	2
金融・保険	明治安田生命保険相互会社			0		1	1
不動産業	(株)ウィル		1	1	1		1
不動産業	阪急不動産(株)			0		1	1
不動産業	(株)プレサンス住販			0		1	1
不動産業	ジェイリース(株)	1		1			0
不動産業	常和ホールディングス(株)			0	1		1
教育関連	神戸大学			0	1		1
教育関連	個人指導塾シリウス	1		1			0
教育関連	(株)さなる		1	1			0
教育関連	ティエラコム			0		1	1
教育関連	ヒューマレッジ			0	1		1
教育関連	兵庫医科大学			0		1	1
医療・福祉	公立豊岡病院組合			0		1	1
医療・福祉	一般財団法人阪大微生物病研究会			0		1	1
広告・マスコミ	朝日放送	1		1			0
広告・マスコミ	朝日新聞社			0	1		1
広告・マスコミ	東通企画		1	1			0
広告・マスコミ	日本経済新聞社			0		1	1
広告・マスコミ	日本放送協会			0	1		1
広告・マスコミ	讀賣テレビ放送株式会社			0	1		1
その他サービス	(株)ダイナム			0	1		1
その他サービス	レオン			0		1	1
その他サービス	プライベート歯科横濱		1	1			0
その他	コベルコシステム(株)	1		1			0
その他	メディク	1		1			0
その他	コナミ	1		1			0
その他	総合キャリアオプション	1		1			0
その他	(株)リンクアンドモチベーション	1		1			0
その他	佐井司法書士事務所			0		1	1
その他	JFD 司法書士法人			0		1	1
その他団体	JA和歌山	1		1			0
その他団体	和歌山商工会連合会	1		1			0
その他団体	財団法人厚生年金事業振興団	1		1			0
その他団体	神戸商工会議所	1		1		1	1

官公庁	相生市役所	1		1			0
官公庁	愛知県庁			0		1	1
官公庁	尼崎市役所			0	1		1
官公庁	生駒市役所		1	1			0
官公庁	一宮市役所		1	1			0
官公庁	愛媛県庁	1		1			0
官公庁	大阪市役所		3	3			0
官公庁	大阪地方検察庁		1	1	1		1
官公庁	大阪地方裁判所	1		1	2	1	3
官公庁	大津市役所			0		1	1
官公庁	香川県庁	2	1	3			0
官公庁	岐阜県庁			0	1		1
官公庁	京都市役所			0		1	1
官公庁	京都府庁			0	1		1
官公庁	倉敷市役所	1		1			0
官公庁	呉市役所			0	1		1
官公庁	警察庁	1		1			0
官公庁	厚生労働省			0	1		1
官公庁	高知県庁	1		1			0
官公庁	神戸市役所	5	2	7	1	4	5
官公庁	西条市役所		1	1			0
官公庁	さいたま地方検察庁			0	1		1
官公庁	裁判所事務官		1	1			0
官公庁	坂井市役所	1		1			0
官公庁	東京簡易裁判所		1	1			0
官公庁	東京国税局			0	1		1
官公庁	東京税関			0	1		1
官公庁	徳島県庁	1	1	2			0
官公庁	鳥取県庁	1		1			0
官公庁	内閣府			0	1		1
官公庁	奈良県庁		1	1	1		1
官公庁	西宮市役所			0		1	1
官公庁	寝屋川市役所			0		1	1
官公庁	兵庫県庁	1	1	2	1		1
官公庁	広島県庁	1		1			0
官公庁	広島高等裁判所			0		1	1
官公庁	広島国税局	1		1			0
官公庁	福井県庁	1		1	2		2
官公庁	福岡財務支局			0		1	1

官公庁	舞鶴市役所			0	1		1
官公庁	三重県庁		1	1			0
官公庁	横浜税関			0		1	1
官公庁	吉野川市役所			0	1		1
官公庁	労働基準監督官	1		1	1	1	2
官公庁	和歌山市役所	1		1		1	1
官公庁	JICA	1		1			0
進学（学部）				0		1	1
進学（大学院）		7	1	8	4	3	7
進学（法科大学院）		18	13	31	34	6	40
その他		3	1	4	4	1	5
未定		1		1	2	1	3
進学準備中		3	3	6	3	3	6
就職準備中		10	8	18	15	7	22
	合　　計	129	67	196	127	79	206

■別表 7　授業アンケート集計結果

＊「3 項目平均」は、知的興味、知識見方、履修価値の平均値である（「授業の内容は知的興味を引くものだった。」: 知的興味、「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」: 知識見方、「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」: 履修価値をそれぞれ意味する）。

【学部】

①平成 24 年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	4.89	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	2.29	2.20	3.13	3.24	2.39	3.20	3.55	2.90	3.46
平均値	4.49	4.05	4.17	4.38	3.97	4.30	4.37	4.17	4.47

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	2.88	3.18	2.62	3.36	3.42	2.99	3.26
平均値	4.34	4.48	4.29	4.47	4.52	4.34	4.45

②平成24年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	4.88	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.05	2.85	3.36	3.64	2.55	3.50	3.63	2.80	3.64
平均値	4.43	4.05	4.22	4.43	4.09	4.30	4.32	4.12	4.46

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	5.00	5.00	4.96	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.00	3.38	2.91	3.18	3.55	2.82	3.18
平均値	4.30	4.46	4.19	4.45	4.48	4.34	4.42

③平成25年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	4.84	5.00	4.82	5.00	5.00	4.91	5.00
最低値	2.76	2.73	3.00	3.50	3.11	2.89	3.55	3.09	3.48
平均値	4.47	4.10	3.99	4.43	3.97	4.26	4.39	4.19	4.51

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	2.97	3.24	2.83	3.36	3.47	3.00	3.28
平均値	4.35	4.50	4.30	4.48	4.55	4.38	4.47

④平成25年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	2.60	2.94	3.63	3.55	3.01	3.39	3.70	3.15	3.63
平均値	4.52	4.17	4.18	4.43	4.13	4.38	4.41	4.28	4.52

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.55	3.64	3.09	3.64	3.73	3.18	3.52
平均値	4.39	4.51	4.34	4.51	4.55	4.47	4.51

（４）学生支援

（ａ）学生支援の体制

本学部においては、学習を進めるにあたって、適切な科目履修が行われることを確保するため、新入生および 2 年生の 4 月段階でガイダンスを行っている。留学生・編入学生については、それぞれ入学時の 4 月段階でガイダンスを実施しているほか、とくに留学生支援を目的とするチューター制度を設け、学習面のみならず生活面においても、大きな困難なく大学生活を送れるよう配慮している。さらに留学生については、留学生担当講師をおき、留学生の相談窓口として、教務係と共同して学習・生活に関する相談に応じている。その他、学生が直面しうる様々な問題については、所属ゼミの指導教員、学生委員会と教務係等が共同して適宜対処することとしている。

科目ごとの学習に関わる相談については、オフィスアワーを設定している科目については、担当教員が直接に学生と面談して対処することとしている。オフィスアワーの設定は科目によって異なるが、シラバスにおいて記載されている。また、平成 7 年度よりティーチング・アシスタント制度が導入され、法学研究科大学院生が学部講義の補助を行うことによって、大教室での講義でも、よりきめ細かな学習指導が可能となった（【前掲(2)(f)教育補助】参照）。

これらにより、学習支援に関する学生のニーズは概ね適切に把握され、対応されているという

ことができる。

（ｂ）自主的学習環境の整備

法学部学生の自主的学習のための場として、社会科学系図書館、法学部資料室があり、このほかグループ討論などの場として、演習室の利用が可能である。

社会科学系図書館は、平成 25 年度の改修により、共用スペースが充実し、各種機器設備を備えたラーニングコモンズやグループ学習室、リフレッシュスペースなどが新たに設けられ、館内各所で共用コンピュータの利用も可能である。

そのほか学生がコンピュータを自由に利用できる場所としては、六甲台電算機室、国際協力研究科棟内の情報処理演習室等（前掲【Ⅱ3⑶情報処理施設】参照）がある。また、法学部資料室のコンピュータからは法律・政治関係のデータベース検索が可能であり、これらの研究学習資源については、文献資料の探し方に関する解説とともに、法学部ウェブサイト（＊）から容易にアクセスできるよう配慮されている。また、学内では学生用に無線 LAN も提供され、自らのコンピュータを用いて、ネットワークの利用も可能である。

法学部学生による課外活動としては法律相談部があり、一般市民向けの法律相談を定期的に開催するほか、毎夏、地方での移動法律相談を実施しており、これには法学部からの支援を得て法学部教員が同行している。また、法学部ゼミ幹事会において、ゼミオリエンテーション、謝恩会等が企画・運営されている。

なお、平成 24 年度後期からは、法学部生・大学院生を対象に、大学キャンパス内で語学学校に委託した英語教育を提供する、「社会科学系 4 部局英語イブニングコース」が開始された。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/study.html

（ｃ）学園祭

神戸大学においては、全学的な学園祭である「六甲祭」が毎年 11 月に開催されている。そこでは、六甲祭実行委員会が中心になって様々な企画を準備し、学生の学術・文化活動の発表や教育・スポーツ活動などの相互交流の場となっている。平成 24 年度は 11 月 10 日（土）から 11 日（日）、平成 25 年度は 11 月 9 日（土）から 10 日（日）にかけて開催された。

（ｄ）保健管理センター

本部棟 2 階にあり、医師やカウンセラーが常駐し、定期健康診断や学生の健康上の相談に応じている。

（ｅ）セクシャル・ハラスメント相談窓口

セクシャル・ハラスメントに関する事項については、セクシャル・ハラスメント相談員が相談窓口となって対応している。相談員の連絡先等については、広報パンフレットに記載しているほか、ガイダンス等においても重ねてアナウンスすることにより、学生への周知徹底が図られている。

（ｆ）就職指導

法学部生が利用可能な就職支援のための窓口として下記のものがあり、これらについては、神戸大学のウェブサイト（＊）上で情報を得ることができる。

＊http://www.career.kobe-u.ac.jp

【神戸大学キャリアセンター】

平成 19 年 6 月に学務部就職支援室を改組し新設された。鶴甲第 1 キャンパス A 棟 1 階にあり、就職相談員が常駐し、コンピュータや各種就職情報誌を備えて就職情報を提供するほか、就職相談にも応じている。同センターは、学内就職支援ネットワークにおけるハブ組織として、各部局、同窓会、東京オフィス、大学生協、学生団体などの就職支援組織と連携し、学内各組

織の就職行事や支援活動に関する情報の共有や発信を促進しながら、神戸大学における就職支援行事、就職進路相談、インターンシップ、キャリア教育などのキャリア形成支援プログラムの充実を図っている。毎年、20 回程度のガイダンスを行っている。

【六甲台就職情報センター】
平成 17 年 5 月に、六甲台地区 4 部局（法、経済、経営、国際協力研究科）の同窓会組織である「凌霜会」の支援を得て、三木記念館 2 階にオープンし、現在は、アカデミア館 2 階に移転している。ここには、商社、銀行、メーカーなどで勤務した経験をもつ凌霜会所属 OB が就職相談員として交代で常駐しており、社会科学系の学部生、大学院生を対象にして、コンピュータや各種就職情報誌を備えて、就職情報の提供、就職相談を行っている。

【神戸大学東京オフィス】
東京有楽町の東京交通会館ビル内にある（平成 26 年 3 月に移転）。キャリアアドバイザーとの相談スペースがあり、コンピュータの供用、就職情報や就職相談などを提供することにより、東京での神戸大学生の就職活動をサポートしている。

【神戸大学生協】
企業見学会などを開催しているほか、ウェブサイトを通じて、神戸大学内で開かれる各種就職セミナーなどのイベントをカレンダーに整理し、学生の就職活動をサポートしている。

【法学部就職活動説明会】
平成 22 年度から毎年、3 年生を中心に法学部生を対象として、就職活動説明会を実施している。

（ｇ）生活支援

授業料は学部・大学院とも年額 535,800 円、法科大学院は年額 804,000 円であるが、経済支援の必要性が高い学生は、授業料の免除を申請することができる。授業料免除は、①経済的な理由によって納付が困難で、かつ学業成績が優秀と認められる場合、もしくは、②各期ごとの授業料の納期前 6 月以内（新入学者が入学した日に属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）に学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合に認められる。法学部・法学研究科学生の授業料免除者数は別表 8 の通りである。なお、授業料免除の申請者、免除付与者ともに微増した。そのほか、学生は、日本学生支援機構を中心とする各種奨学金の受給を申請することができる（別表 9 および 10）。また、公益財団法人神戸大学六甲台後援会が、平成 20 年度から、創立 50 周年を記念して社会科学特別奨励賞（凌霜賞）を創設し、2 年生から 4 年生の各学年における成績最優秀の法学部生を顕彰し、学習・生活の支援のために 1 人 60 万円を授与している。

さらに、自宅から通学できない学生は、別表 11 のような寄宿舎を利用することができる。

■別表 8　法学部・法学研究科学生の授業料免除者数
①平成 24 年度前期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部	67	31	19
法学研究科（前期）	24	1	22
法学研究科（専門職）	39	14	14
法学研究科（後期）	16	5	7

②平成 24 年度後期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部	70	30	26
法学研究科（前期）	27	1	26
法学研究科（専門職）	33	16	13
法学研究科（後期）	19	6	8

③平成 25 年度前期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部	72	27	32
法学研究科（前期）	21	6	16
法学研究科（専門職）	44	19	17
法学研究科（後期）	19	11	7

④平成 25 年度後期

	申請者数	全額免除者数	半額免除者数
法学部	72	29	31
法学研究科（前期）	21	3	17
法学研究科（専門職）	43	21	17
法学研究科（後期）	19	11	6

■別表 9

①平成 24 年度日本学生支援機構奨学生数一覧

種別	通学区分	貸与金額	法学部 昼間主コース		法学研究科 博士前期課程		法学研究科 博士後期課程		法科大学院	
			貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止
1 種	自宅	45,000	28							
	自宅外	50,000			3				11	
		51,000	85							
		30,000	12							
		80,000					1			
		88,000			7		1		58	
		122,000					6			
2 種		30,000	15							
		50,000	67		1				11	
		80,000	28						6	
		100,000	22						5	
		120,000	17							
		130,000							5	
		150,000			1		1		4	
		220,000							7	

②平成 25 年度日本学生支援機構奨学生数一覧

種別	通学区分	貸与金額	法学部		法学研究科博士前期課程		法学研究科博士後期課程		法科大学院	
			貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止	貸与	停止
1 種	自宅	45,000	30							
	自宅外	50,000			4				19	
		51,000	87							
		30,000	15							
		88,000			3				60	
		120,000					6			
2 種		30,000	18							
		50,000	68		1				10	
		80,000	24						4	
		100,000	22						4	
		120,000	12							
		130,000							1	
		150,000			1		2		3	
		220,000							6	

■別表 10

①平成 24 年度　地方・民間奨学金奨学生一覧

奨学財団	支給区分	金額（月額）	学部	博士前期課程	博士後期課程	法科大学院
伊藤忠兵衛基金	給付	年額 70 万円			1	
沖縄県国際交流・人材育成財団	貸与	70,000～80,000				1
樫山奨学財団	給与	40,000	2			
木下記念事業団	給与	50,000	2			
岐阜県教育委員会	貸与	32,000	1			
小森記念財団	給与	30,000	1			
竹中育英会	給与	80,000				1
朝鮮奨学会	給与	25,000（学部生）	1			
帝京育英財団	給与	22,000	1			
寺浦奨学会	給与	45,000	1			
電通育英会	給与	80,000		1		
中村積善会	給与	30,000	1			
福島育英会	給与	28,000	1			
三木瀧蔵奨学財団	給与	30,000	3			
三菱 UFJ 信託奨学財団	給与	35,000	1			1
みなと銀行育英会	給与	50,000	1			

三宅正太郎育英会	給与	20,000				1
山田育英会	給与	15,000	1			
合計			17	1	1	4

②平成 25 年度　地方・民間奨学金奨学生一覧

奨学財団	支給区分	金額（月額）	学部	博士前期課程	博士後期課程	法科大学院
石川県教育委員会	貸与	44,000	1			
沖縄県国際交流・人材育成財団	貸与	70,000～80,000				1
樫山奨学財団	給与	40,000	2			
木下記念事業団	給与	50,000	1			
岐阜県教育委員会	貸与	32,000	1			
小森記念財団	給与	30,000	1			
竹中育英会	給与	80,000				1
寺浦奨学会	給与	45,000	1			
電通育英会	給与	50,000（学部） 80,000（大学院）	1	1		
中村積善会	給与	30,000	1			
阪和育英会	貸与	50,000	1			
福島育英会	給与	28,000	1			
三木瀧蔵奨学財団	給与	30,000	2			
三菱 UFJ 信託奨学財団	給与	35,000	1			1
三宅正太郎育英会	給与	20,000		1		1
山田育英会	給与	15,000	1			
計			15	2		4

■別表 11　寄宿舎

寮　　名	定　　員	居　　室	在寮期間
住吉寮（男子）	194 人	1 人部屋	最短修業年限
住吉国際学生宿舎（男子・女子）	男子　78 人 女子　58 人	1 人部屋	2 年
白鴎寮（男子・女子）	男子　232 人 女子　32 人	1 ユニット 4 個室	最短修業年限
国維寮（男子・女子）	134 人	1 人部屋	
女子寮	78 人	1 人部屋	

（５）教育改善

（ａ）教員相互の研鑽

本学部は、従来積極的に教育改善に取り組んできた。その取組みは多面にわたるが、以下に個々の取組みを概観する。

まず、平成 15 年度より教員相互の日常的な意見交換・相互交流をはかるべく、法学研究科教員の親睦団体である法学研究科僚友会主催で、年 2～3 回程度のランチョンセミナーが開催されている。昼食を取りながら、本研究科教員が研究・教育上の話題提供を行い、約 1 時間あまりの意見交換を行うという企画である。

さらに、平成 14 年度より、法学部においては教員の相互授業参観を実施しており、教員の教育能力向上に努めている。前期・後期において、2 週間を授業参観期間と位置づけ、この期間に開講されているすべての講義・演習（非常勤講師によるものを除く）を、スタッフは自由に聴講できるものとしている。また、この試みは平成 14 年度に実施された大学評価・学位授与機構からも「特色ある取り組み」かつ、「特に優れた点」との評価を受けている。なお、この教員による相互授業参観は、平成 24、25 年度も引き続き行われており、参観を行った教員は感想・意見についての文書を提出し、そのコピーを参観教員、被参観教員双方に配布することにより、参加教員の教育方法の改善のための資料としている。この制度による、個別教員の教育改善の取組みについては、ファカルティレポートの個人報告部分に記すこととされている（下巻参照）。

（ｂ）学生に対する授業アンケート

学部では、平成 14 年度前期から、学生に対する授業アンケートが行われている。アンケート実施時期は各科目の最終講義日の約 2 週間前の講義である。基本項目は、いずれも、5 段階評価とし、加えて、自由記述欄を設けている。この学生に対する授業アンケートは、履修登録 10 人以上のすべての法学部科目において実施されている。これらのアンケート結果は、一覧表の形で、（公正性を担保するため）成績評価公表後の教授会において配付され、各教員の教育手法の向上のための資料とされると共に、教員相互の教育手法・内容のチェックの素材とされている（なお、それを整理して平均値、最高値、最低値を示した表が前掲別表 7 である）。また、自由記述欄も、成績評価公表後に、そのコピーが各教員に配布されている。このアンケートを踏まえた、個別教員の具体的な教育改善の取組みについては、ファカルティレポートの個人報告部分に記すこととされている（下巻参照）。また、授業アンケートの教育への還元をより実質化するため、平成 23 年度評価・FD 委員会において、アンケート結果一覧を学期ごとに学部教務委員長に提供し、検討を依頼するという運用を決定し、平成 23 年度後期分から開始した。この取組により PDCA サイクルを実現するための基礎情報の共有が、評価部門と執行部門の間で行われていると評価できる。

（ｃ）カリキュラム改革と教育改善の取組み

本学部では、平成 16 年度に法科大学院設置に併せて、法学部のカリキュラムについても大幅な改革を行った。具体的には、専門導入科目の充実や、大講義削減と少人数教育の充実が行われた。この少人数教育の充実自体については、授業アンケート等を見るに、学生から肯定的な評価を受け、その意味で、学部教育の平成 16 年度改革は質の改善をもたらしたが、大人数講義の消化不良、既存のゼミの大幅な減少という課題も生じた。そこで評価・FD 活動を通じて、平成 19 年度に、その改善が行われ、平成 16 年度改革のメリットの中心部分を維持しつつ、基礎演習・応用演習を減少・廃止、少人数での講義と演習をミックスした応用法律科目・応用研究への移行、3、4 年次演習および大人数講義科目を一定程度拡充する改正が行われた。

これにより、少人数教育による利点を最大限活用しつつ、より質が高く、満足度を得られる教育が実現されており、その結果、授業アンケートでは各授業においてかなり高い評価を得ているだけでなく（前掲別表 7 参照）、平成 20 年度に行われた法人評価の中間評価において、教育実施体制が「期待される水準を上回る」ものと高い評価を得、平成 22 年度に実施された外部評価においても、学部カリキュラムの PDCA サイクルを通じた以上の修正過程は、外部評価委員によって

高く評価された。
現在は、上記のような大幅な改革を経て、以下のような学部教育のさらなる発展が見られる。
まず、平成 17 年度には EUIJ による「EU 科目」、平成 18 年度からは「ジャーナリズム・プログラム」、平成 21 年度からは「21 世紀型市民としての法学士養成計画」、平成 22 年度からは「法経連携専門教育プログラム」、平成 23 年度からは「国際公共人材養成プログラム」、平成 25 年度からは日欧連携教育府による「EU エキスパート人材養成プログラム」、平成 26 年度からは「シチュエーショナルトレーニング・プログラム」を開始する等、経常的に、実践的で魅力ある学部教育の実現・拡充を行い、教育目的の実現に努めている（各プログラムの具体的内容については前掲【(2) (d) 教育プログラムそのほか】参照）。
以上の取組みは、複数の少人数・中人数規模の講義・演習をプログラム科目として開設し、それを発展・継承しつつ新たなプログラムへとつなげ、問題解決能力の向上やグローバル化への対応能力の育成という本学部の教育目的を、不断に向上させようとしているものであるといえる。

２　法学研究科理論法学専攻・政治学専攻

本研究科は、国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指す神戸大学全体の方針を受け、研究教育目的として、法学研究科規則 3 条の 2 において、以下のように定めている。

> 各専攻における人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。
> (1)　理論法学専攻
> 法の基礎的研究とともに、前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の法学研究者の養成、学部段階以上の法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の法律問題、政策問題に対応しうる応用的・実際的・総合的な解決能力を有する社会人の教育、より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を、後期課程においては、実務法律専攻を修了した者も含め、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程に行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。
> (2)　政治学専攻
> 政治学の基礎的・応用的研究とともに前期課程においては、研究・教育に従事する国内外の次世代の政治学研究者の養成、学部段階以上の政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を備えた人材の養成、現代社会の政治問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を有する社会人の教育を、後期課程においては、次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化、前期課程において行った研究を踏まえ、より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

以上のような研究教育の目的に沿った活動がなされているかについて、以下、報告・評価を行う。

（１）学生の受入れ

（ａ）アドミッション・ポリシー

神戸大学大学院法学研究科は、平成 16 年 4 月の法科大学院の設置に伴い、専攻・講座を改組した。専攻は理論法学専攻と政治学専攻とに分けられ、理論法学専攻には、理論公共法、理論取引法、基礎法理論の 3 講座が置かれ、また、政治学専攻には、政治理論、国際政策分析、現代政治分析の 3 講座が置かれた。さらに履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース、専修コース、社会人コース、法曹リカレントコース（理論法学専攻のみ）が設けられ、博士課程後期課程には、研究者コース、高度専門職業人コースが設けられた。なお、平成 27 年 4 月からは英

語で授業が行われる GMAP in Law Course が開設される予定である。

本研究科においては、これら履修コース毎に「教育目的」を掲げ、かかる教育目的に応じた「本研究科が求める学生像」を定めている。この「教育目的」と「本研究科が求める学生像」については、「神戸大学大学院法学研究科　学生募集要項」、「神戸大学大学院法学研究科の案内」パンフレット、および、法学研究科ウェブサイト（＊）において公表、周知が図られているが、その具体的内容は以下の通りである。　＊http://www.law.kobe-u.ac.jp

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）】

〇各コースの教育目的

法学研究科博士課程前期課程には、研究者コース・専修コース・社会人コース・法曹リカレントコース、 後期課程には、研究者コース・高度専門職業人コースがそれぞれ置かれています。本研究科が、各コースに掲げている教育目的は次のとおりです。

・前期課程研究者コース：日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを教育目的としています。
・前期課程専修コース：昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、 社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力の涵養を教育目的としています。
・前期課程社会人コース：第一の教育目的は、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成することです。しかしながら、 社会の多様な問題に直面し、様々な関心を有しているのは、実務経験者だけではありません。この点を勘案して、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育を、第二の目的としています。
・前期課程法曹リカレントコース：職業法曹等の資格を有する者を受け入れ、専門的・先端的な領域における教育と研究を通じ、より専門性の高い分野で活躍できる人材の育成と継続教育を目的としています。
・後期課程研究者コース：前期課程又は専門職学位課程修了後に、各専攻領域において対象を更に深化させる研究及び総合的な法学や政治学の知識、問題解決能力を学生に伝える教育を行い得る能力の養成です。
・後期課程高度専門職業人コース：前期課程又は専門職学位課程において行った研究や学習を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の育成です。

〇法学研究科が求める学生像

以上を踏まえ、本研究科が、各コースにおいて求める学生像は次のとおりです。

・前期課程・後期課程研究者コース：研究機関において、法学・政治学に関する次世代の研究者・教育者となるに相応しい優れた能力と知識等を有する学生
・前期課程専修コース：法学・政治学に関して学部において習得した学問的成果を前提として、それを更に向上させるに相応しい能力等を有する学生
・前期課程社会人コース：一般社会における法学・政治学的な実務上の問題解決に必要な知識・能力を身につけるに相応しい、又は、各自の法学・政治学上の関心に応じて、大学院レベルのリフレッシュ教育を受けるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生
・前期課程法曹リカレントコース：職業法曹等の資格を有し、専門的・先端的な領域における知識の習得や研究を今後の職業活動に活かす能力と意欲を有する学生
・後期課程高度専門職業人コース：一般社会における先端 ・国際的な実務に専門的に携わるために高度な能力を有する職業人となるに相応しい、社会経験、能力と意欲を有する学生

（ｂ）入試制度

（ｉ）経緯

神戸大学大学院法学研究科は昭和 28 年に設置され、修士課程および博士課程が置かれた。専攻は私法専攻（修士課程・博士課程）および経済法専攻（修士課程・博士課程）と定められたが、昭和 35 年の公法専攻増設に伴い、経済法専攻は廃止され、私法専攻と公法専攻の二専攻体制となった。

昭和 50 年に、修士課程・博士課程の別を、博士課程前期課程（2 年）と博士課程後期課程（3 年）に変更した。平成 4 年には、公共政策や企業取引法についての高度の法学的・政治学的な専門知識・能力を持った人材の養成を目的とした法政策専攻が増設され、私法専攻・公法専攻（博士課程前期課程と後期課程）と法政策専攻（修士課程）との三専攻体制となった。

さらにその後平成 7 年に、法政策専攻に博士課程後期課程（いわゆる社会人博士課程）が設置され、また、私法・公法専攻の博士課程前期課程に研究者コース・総合研究コースの履修コースが設置された。

平成 12 年には、大学院重点化により、専攻の再編成が行われ、従前の私法専攻・公法専攻・法政策専攻から、経済関係法専攻・公共関係法専攻・政治社会科学専攻へと改組された。この改組に伴い、履修コースとして、博士課程前期課程には、研究者コース・専修コース・社会人コースが、また、博士課程後期課程には、研究者コース・高度専門職業人コースが設置された。なお、専修コースは、主として総合研究コースの、社会人コースは、主として法政策専攻の目的と特色をそれぞれ引き継いでいる。

さらに、平成 16 年 4 月より、法科大学院の設置に伴い、大学院の専攻・課程は以下のように再編され現在（平成 26 年 7 月現在）に至っている。

■別表 1　神戸大学大学院法学研究科の現状（平成 26 年 7 月現在）

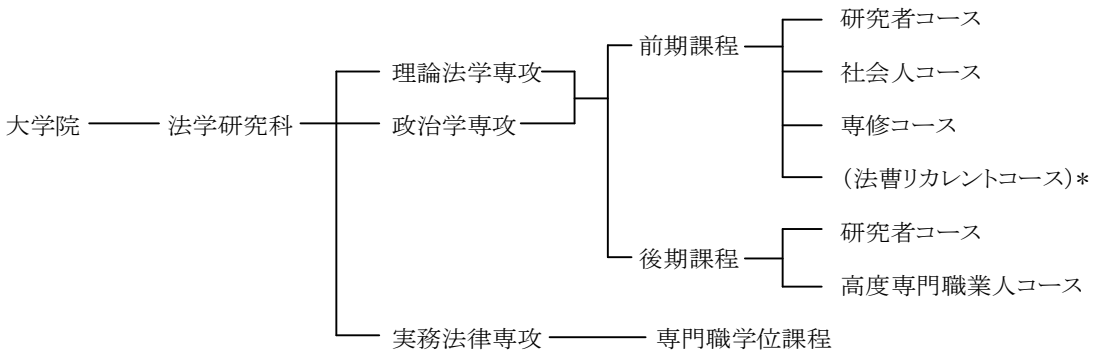

＊（　）は、理論法学専攻のみ

（ⅱ）入学定員

平成 26 年 7 月時点の定員は以下の通りである。

①実務法律専攻・専門職学位課程（法科大学院）　80 人（法学未修者コース 20 人程度、法学既修者コース 60 人程度）

②理論法学専攻・政治学専攻

（イ）博士課程前期課程

(Ǔ) 理論法学専攻 28 人（研究者コース・専修コース・社会人コース・法曹リカレントコース・研究者コース外国人特別学生・専修コース外国人特別学生を含む）

(ϐ) 政治学専攻 12 人（研究者コース・専修コース・社会人コース・研究者コース外国人特別学生・専修コース外国人特別学生を含む）

（ロ）博士課程後期課程

(Ŭ) 理論法学専攻 14 人（研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別学生を含む）

(b) 政治学専攻 6 人（研究者コース・高度専門職業人コース・研究者コース外国人特別学生を含む）

（ⅲ）入学試験

入学試験においては、アドミッション・ポリシーに従い、各コース毎の「教育目的」および「本研究科が求める学生像」に基づき適切な学生の受入方法が採用されている。試験の実施方法は以下のとおりである。

①博士課程前期課程

（イ）研究者コース（理論法学専攻・政治学専攻）

2 つの入試制度がある。まず、例年 6 月下旬から 7 月上旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部入試が実施される。専攻 1 科目について口頭試験が課される。

次に、例年 9 月上旬に、一般入試が行われる。専攻科目 1 科目、関連科目 1 科目の論文試験、外国語 1 科目の試験、および口頭試験が課される。

なお、平成 16 年 4 月の法科大学院の設置に伴う改組により、実定法科目を専攻する学生の募集は停止していた（ただし、下記、外国人特別学生は除く）が、平成 27 年度入試より募集を再開することとなった。法学研究科では、社会の公的な諸問題の解決に取り組む優れた人材を育成するために、より開かれた機会を提供し、社会の多様なニーズに応えていくという目標を掲げてきた。この目標の達成に向けた制度変更を目指すものである。

以上のほか、研究者コース外国人特別学生（理論法学専攻・政治学専攻）の選考が、9 月上旬の時期と、2 月下旬から 3 月上旬にかけての時期において実施され、日本語による作文、専攻科目 1 科目の論文試験、および口頭試験が課される。

（ロ）専修コース（理論法学専攻・政治学専攻）

2 つの入試制度がある。まず、例年 6 月下旬から 7 月下旬に、学部成績の特に優秀な本学法学部に在籍する学生を対象として、内部入試が実施される。専攻 1 科目について口頭試験が課される。

次に、例年 9 月上旬に、一般入試が行われる。専門科目 1 科目の論文試験、外国語（英語）試験、および口頭試験が課される。

なお、平成 16 年 4 月の法科大学院の設置に伴う改組により、西洋法史、英米法、ロシア法、法社会学、国際関係論、政治学、日本政治外交史、西洋政治史、政治過程論、行政学（平成 26 年度入試の例）を専攻する学生のみを受け入れることとしていたが、平成 27 年度入試より実定法分野についても募集を開始することとなった。この制度変更も、社会の多様なニーズに応えていくという目標を達成すべく実施されたものである。

また、平成 27 年度入試より専修コースにおいても外国人特別学生（理論法学専攻・政治学専攻）の募集を開始することとなった。その選考は 9 月上旬の時期と、2 月下旬から 3 月上旬にかけての時期において実施され、日本語による作文、専攻科目 1 科目の論文試験、および口頭試験が課される。

（ハ）社会人コース（理論法学専攻・政治学専攻）

例年 9 月上旬に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づき口頭試験が課される。

（ニ）法曹リカレントコース（理論法学専攻）

例年 9 月上旬に実施され、出願資格の基礎となる社会経験を踏まえ、志望理由書、論文等に基づき口頭試験が課される。

②博士課程後期課程

（イ）研究者コース（理論法学専攻・政治学専攻）

例年 2 月下旬から 3 月上旬に実施される。入学試験、内部からの進学試験ともに、外国語 1 科目の筆答試験（専攻分野によっては 2 科目）、および修士論文を中心とする口頭試験が課される。ただし、研究者コース外国人特別学生の場合は、入学試験、内部からの進学試験ともに修士論文を中心とする口頭試験のみが課されることを原則とし、例外的に、志望する専攻分野が「国際法」または「国際関係論」で、入学後英語による指導を希望し、かつ英語以外の言語で修士論文を執筆した者のみ、さらに英語特別試験が課される。

なお、法科大学院の設置に伴い、平成 18 年度学生募集より、法科大学院修了者特別入試および進学試験を実施している。法科大学院修了者特別試験の方法は 2 種類ある。一つは、本研究科専門職学位課程実務法律専攻（法科大学院）に在籍する者のうち、特に成績の優秀な者を対象として内部入試が実施される。これは例年 3 月上旬に実施され、外国語 1 科目の筆答試験、および専攻科目 1 科目についての口頭試験が課される。なお、専攻分野によっては、外国語 1 科目の筆答試験を課さず、口頭試験のみによって行うものもある。もう一つは、例年 9 月上旬に実施される一般入試および進学試験である。専攻科目 1 科目および外国語 1 科目の筆答試験、並びに、事前に提出された研究レポート（16, 000 字以上）および研究計画調書に基づいて口頭試験が課される。

（ロ）高度専門職業人コース（理論法学専攻・政治学専攻）

例年 2 月下旬から 3 月上旬にかけての時期に実施され、一般入試と社会人特別入試の 2 つの制度がある。一般入試については、外国語 1 科目の筆答試験、および修士論文を中心とする口頭試験が課される。社会人特別入試については、修士論文を中心とする口頭試験が課される。

以上、いずれの場合にも、出題および口頭試験の実施にあたっては、「本研究科が求める学生像」に照らし、十分に熟慮された試験の実施が為されている。

（ⅳ）大学院生の状況

年度別の在籍大学院生数は、別表 1 に記載する通りである。国籍別・課程別の留学生受入実績の詳細については、【Ⅱ4(3)(c)(ii)学生の国際交流】に記載した通りである。

■別表 1　平成 24～25 年度大学院生の状況

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	前期課程	後期課程	前期課程	後期課程
在籍学生人数（毎年 5 月 1 日現在） 内訳：　理論法学専攻 　　政治学専攻	76 37 39	67 43 24	68 30 38	68 43 25
入学者人数 内訳：　理論法学専攻 　　政治学専攻 注：（ ）は外国人留学生内数	37 20(9) 17(5)	17 9(3) 8(3)	28 10(7) 18(5)	10 7(2) 3

退学者人数（除籍含む） 内訳：　理論法学専攻 　　政治学専攻	0	5 3 2	2 2	13 9 4
修了（学位取得）者人数 内訳：　理論法学専攻 　　政治学専攻 注：（ ）は外国人留学生内数	修士 36(12) 17(8) 19(4)	博士 4(2) 4(2)	修士 29(11) 16(8) 13(3)	博士 5(2) 4(2) 1
留学派遣者人数	2		1	

■別表 2　平成 24 年度～25 年度外国人研究生の入学状況

	平成 24 年 4 月	平成 24 年 10 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 10 月	合計
入学者人数	0	9	4	5	18

（２）教育内容および方法

（ａ）カリキュラム・ポリシー

神戸大学大学院法学研究科は、従来より、各履修コースの教育目的に沿って、カリキュラムを体系的に編成している。この教育方針を明確にするため、平成23年度にカリキュラム・ポリシー（CP）が策定された。本研究科のカリキュラム・ポリシーは、以下の通りである。

【カリキュラム・ポリシー】

＊博士課程前期課程

・研究者コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、国内外の大学等の研究・教育機関において理論法学および政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を修得する。演習を通じて、修士論文を執筆するための研究指導を受ける。

・社会人コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、現代社会の変化によって生じている新たな法および政治上の問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。

・専修コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、学部段階よりも高度な法学・政治学の知識および豊かな問題解決能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。

・法曹リカレントコース

特殊講義・外国文献研究を通じて、より専門的・先端的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を修得する。演習を通じて、修士論文またはリサーチペーパーを執筆するための研究指導を受ける。

＊博士課程後期課程

・研究者コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、法学または政治学の各専攻領域において研究をさらに深化させ、法学および政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としてより高度な能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。

・高度専門職業人コース

特殊講義・外国文献研究を通じて、高度化・多様化する社会における法学・政治学上の諸問題に対応しうるより高度な問題解決能力を修得する。演習を通じて、博士論文を執筆するための研究指導を受ける。

（ｂ）大学院の講義・演習の体系

カリキュラム・ポリシーに基づく履修コースごとのカリキュラムは、以下のように構築されている。

（ｉ）研究者コース（博士課程前期課程・後期課程）

本コースにおいては、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者を養成することを目的としていることから、①論文作成の指導を中心とする演習、②専門の領域について学問的に深い研究を行うための研究者コース特殊講義に加え、③前期課程においては、国際的に通用する研究者を養成すべく外国文献を駆使した専門的研究を可能にするための外国文献研究がカリキュラムの中心である。

また、学際研究に対応できる能力の涵養、および、理論面と実務面の双方に均衡のとれた研究が可能となるよう、自分の興味に応じ、④専修コース・社会人コース、高度専門職業人コース特殊講義の履修が可能である。これに加え、⑤授業担当教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、⑥指導教員および授業担当教員の許可の下で実務法律専攻（法科大学院）において展開される授業科目の履修が可能である。

（ⅱ）社会人コース（博士課程前期課程）

本コースにおいては、主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そのため、例えば、官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者を受け入れ、大学院の教育課程を用いて、高度の法学、政治学的専門知識および能力を備えた人材を養成するために、知識の獲得と共にその運用能力を養うことに力点を置いたカリキュラムが組まれている。

具体的には、①修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた、社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤授業担当教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、⑥指導教員および授業担当教員の許可の下で実務法律専攻（法科大学院）において展開される授業科目の履修が可能である。

なお、本コース、および高度専門職業人コース特殊講義については、勤務を続けながら履修する学生の負担を軽減する措置として、通常の学期の夜間開講（夜 1 時限：17 時 50 分～19 時 20 分、夜 2 時限：19 時 30 分～21 時 00 分）ないし集中講義の形で開講されるものがある。

また、平成 27 年度以降入学の社会人コース学生については、長期履修制度が設けられることになった。職業を有している等の事情により標準修業年限内での就学が困難な場合であるとして認められた場合に、標準修業年限（2 年）を超えて一定の期間（プラス 2 年以内）の履修期間の延長およびそれに伴う年間納付授業料額の変更を行う制度である。

（ⅲ）専修コース（博士課程前期課程）

本コースにおいては、昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の会得、問題解決能力を涵養することを目的としていることから、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるように、きわめて豊富な科目から、相当の自由をもって選択し、履修することができるよう配慮したカリキュラムが組まれている。具体的には、①修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を行うことを主目的とした演習、②先端的・応用的領域を幅広く対象とし、実務的・政策的視点を十分意識しつつ展開される講義形式の授業である、専修コース・社会人コース特殊講義のほか、③研究者コース特殊講義、④法学部講義科目と合併で開講される特別特殊講義、⑤授業担当

教員の許可の下で国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、⑥指導教員および授業担当教員の許可の下で実務法律専攻（法科大学院）において展開される授業科目の履修が可能である。

（ⅳ）法曹リカレントコース（博士課程前期課程）

本コースは、「法化」が進展する現在の社会において、知的財産法・労働法・租税法・経済法など、これまでわが国の法律実務家があまり扱ってこなかった法領域に関する問題の重要性が高まっていることに加えて、民法・刑法のような従来から重要と考えられてきた基本的な法分野においても新たな問題に直面することが増えてきていることに鑑み、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。そのため、本コースの学生は、①修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を主とする演習、②社会人コース・専修コース特殊講義、③研究者コース特殊講義に加えて、④実務法律専攻（法科大学院）において展開される応用的・先端的な授業科目の履修が可能である＊。

なお、平成 27 年度以降入学の法曹リカレントコース学生について、長期履修制度を設ける方針が、平成 26 年度末に決定された。職業を有している等の事情により標準修業年限内での就学が困難な場合であるとして認められた場合に、標準修業年限（2 年）を超えて一定の期間（プラス 2 年以内）の履修期間の延長およびそれに伴う年間納付授業料額の変更を行う制度である。

＊ただし、年度によって開講科目は異なる。

■別表 3　法曹リカレントコースの学生が履修できる実務法律専攻科目一覧（平成 26 年度）

授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
比較憲法	2	ADR論	2
民事執行・保全法	2	消費者法	2
倒産法	4	環境法 I	2
刑事学	2	環境法 II	2
国際法	4	社会保障法	2
国際人権法	2	法文化	2
金融商品取引法	2	法思想	2
経済刑法	2	アメリカ法	4
特許法	4	ヨーロッパ法	4
著作権法	2	アジア法A	2
応用知的財産法	2	中国法	2
租税法 I	2	現代司法論	2
租税法 II	4	R&Wゼミ知的財産法	2
労働法 I	2	R&Wゼミ租税法	2
労働法 II	4	R&Wゼミ労働法	2
経済法 I	4	R&Wゼミ経済法	2
経済法 II	2	R&Wゼミ倒産法	2
国際経済法	2	R&Wゼミ国際関係法（私法系）I	2
国際私法・国際民事訴訟法	4	R&Wゼミ国際関係法（私法系）II	2
国際取引法	4	R&Wゼミ国際関係法（公法系）	2

（ｖ）高度専門職業人コース（博士課程後期課程）

本コースは、前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としていることから、主として①博士論文作成の指導を中心とする演習、②法学・政治学の先端的・応用的領域を対象とし、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度専門職業人コース特殊講義、および、③研究者コース特殊講義の履修が可能である。

なお、各コースの具体的な開講授業科目は以下の通りである（平成 26 年度の開講科目であり、年度によって異なる）。

【博士課程前期課程】

〔研究者コース〕

①特殊講義

国際民事法特殊講義（中野、齋藤）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、ロシア法特殊講義（渋谷）、国際法特殊講義（玉田）、法社会学特殊講義（樫村）、実定法特殊講義〔民法〕（窪田、浦野）、実定法特殊講義〔商法〕（行澤、近藤）、実定法特殊講義〔知的財産法〕（島並）、実定法特殊講義〔労働法〕（大内）、実定法特殊講義〔社会保障法〕（関根）、実定法特殊講義〔経済法〕（泉水）、実定法特殊講義〔環境法〕（島村）、実定法特殊講義〔民事手続法〕（中西）、実定法特殊講義〔憲法〕（井上）、実定法特殊講義〔行政法〕（中川）、実定法特殊講義〔刑事法〕（上嶌、宇藤）、国際関係論特殊講義（栗栖、増島）、政治学特殊講義（飯田（文））、日本政治外交史特殊講義（簑原）、政治過程論特殊講義（品田）、行政学特殊講義（大西）、政治学方法論特殊講義Ⅰ（善教）、政治学方法論特殊講義Ⅲ（多湖）、学外企画研究特殊講義（栗栖、簑原）、自主企画特殊講義（栗栖、多湖）

②外国文献研究

法学文献研究（英語）（安藤、櫻庭、前田）、法学文献研究（独語）（田中、八田）、法学文献研究（仏語）（関根）、政治学文献研究（安井）

③演習

国際民事法演習（中野、齋藤）、西洋法史演習（瀧澤）、英米法演習（丸山）、ロシア法演習（渋谷）、国際法演習（玉田）、法社会学演習（樫村、馬場、高橋）、実定法演習（山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、八田、近藤、志谷、行澤、島並、大内、櫻庭、関根、泉水、島村、井上、淺野、米丸、中川、角松、上嶌、小田、宇藤、池田（公））、国際関係論演習（増島、栗栖）、政治学演習（飯田（文））、日本政治外交史演習（簑原）、西洋政治史演習（安井）、政治過程論演習（品田）、行政学演習（大西、曽我）

〔社会人コース〕

①特殊講義

憲法問題分析特殊講義（淺野）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政過程論特殊講義（米丸）、金融商品取引法特殊講義（志谷）、労働・社会保障法政策論特殊講義（関根）、競争政策法特殊講義（池田（千））、国際法政策論特殊講義（玉田）、現代法社会学特殊講義（樫村）、法文化特殊講義（渋谷）、現代司法論特殊講義（馬場）、ADR 論特殊講義（高橋）、法思想特殊講義（瀧澤）、現代政治特殊講義Ⅰ（増島）、比較政治特殊講義Ⅰ（曽我）、政治学リサーチデザイン特殊講義（曽我）、法学リサーチデザイン特殊講義Ⅰ（飯田（秀））、法学リサーチデザイン特殊講義Ⅱ（小野）、ジャーナリズム・ワークショップ 1・2（野呂、湯浅）、地域ジャーナリズム・ワークショップ（多湖）、国際報道Ⅰ（芦田）、国際報道Ⅱ（村上）、論文作成技法（宗前）、調査方法論（鶴谷）、Academic Writing（ピッカリング）、International Relations Theory（ピッカリング）

②特別特殊講義（学部と共通）
　現代の法哲学特別特殊講義（安藤）、日本法史特別特殊講義（小野）、西洋法史特別特殊講義（瀧澤）、英米法特別特殊講義（丸山）、中国法特別特殊講義（坂口）、応用法社会学特別特殊講義（樫村）、税制と法特別特殊講義（神山）、環境法特別特殊講義（島村）、民事執行・保全法特別特殊講義（中西）、倒産法特別特殊講義（八田）、知的財産法特別特殊講義（前田）、労働法特別特殊講義（櫻庭）、社会保障法特別特殊講義（関根）、経済法特別特殊講義（池田（千））、国際法Ⅱ特別特殊講義（坂元）、国際法Ⅲ特別特殊講義（玉田）、国際機構法特別特殊講義（柴田）、国際民事法Ⅰ特別特殊講義（中野）、国際民事法Ⅱ特別特殊講義（齋藤）、国際関係論Ⅱ特別特殊講義（増島）、国際経済法特別特殊講義（平）、現代外交論特別特殊講義（多湖）、西洋政治史特別特殊講義（安井）、政治学特別特殊講義（飯田（文））、比較政治学特別特殊講義（大西）、日本政治外交史特別特殊講義（簑原）、政治文化論特別特殊講義（善教）、行政学特別特殊講義（曽我）、国際ジャーナリズムⅠ・Ⅱ特別特殊講義（簑原、平井、中津）、スペイン民事法基礎文献講読特別特殊講義（八田）、グローバル政治学Ⅳ特別特殊講義（ドラッセン）、グローバル政治学Ⅴ特別特殊講義（深作、早藤）、グローバル政治学Ⅵ特別特殊講義（ケネス、サンザングル）、Aspects of EU Law and Politics 特別特殊講義（リミヌッチ）

③演習
　法政演習（山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、八田、近藤、志谷、行澤、島並、大内、櫻庭、関根、泉水、島村、中野、齋藤、井上、淺野、米丸、中川、角松、上嶌、小田、宇藤、池田（公）、瀧澤、丸山、渋谷、玉田、樫村、馬場、高橋、増島、栗栖、飯田（文）、簑原、安井、品田、大西、曽我）

〔専修コース〕
①特殊講義
　Model Diplomatic Communications（ピッカリング）、Model United Nations（ピッカリング）以外は、社会人コースと同じ。

②特別特殊講義
　社会人コースと同じ。

③演習
　法政演習（瀧澤、丸山、渋谷、樫村、馬場、高橋、増島、栗栖、飯田（文）、簑原、安井、品田、大西、曽我）

〔法曹リカレントコース〕
①特殊講義
　国際民事法特殊講義（中野、齋藤）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、ロシア法特殊講義（渋谷）、国際法特殊講義（玉田）、法社会学特殊講義（樫村）、実定法特殊講義〔民法〕（窪田、浦野）、実定法特殊講義〔商法〕（行澤、近藤）、実定法特殊講義〔知的財産法〕（島並）、実定法特殊講義〔労働法〕（大内）、実定法特殊講義〔社会保障法〕（関根）、実定法特殊講義〔経済法〕（泉水）、実定法特殊講義〔環境法〕（島村）、実定法特殊講義〔民事手続法〕（中西）、実定法特殊講義〔憲法〕（井上）、実定法特殊講義〔行政法〕（中川）、実定法特殊講義〔刑事法〕（上嶌、宇藤）、憲法問題分析特殊講義（淺野）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政法過程論特殊講義（米丸）、金融商品取引法特殊講義（志谷）、労働・社会保障法政策論特殊講義（関根）、競争政策法特殊講義（池田（千））、国際法政策論特殊講義（坂元）、現代法社会学特殊講義（樫村）

②演習
法曹実務演習（山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野、中西、山本（弘）、近藤、志谷、行澤、島並、大内、櫻庭、関根、泉水、島村、中野、齋藤、井上、淺野、米丸、中川、角松、上嶌、小田、宇藤、池田（公）、瀧澤、丸山、渋谷、玉田、樫村、馬場、高橋）
＊以上の他、上記の通り、実務法律専攻科目の一部を受講できる。

【博士課程後期課程】
〔研究者コース〕
①特殊講義
民法特殊講義（窪田、浦野）、商法特殊講義（行澤、近藤）、知的財産法特殊講義（島並）、労働法特殊講義（大内）、社会保障法特殊講義（関根）、経済法特殊講義（泉水）、環境法特殊講義（島村）、民事手続法特殊講義（中西）、国際民事法特殊講義（中野、齋藤）、憲法特殊講義（井上）、行政法特殊講義（中川）、刑事法特殊講義（上嶌、宇藤）、西洋法史特殊講義（瀧澤）、英米法特殊講義（丸山）、ロシア法特殊講義（渋谷）、国際法特殊講義（玉田）、法社会学特殊講義（樫村）、国際関係論特殊講義（栗栖、増島）、政治学特殊講義（飯田（文））、日本政治外交史特殊講義（簑原）、西洋政治史特殊講義（安井）、政治過程論特殊講義（品田）、行政学特殊講義（大西）、政治学方法論特殊講義Ⅰ（善教）、政治学方法論特殊講義Ⅲ（多湖）、学外企画研究特殊講義（栗栖、簑原）、自主企画特殊講義（栗栖、多湖）

②文献研究
前期課程研究者コースと同じ。

③演習
民法演習（山田（誠）、山本（顯）、手嶋、窪田、浦野）、商法演習（近藤、志谷、行澤）、知的財産法演習（島並）、労働法演習（大内、櫻庭）、社会保障法演習（関根）、経済法演習（泉水）、環境法演習（島村）、民事手続法演習（中西、山本（弘）、八田）、国際民事法演習（中野、齋藤）、憲法演習（井上、淺野）、行政法演習（米丸、中川、角松）、刑事法演習（上嶌、小田、宇藤、池田（公））、西洋法史演習（瀧澤）、英米法演習（丸山）、ロシア法演習（渋谷）、国際法演習（玉田）、法社会学演習（樫村、馬場、高橋）、国際関係論演習（増島、栗栖）、政治学演習（飯田（文））、日本政治外交史演習（簑原）、西洋政治史演習（安井）、政治過程論演習（品田）、行政学演習（大西、曽我）

〔高度専門職業人コース〕
①特殊講義
憲法問題分析特殊講義（淺野）、行政法政策論特殊講義（角松）、行政法過程論特殊講義（米丸）、金融商品取引法特殊講義（志谷）、労働・社会保障法政策論特殊講義（関根）、競争政策法特殊講義（池田（千））、国際法政策論特殊講義（玉田）、現代政治特殊講義（曽我）、比較政治特殊講義（栗栖）、ジャーナリズム・ワークショップ 1・2（野呂、湯浅）、国際報道Ⅰ（芦田）、国際報道Ⅱ（村上）

②演習
前期課程社会人コースと同じ。

〔外国人特別学生のための特殊講義〕
日本法概説（梶原）、日本政治概説（梶原）

（ｃ）授業形態、学習指導方法

神戸大学大学院法学研究科は、各履修コースの教育目的に沿って、授業形態および学習指導方法について、適宜コースに応じた形態を採っている。そのため、学生は、入学時オリエンテーションにおいて配布される「学生の手引き」を参照し、各コースの趣旨に沿って定められた演習および特殊講義の単位を修得することとなる。具体的な開講科目の授業内容については、詳細に記述されたシラバスが、毎年度、学生に配布される。

（ｉ）研究者コース（博士課程前期課程・後期課程）

本コースは、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する次世代の研究者の養成を目的としていることから、学位論文の作成指導を行う演習をきわめて重視しており、そのため、学生が自分の研究テーマについて指導を受けたい指導教授を 1 名選択し、当該指導教員の指導の下に、演習を履修することになる。

これと並行して、研究者コース特殊講義、外国文献研究、専修コース・社会人コース・高度専門職業人コース特殊講義、国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、実務法律専攻（法科大学院）の授業科目の履修等を通じ、自らの関心に従い、学問的研究を行うよう指導が行われている。

この他、近時増加しつつある外国人特別学生のために、当該学生向けの講義や相談業務を担当する留学生担当講師を設けており、特殊講義「日本法概説」および「日本政治概説」（ともに、平成 24、25 年度は驛講師が担当）を開講している。また、日本人大学院生によるチューターを割り当て、日本語習得などの日常的指導の補助にあたらせている。

（ii）社会人コース（博士課程前期課程）

本コースは、主として、現在の社会の急速な変化によって生じている法律問題、政策問題に対応し得る応用的・実際的・総合的な解決能力を養成すること、さらに、法学や政治学の領域における関心を有する社会人学生を対象とする、いわゆるリフレッシュ教育との二つの目的を有している。そして、本コースは、国際的かつ実務的な授業科目を開講する一方で、これまで社会で得てきた経験を基に、法学・政治学の専門的知見を大学院で深めるとともに、その成果を論文にまとめて社会に還元・貢献することに重点を置いたカリキュラムとなっている。

そのため、本コースの学生は、原則として、第 1 演習と第 2 演習との二つの演習を履修することが求められている。第 1 演習と第 2 演習とは同一教授のもとで、または、別の教授のもとで履修することも可能である。第 1 演習は、修士論文またはリサーチペーパーの完成に向けて履修されるべきものであることから、予定在学期間にかかわらず、最初の学期と論文を提出する学期に履修しなければならず、第 2 演習は、修士論文またはリサーチペーパーに向けた研究の準備段階と位置づけられることから、当該演習の履修の最後には、第 2 演習レポートを提出することが義務づけられている。

これと並行して、社会人コース・専修コース特殊講義、研究者コース特殊講義、特別特殊講義、国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、実務法律専攻（法科大学院）の授業科目の履修を通じ、受け入れた官公庁、企業、国際機関等の法務、政策の実務者が、大学院の教育課程を用いて、高度の法学・政治学的専門知識および能力を備えた人材となるよう指導が行われている。

（iii）専修コース（博士課程前期課程）

本コースにおいては、昨今の国内外社会の急速な情報化、高度化、流動化に伴い、社会における問題も多様化、複雑化していることを受けて、学部段階以上の法学や政治学の知識の修得、問題解決能力を涵養することを目的としている。

具体的には、修士論文（30, 000 字以上）またはリサーチペーパー（20, 000 字以上）作成の指導を目的とした第 1 演習の履修に加え、第 1 演習の指導教授と相談の上、要件を満たす場合には、別の教授の下で履修することが可能な第 2 演習が提供される。第 2 演習は、学生の研究テーマに従って、第 1 演習の指導教授と相談の上で履修するか否か決定されるが、教授や学生の所属専攻

に関わらず自由な組み合わせが可能であり、履修した学期の最後には、当該テーマに関する第 2 演習レポート（16,000 字以上）の完成が義務づけられている。

これと並行して、専修コース・社会人コース特殊講義、研究者コース特殊講義、特別特殊講義、国際協力研究科の授業科目（演習を除く）、実務法律専攻（法科大学院）の授業科目の履修を通じ、きわめて豊富な科目から、相当の自由をもって選択し、履修することができ、学生が、幅広く高度な水準の、かつ最新の内容の法学・政治学を研究し、理論面と実務面の双方に均衡のとれた能力を備えることができるよう指導が行われている。

（ⅳ）法曹リカレントコース（博士課程前期課程）

本コースは、弁護士や司法書士等を学生として受け入れ、これからの社会において法律の専門家として活躍するために必要な、新たな法の知識と、その運用能力を養成するための「法曹継続教育」の場となることを目的としている。

本コースの学生は、法学研究科博士前期課程の演習および特殊講義に加え、実務法律専攻（法科大学院）の授業科目を履修することができる。そのため、修士論文またはリサーチペーパーの作成指導を主とする演習、法科大学院における対話型の講義、資料収集に基づいた報告およびレポート作成が行われる各種 R&W（リサーチ&ライティング）ゼミなど、複数の異なった形態の授業科目の履修を通じ、自らが持つ法律の知識とその運用経験を新たな知識と融合させた研究を行うよう指導が行われている。

（ⅴ）高度専門職業人コース（博士課程後期課程）

本コースにおいては、前期課程において行った研究を踏まえて、高度化・多様化する社会における法学や政治学上の諸問題を主体的に解決し得る能力の養成を教育目的としている。そのため、本コースの学生は、主として、博士論文の作成に力を注ぐことになる。具体的には、博士論文作成の指導を中心とする演習に加え、理論的知見と実務的な問題関心を架橋することに重点が置かれた高度職業専門人コース特殊講義を履修し、必要に応じて研究者コース特殊講義を履修するよう指導が行われている。

（ｄ）ディプロマ・ポリシー、研究指導および成績評価・単位認定

（ｉ）学位授与に関する方針

本研究科は、平成 23 年度に、「学位授与に関する方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）として、以下のことを定め、平成 25 年度に専攻別に見直しを行った。

【学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）】

神戸大学大学院法学研究科理論法学専攻及び政治学専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度に専門的な法学・政治学の知識を提供することによって、法学・政治学の領域の研究者を養成すること、高度化・複雑化する現代社会において専門知識を用いて問題を解決する能力を持つ職業人を養成すること、急速に変化する社会において新しい問題に直面している社会人・職業法曹に対し継続教育を行うことを目的とする。

この目的の達成に向け、倫理観・責任感を持って研究を遂行できるよう、国際的に卓越した教育を保証し、それぞれのコースに関する以下の方針に従って、学位を授与する。

【博士課程前期課程】

〇法学研究科博士課程前期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査に合格すること。

〇修了までに次の学習目標を達成すること。

１．理論法学専攻

・研究者コース
国内外の大学等の研究・教育機関において法学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を有する。
・社会人コース
現代社会の変化によって生じている新たな法的問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を有する。
・専修コース
学部段階よりも高度な法学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。
・法曹リカレントコース
より専門的・先端的な法分野で活躍できる職業法曹としての能力を有する。
２．政治学専攻
・研究者コース
国内外の大学等の研究・教育機関において政治学の諸分野の研究・教育に従事する者としての基礎的な能力を有する。
・社会人コース
現代社会の変化によって生じている新たな政治的問題に対する応用的・実際的・総合的な解決能力を有する。
・専修コース
学部段階よりも高度な政治学の知識を有し、豊かな問題解決能力を有する。

【博士課程後期課程】
〇法学研究科博士課程後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得し、研究科の定める審査に合格すること。
〇修了までに次の学習目標を達成すること。
１．理論法学専攻
・研究者コース
法学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。
・高度専門職業人コース
高度化・多様化する社会における法学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。
２．政治学専攻
・研究者コース
政治学の諸分野の研究・教育に従事する者として、より高度な能力を有する。
・高度専門職業人コース
高度化・多様化する社会における政治学上の諸問題に対応しうる、より高度な問題解決能力を有する。

このような学位授与方針を担保するため、平成25年度に、「神戸大学学位規程」に則り、「平成25年度大学院における学位論文の審査体制について」を以下のとおり定めた。

Ⅰ．学位論文の提出要件

１．博士課程前期課程
・研究者コースについては、演習 12 単位、特殊講義及び外国文献研究を 10 単位以上修得し、修士論文を提出する学期に演習 4 単位を履修登録していること。
・社会人コースについては、法政演習 4 単位、第二演習を 8 単位、特殊講義（社会人コース特殊講義 4 単位以上を含む）及び外国文献研究を 10 単位以上修得し、修士論文を提出する学期に法政演習 4 単位を履修登録していること。
・専修コースについては、法政演習 4 単位、特殊講義（専修コース特殊講義 4 単位以上を含む）及び外国文献研究を 18 単位修得し、修士論文を提出する学期に法政演習 4 単位履修登録していること。
・法曹リカレントコースについては、法曹実務演習 4 単位、特殊講義（法曹リカレントコース特殊講義 4 単位以上を含む）及び外国文献研究を 18 単位以上修得し、修士論文を提出する学期に法曹実務演習を履修登録していること。
・優れた研究業績を上げ，早期修了する者については，この限りではない。

２．博士課程後期課程
〇課程博士
・演習を 12 単位以上、特殊講義を 4 単位以上修得し、指導教授の承認を得ていること。
〇論文博士
・当該学位論文に関係の深い学術領域の本研究科教授の承認を得ていること。

Ⅱ．学位論文審査委員の構成及び選定方法

１．博士課程前期課程
・審査委員は、本研究科の教授及び准教授から指導教授を含め 2 名とする。ただし、審査のため必要があれば、審査委員に 1 名、他研究科又は他大学院・研究所等の教授等を加えることができる。
・後期課程研究者コースへ進学を希望するものについては、指導教授を含め 3 名とする。ただし、審査のため必要があれば、審査委員 3 名のうち 1 名を、他研究科又は他大学院・研究所等の教授等とすることができる。
・指導教授を主査とし他の審査委員を副査とする。

２．博士課程後期課程
ʒ課程博士
・審査委員は、本研究科の教授から指導教授を含め 3 名とする。ただし、審査のため必要があれば、審査委員 3 名のうち 1 名を、本研究科の准教授又は、他研究科若しくは他大学院・研究所等の教授等とすることができる。
・指導教授を主査とし他の審査委員を副査とする。
ʒ論文博士
・審査委員は、本研究科の教授から当該学位論文に関係の深い学術領域の教授 3 名とする。ただし、審査のため必要があれば、審査委員 3 名のうち 1 名を、本研究科の准教授又は、他研究科若しくは他大学院・研究所等の教授等とすることができる。
・本研究科の教授から当該学位論文に関係の深い学術領域の教授 1 名を主査とし他の審査委員を副査とする。

Ⅲ．学位論文の審査方法及び体制

１．博士課程前期課程
・審査委員は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
・最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

２．博士課程後期課程
〇課程博士
・審査委員は、提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
・最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

〇論文博士・学力の確認は、申請者の学歴、業績の審査又は筆答・口頭試問により行う。
・審査委員は提出された学位論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。
・最終試験は、提出された学位論文を中心として、審査委員による口頭試問を行う。

博士論文審査では、本研究科の教授 2 人以上を含む複数の教員による論文審査を行い、修士論文審査についても、指導教員以外を含む論文審査を行うなど、客観的な審査を行っており、かつ、学位授与は最終的には教授会の決定を経てなされることとされ、それが実行されている。また、各課程、コースに対応した修学のために、履修等に関する細則を定め、各カテゴリーの学生について、履修の必要な授業、演習の種別や時期を定めている。

（ⅱ）研究指導

本研究科においては、各履修コースの教育目的を踏まえ、演習、特殊講義等を通じた直接の研究指導の他にも様々な教育的効果を伴った指導が行われている。

例えば、大学院に在学する優秀な学生をティーチング・アシスタント（TA）に任ずることにより、学部学生、博士課程前期課程学生または専門職学位課程（法科大学院）学生に対する講義・演習等の教育補助業務にあたらせ、これに対する手当支給によってその処遇の改善に資すると共に、教育者としてのトレーニングを積む機会を与えている。また、指導教授のリサーチ・アシスタント（RA）に任ずることにより、文献・資料の収集、データの集計と整理等、研究の基本的作業の進め方等の技法を学ぶ機会を与えている。また、法学研究科外国人研究生および研究者コース外国人特別学生のチューターに日本人大学院生を任ずることにより、留学生自身にとっての語学教育の機会の付与のみならず､日本人大学院生に対しての教育者としての機会を付与している。なお、このような TA・RA・チューターの制度は、教育トレーニングを目的とすると同時に手当支給による大学院生の研究環境の改善を図ることをも担っているが、平成 18 年度より、「神戸大学大学院法学研究科博士課程学生学外研究活動経費」の支給・奨学金制度を設け、より直接的に大学院生の研究環境の改善および研究の促進を図っている。これは、日本内外の大学等の研究・教育機関において研究・教育に従事する、次世代の研究者の養成を図るという教育目的から、博士課程前期課程研究者コースまたは後期課程（研究者コースおよび高度専門職業人コース）の学生に対して、外国における研究活動（調査、文献収集、学会参加等）を行うための研究資金を支援するものである。

また、論文作成指導およびその研究成果の発表の場として、大学院生には、下記のものが提供されている。第一に、優秀な論文に関しては、法学研究科・法学部の紀要である『神戸法学雑誌』と、『神戸法学年報』、『Kobe University Law Review』への掲載が特別に認められる。第二に、研

究者コース（博士課程前期課程および後期課程）の学生は、大学院生紀要である「六甲台論集（法学政治学篇）」を有しているが、この編集には法学研究科や同窓会組織である凌霜会から経済的な援助が為されている。第三に、社会人コース（博士課程前期課程）・高度専門職業人コース（博士課程後期課程）の学生は、その前身である法政策専攻が設置されて以来、実践的な研究の成果を広く世に問うために、「法政策研究会」を設立し、また、論集として『法政策学の試み』（根岸哲・阿部泰隆監修、泉水文雄・井上典之監修を経て、泉水文雄・角松生史監修）（信山社）を刊行している。

（ⅲ）成績評価・単位認定

本研究科においては、各履修コースのカリキュラム・ポリシーと学位授与に関する方針に即して、成績評価・単位認定についても、履修コース毎に異なった基準を設けている。例えば、高度専門職業人コースは、高度な能力を有する社会人を養成することをその大きな教育目的としていることから、提出される博士論文について、研究者以外の職業について独立した研究を行うことができる程度の高度な能力を有していかという基準を取り入れ、実務上の知見等の学問的な紹介等に対してもそれを評価する審査基準を設けている。そのほか「修士論文及びリサーチペーパーに関する内規」を定め一定分量の成果であることを要求し、博士課程後期課程の演習のうち、12単位を超える部分は単位修得論文を要求し、その評価の際には、指導教員は教授会が指定する教員の意見を聴取せねばならないとの内規を定める等、成績評価・単位認定の客観化に努めている。

また、政治学専攻は、教員、大学院生によって、例年 6 月に修士論文プロポーザル報告会を、2 月に修士論文報告会を開催し、修士論文提出予定者が自らの研究について公開の場で報告し、コメントを受ける場を提供している。

平成 25 年度には、「神戸大学大学院法学研究科博士課程の成績評価基準等に関する細則」により、成績評価の基準が設けられるとともに、各授業科目の成績評価の方法は、担当教員が受講生に明示するものとすると定められた。また、同年度には、学位が授与された博士論文は、その全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用により学術研究成果としてインターネットで公表するものとされた。なお、やむを得ない理由により公表できないとして教授会において承認された場合は、2 年間公表しないものとすることができる。

（ⅳ）国際交流

本研究科においては、外国の諸大学と国際交流協定を締結するとともに、多くの留学生を受け入れる一方、大学院生の海外派遣を支援している。平成 24 年度・25 年度は、国際交流協定に基づく大学院生の海外派遣は 3 名、協定校からの大学院生を 5 名受け入れており、平成 22 年度・23 年度に比べると、派遣人数は増加している。国際交流協定および大学院生の国際交流の状況については、【Ⅱ4⑶ (c) (i) 国際交流協定】および【Ⅱ4⑶ (c) (ii) 学生の国際交流】に記載した通りである。

平成 25 年度には、本研究科と海外協定大学の両方で正規のカリキュラムを履修することにより、本研究科と海外協定大学それぞれから学位（二つの学位）を取得できる「ダブルディグリープログラム」が設けられた。本研究科前期課程（政治学専攻）在学中の学生は、海外協定大学（平成 26 年 4 月の時点では、イギリスのエセックス大学およびポーランドのヤゲウォ大学）に、大学院修士学位取得を目的として 1 年程度留学できる。このプログラムに基づく派遣学生の募集は平成 26 年度から開始される。

（ⅴ）プログラムに基づく授業の提供

本研究科では、各種プログラムに基づく授業が提供されている。

「パブリック・コミュニケーション・センター（PCC: Public Communication Center）」は、公共問題に関わる情報の収集・分析・発信という現代的な課題に、法学・政治学の立場から取り組むためのセンターである。公的な問題を理解した上でその解決策を考え出し、説明を尽くして他者

の理解を得ていくことを目標として、情報のインプットとアウトプットの双方について、さまざまな方法論の取得と実践的な経験の積み重ねを重視している。具体的には、ジャーナリズム・プログラムと国際公共人材育成プログラムという以下の二つの教育プログラムを運営している。

ジャーナリズム・プログラムでは、記事・社説や映像番組という媒体を通じて、いかに事実を捉え、伝えていくのかを、講師として招聘している現役のジャーナリストから実践的に学び取っていくことができる。

国際公共人材育成プログラムは、受講生が公的な問題を認識し、その解決策を探る方法論を修得することと、日本語と英語の双方でのライティングやプレゼンテーションといった実践的能力を向上させることを目指している。すべて英語を用いて行われる講義などを提供するほか、学生の研究成果を実際に広く社会に発信することなどにも取り組んでおり、公共性と国際性を備えた行動力のある人材を育てていくことが、このプログラムの目標である。たとえば、調査方法論（使用言語：日本語）という授業は、行政文書や資料の収集・操作、あるいはインタビュー調査など質的データを用いた調査の方法について、実践的なトレーニングを与える少人数講義となっている。

なお､平成 26 年度からは国際公共人材育成プログラムの後継としてシチュエーショナルトレーニング・プログラム（STP）を、文部科学省の特別経費を受け、実施する。国際・国内双方における法的、政治的な意思決定の場面やプロセスを再現・仮構し、学生がプレイヤーの立場に自らをおく経験を積んでいくことを目指している。学問的な知識や情報を持った上で、実務的、実践的な課題の発見、遂行能力を高めていくことが、そのねらいとなっている。具体的には、模擬安保理、模擬国連、模擬商事仲裁、模擬投資仲裁、模擬裁判、宇宙法模擬裁判といった取り組みが中心である。

EU Institute in Japan, Kansai（EUIJ 関西）は、EU の機関である欧州委員会の全面的な協力を得て、神戸大学・関西学院大学・大阪大学に平成 17 年より設立され、EU に関する包括的な教育活動を実施している。本研究科の博士課程前期課程に在籍する学生は、所定の科目を履修することにより、EUIJ 関西が発行する Graduate Certificate in European Union Studies（EU 研究修了証）を取得することができる。この Certificate は、大学が授与する修士号とは別に、EU 研究につき所定の成果を上げた大学院生に対し、EUIJ 関西が独自に授与するものである。欧州委員会の財政的支援を受けた類似のプログラムと比較しても、EUIJ 関西の Certificate プログラムは、日本で最大のものであり、海外で最大規模の EU Centre にも比肩する。欧州連合が認定した EU 研究カリキュラムでヨーロッパの法・政治・経済等を学ぶことにより、将来国際舞台で活躍するためのしっかりとした基礎を身につけることが可能となっている。本 Certificate プログラムに登録する学生には、ヨーロッパで EU を学ぶための奨学金や EU 圏でのインターンシップなど、他では得られないさまざまな機会が提供される。また、神戸大学では第一線の実務家・研究者による EU に関するセミナーが頻繁に開催されており、法学研究科大学院生は、これらのセミナーに自由に参加することができる。

さらに、日欧連携教育府により、「EU エキスパート人材養成プログラム（Kobe University Programme for European Studies; KUPES）」、「日・EU 間学際的先端教育プログラム」（EU-JAMM）が、平成 26 年 4 月から開始されている。前者は、日本・EU に関する広い学際的視野と深い識見を涵養するため、学部 2 年次から博士課程前期課程まで一貫した体系的なカリキュラムを提供する、神戸大学の独自開発による学位プログラムである。本学の国際文化・法・経済の 3 学部・3 研究科の学部生・博士課程前期課程（修士課程）の学生が対象となっており、専門分野の知識と洞察・分析能力を修得するとともに、分野横断的な学際的学修を通じて、EU や国際社会が抱える課題を多面的に分析・研究できる能力を育成することをめざしている。本プログラムに登録している学生には、EU の歴史・社会・政治・経済などを多面的に、また段階的に学修できる体系的なカリキュラムが、日本語と英語で提供される。後者のプログラムは、博士課程前期課程でのダブルディグリーの取得を目指した留学（1 年間）が含まれており、複眼的な視野と国際的な人脈を広げることができる。英語と他の EU 公用語の語学教育を充実させ、留学先での学修やイン

ターンシップ等の活動に困らない語学力を育成する。

（３）教育の成果

平成 24 年度から 25 年度にかけての修了状況は先の【(1)(b)(iv)大学院生の状況　別表 1】の通りである。

また就職状況は別表 4～7 の通りである。前期課程博士課程においては、学生の多様性を反映して、多くの分野に修了者が進出している。

博士号の取得状況については別表 8 の通りである。

また学外からの本研究科後期博士課程の大学院生に対する評価の一つのメルクマールとして日本学術振興会の特別研究員の制度があるが、その採用状況については別表 9 の通りである。大学院科目への直接的な評価の方法としては、学部の項でも紹介された授業アンケートが実施されてきている。統計的有意性を確保するため、アンケートは履修登録者 5 名以上の講義科目を対象としている。集計結果については後述の教育改善の項に記した。大学院科目に対する大学院生の評価は概ね高い。

■別表 4　平成 24 年度博士課程前期課程修了者就職先一覧

国家公務員		2
地方公務員		4
医療業、保健衛生		1
教育・学習支援業	学校教育	3
学術研究専門・技術サービス業	法務	1
	その他専門・技術サービス業	2
卸売業		2
運輸業、郵便業		1
情報通信業		2
製造業	化学工業、石油・石炭製品製造業	1
	電気・情報通信機械器具製造業	1
	輸送用機械器具製造業	1
	その他の製造業	1
上記以外		8
進学		6
合計		36

■別表 5　平成 24 年度博士課程後期課程単位取得退学・修了者就職先一覧

国会議員		1
学術研究専門・技術サービス業	法務	1
教育・学習支援業	その他専門・技術サービス業	1
製造業	電気・情報通信機械器具製造業	1
上記以外		1
合計		5

■別表 6　平成 25 年度博士課程前期課程修了者就職先一覧

国家公務員		2
地方公務員		3
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援	1

学術研究専門・技術サービス業	法務	3
不動産取引・賃貸・管理業		1
卸売業		1
運輸業、郵便業		1
製造業	繊維工業	1
	科学工業、石油・石炭製品製造業	1
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	1
	輸送用機械器具製造業	1
	その他の製造業	1
建設業		1
上記以外		7
進学		4
合計		29

■別表 7　平成 25 年度博士課程後期課程単位取得退学・修了者就職先一覧

地方公務員		1
医療業、保健衛生		1
教育・学習支援業	学校教育	5
学術研究専門・技術サービス業	その他専門・技術サービス業	1
上記以外		7
合計		15

■別表 8　平成 24～25 年度博士号取得者・論文題目一覧

氏　　名	博　士　論　文　題　目	分　野	学位取得日
大塚　理彦	特許制度－米国における制度論的研究の我が国への適用に関する試み－	法学	H24.9.25
佐藤　育己	航空機ファイナンスにおける担保制度統一の現状－ケープタウン条約・航空機議定書の挑戦	法学	H25. 3. 6
李　　子傑	インターネット上の名誉毀損をめぐる問題－日中の比較法的分析の試み	法学	H25. 3.25
任　　張衛	プロバイダの著作権侵害に対する責任について	法学	H25. 3.25
盛山　正仁	公海上の航行の安全確保に関する国際法と国際協力の課題－ソマリア沖海賊の訴追を中心に－	法学	H25. 3.25
蘇　　丹	中国契約法における医薬損害賠償範囲論　－「契約法」113 条 1 款を中心とした考察－	法学	H25. 9.25
松田　貴文	契約法における任意法規の構造－自律・秩序・厚生をめぐる任意法規理論－	法学	H26. 3.25
高橋　和広	法と自由に関する一憲法学的考察－ドイツ情報自己決定権論を題材に－	法学	H26. 3.25
柴　　裕紅	国際民事紛争における紛争解決システム－東アジア国際商事仲裁制度を中心として	法学	H26. 3.25
渡邉　公太	石井菊次郎と日本の戦中外交、1914 年～1919 年	政治学	H26. 3.25

■別表 9　平成 24 年度～25 年度　本研究科大学院生　日本学術振興会特別研究員採用状況

採用年度	大学院生氏名	専攻	受け入れ教員	区分
平成 24 年度	赤星　聖	国際関係論	栗栖　薫子	DC1
平成 24 年度	政所　大輔	国際関係論	栗栖　薫子	DC1

（４）学生支援

（ａ）履修指導

毎年 4 月に詳細なシラバスを配布するとともに、新入生オリエンテーションを開催し、専門分野・指導教員・授業科目の選択などについて、丁寧な説明を行っている。大学院生の側からの研究上・進路上の個別の相談についても、これらオリエンテーションの場を利用して対応するのみならず、一年を通してきめ細かな対応を行っている。

また多くの教員はオフィスアワーを設けて、個別の科目について、また進路についての個別の相談に対応している。オフィスアワーの設定は、教員がシラバスに明記している。大学院生とのこうしたフォーマル・インフォーマルな接触は、教員にとっても、大学院生の側のニーズを把握する上で有益である。また、大学院生のニーズを把握するための手段としては、毎学期に実施されている、授業アンケートも有益な手段となっている。アンケートの項目については学部の項を参照されたい。

また、特殊なニーズをもつ留学生からの相談にきめ細かに対応する目的から、法学研究科内に設置されている留学生相談室において、留学生からの相談に応じている。また、こうした大学・教員の側からの情報提供・相談体制にとどまらず、チューター制度を設けることで、学生相互の情報交換の活発化を図っている。

（ｂ）自主的学習支援

（ⅰ）自主的学習環境の整備

大学院生の大学での継続的・安定的研究のため、24 時間利用可能な院生研究室が設けられている。院生研究室の詳細は、【Ⅱ3(4)(a)院生研究室】に記載した通りであり、利用状況は概ね良好である。

また、平成 24 年度後期から、大学キャンパスで語学学校に委託した英語教育を提供する、「社会科学系 4 部局英語イブニングコース」が開始された。

（ⅱ）資料室

研究科教員、大学院生および学部学生の図書利用の便を図り、教員の図書購入や紀要等編集を補助し、資料室ウェブサイトの運営・更新（受入雑誌の目次紹介等）やデータベースを提供するために法学研究科資料室が置かれている。ここには、専任の職員 2 名（助手、事務補佐員）が配置され、約 700 種類の雑誌が継続的に受け入れられ、配架されている。雑誌は、法学系の大学紀要が充実し、併せて利用頻度の高い雑誌を中心に備えられると共に、資料室ウェブサイト＊を通じて、受入雑誌名、内容一覧が公開され学習・研究に役立てられており、図書館・自習室と有機的に連携して教育研究上必要な資料が整備されている。資料室の詳細は、【Ⅱ3(2)資料室】に記した通りである。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/lawlib/index.html

（ⅲ）研究学習資源

法学研究科のウェブサイトでは、研究学習資源へのリンクを張り＊、大学院生の便宜を図っている。このページは法学・政治学関係の文献資料の探し方から丁寧に紹介している。また法学部資料室のコンピュータからは、法律・政治関係のデータベースにアクセスし、検索を行うことができる。利用可能なデータベースについては、【Ⅱ3(3)(a)別表 1 データベース一覧】に記載の通

りである。

＊http：//www. law. kobe-u. ac. jp/study. html

（ｃ）各種相談・支援体制

（ｉ）相談体制

大学院において研究を進めるに当たっては、健康面・生活面・進路面についても、大学からの支援が必要である。学生生活全般にわたる事項については、法学研究科学生委員会が対応の窓口となり、学生からの相談に応じている。進路の相談については、指導教員による個別の助言が中心であるが、研究者以外を目指す学生については、全学の神戸大学キャリアセンターや凌霜会による六甲台就職情報センターもサポート体制を敷いている（詳細は、【Ⅲ1(4)(f)就職指導】に記載した通りである）。

ハラスメントについては、法学研究科内において、ハラスメント担当委員を置き、相談者への便宜を図るのみならず、専門家を招いてハラスメント問題についての研修を行うことで、教員の意識の向上を日常的に図っている。こうした制度については、ガイダンスなどでも大学院生向けにアナウンスを行い、周知を図っている。

（ⅱ）経済支援

大学院において研究を進める上で、経済的に安定した生活を送ることは不可欠の条件である。本研究科の大学院生は、日本学生支援機構を中心とする各種奨学金の受給を申請することができる（詳細は、【Ⅲ1(4)(g)生活支援および別表 9・別表 10】に記載した通りである）。また、自宅から通学できない大学院生は、寄宿舎を利用することができる（詳細は、【Ⅲ1(4)(g)生活支援および別表 11】に記載した通りである）。

本研究科は近年、大学院生の経済支援策の大幅な拡充に努めてきた。その多くは、大学院生が実践的なノウハウを身につけつつ、経済生活上の一助ともなることも目指したものである。

①まず、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度がある。詳細については上の【(2)(d)(ii)研究指導】の項を参照。

②EUIJ 関西では、将来の日本における EU 研究の発展に寄与しうる人材を育成するため、参加 3 大学（神戸大学、関西学院大学、大阪大学）の学部学生、大学院生、PD（ポスドク）による EU 研究を支援する目的で奨学金を授与している。前期・後期課程それぞれから募集し、研究計画書に基づき、前期課程学生に対しては 3,000 ユーロ、後期課程学生には 5,000 ユーロを上限とする助成金を授与している。平成 24、25 年度の期間には、法学研究科からは 1 名が支援を受けた。

③公益財団法人神戸大学六甲台後援会が、2008 年、創立 50 周年を記念して社会科学特別奨励賞（凌霜賞）を創設し、毎年度、博士後期課程の大学院生に対しては、総額 100 万円を上限として、学生の海外派遣を支援している。

④法学研究科は、経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額または半額が免除される制度を有している。申請者と免除者数は、【Ⅲ1(4)(g)生活支援別表 8】の通りである。

（５）教育改善

本研究科は従来よりファカルティ・デベロップメント（いわゆる FD）を非常に重視してきた。以下がその概略である。

（ａ）授業アンケート

大学院生への意見聴取の制度化された場としては、毎学期実施されている授業アンケートがある。統計的有意性を一定程度確保するため、アンケートは履修登録者が 5 名以上の大学院授業科目を対象に実施されており、集計結果は学部科目と同様、教授会にて配布される。これは教員の授業改善のための重要な資料となっている。

大学院科目についての授業アンケート実施の実績は以下の通りである。学部レベルでのアンケートに比べて、大学院では①出席率の高い大学院生が多い一方で、②少人数の授業が多いため、回収数が少ない（概ね一授業あたり 5～10 枚程度）という点に留意が必要である。以下の表の通り、大学院科目については、平成 24 年度・25 年度とも、アンケートの対象となったすべての科目の平均値が 5 点満点中 4. 0 点を超えており、好評である。

■別表 10　授業アンケート集計結果
＊「3 項目平均」は、知的興味、知識見方、履修価値の平均値。

【法学研究科】
①平成 24 年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.18	3.00	3.50	3.00	2.00	3.00	3.50	3.00	3.00
平均値	4.68	4.44	4.51	4.54	4.00	4.49	4.69	4.31	4.65

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.67	3.33	4.00	4.00	4.00	3.50	4.00
平均値	4.48	4.66	4.53	4.66	4.67	4.59	4.64

②平成24年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.40	3.84	4.33	4.25	3.38	4.25	4.33	3.88	4.40
平均値	4.73	4.54	4.73	4.76	4.40	4.72	4.70	4.57	4.77

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.88	4.25	3.83	4.13	4.50	4.00	4.29
平均値	4.65	4.78	4.61	4.74	4.80	4.64	4.73

③平成25年度前期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.60	2.80	4.00	3.00	3.00	3.80	3.00	3.00	3.40
平均値	4.69	4.38	4.67	4.56	4.29	4.57	4.64	4.46	4.69

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	3.00	3.00	3.80	3.67	3.67	3.00	3.67
平均値	4.56	4.64	4.52	4.67	4.70	4.55	4.64

④平成25年度後期

項目	話し方	ノート	教科書	レジュメ	メディア	授業進度	シラバス	理解把握	質問対応
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.00	3.00	4.00	4.00	3.40	3.67	4.00	3.00	4.00
平均値	4.79	4.56	4.74	4.77	4.57	4.55	4.68	4.59	4.70

項目	理解工夫	教員意欲	分かり易さ	知的興味	知識見方	履修価値	3項目平均＊
最高値	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
最低値	4.00	4.00	3.00	4.00	4.00	4.00	4.33
平均値	4.73	4.85	4.56	4.78	4.85	4.84	4.82

注：質問項目については学部の項を参照のこと。大学院科目の場合、集計数が少ない（概ね各科目5−10枚程度）ため、数値が年毎に大きく変動しやすい。またアンケート実施科目が学期や年度毎に異なるため、学期毎の数値は必ずしも直接比較できるものではない。

（ｂ）教員相互授業参観

学部科目について実施されている教員相互間の授業参観は、大学院科目である「特別特殊講義」についても実施されており、教員にとっての研鑽の機会を提供している。

（ｃ）教育補助スタッフの技能向上

全学職員を対象に、ワード・エクセルなどコンピュータ関係の講習会が実施されている。法学研究科の授業補助スタッフにとっても、技能向上の機会となっている。

（ｄ）外部評価

本研究科は、第 1 期中期目標・計画期間が終了し、第 2 期中期目標・計画期間が始まった平成 22 年度に、外部評価を受けた。外部評価報告書は、研究科ウェブサイト（＊）において公表されている。

外部評価おいてなされた主要な指摘と、それに対する対応としては、以下の点が挙げられる。①授業アンケートを受けた教育改善を、ファカルティレポートの個人報告において記載することとした、②特に実定法の研究者養成が滞っていることについて、平成 24 年度に研究者養成検討 WG を立ちあげ、改善に乗り出すこととした、③社会人教育の拡充については、新たな試みとして、平成 23 年度に、法曹や企業法務部員等を主たる対象にした神戸法学会サマーセミナー（主催：神戸法学会、後援：株式会社有斐閣）を開催し、のべ 96 名の参加者があった。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyoka201103.pdf

（ｅ）博士課程前期課程の改革

本研究科は、研究者養成という点で一定の成果を挙げてきたが、近年では、博士課程前期課程または後期課程を修了した者の中で大学教員となったものの数が激減している。その理由としては、大学教員のポスト不足という点も挙げられるが、法学分野に限っていえば、法科大学院制度の創設に伴い、法学研究者養成システムも大幅な見直しを迫られた点が大きいものと思われる。このことは、平成 22 年度に実施された外部評価においても指摘されていた。また、博士課程前期課程については定員が充足されない状況が続いていた。

これらの問題に対応するため、平成 24 年度より研究者養成検討 WG が、平成 25 年度より大学院改革検討 WG が、立ち上げられた。両 WG における検討を踏まえ、平成 27 年度入試から、博士課程前期課程研究者コース・専修コースにおいて実定法を専攻・専門とする学生を受け入れ、専修コースにおいても外国人特別学生（理論法学専攻・政治学専攻）の募集を開始する、前期課

程社会人コース・法曹リカレントコースにつき長期履修制度を設けるなどの改革を実施し、大学院教育を活性化するための努力を続けている。

３　法学研究科実務法律専攻（法科大学院）

法学研究科は、法学研究科規則 3 条の 2 において、次のように実務法律専攻（法科大学院）の目的を定めている。「法の応用研究とともに、基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え、ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の 2 種類の法曹を中心としつつ、先端的な研究に裏打ちされた、国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することを目的とする」。

（１）学生の受入れ

（ａ）アドミッション・ポリシー

本法科大学院は、「法科大学院入学者受入方針」（アドミッション・ポリシー：AP）を設定し、次のように毎年の「学生募集要項」の冒頭に掲記している。

【入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）】
〇教育目標
現在のわが国における職業法曹教育においては、量的拡大と質的向上の両面が求められています。特に、社会の多様化、高度技術化、国際化、および、市場化が進む中で、わが国の社会は、質的に高い能力を有する多数の職業法曹を必要としています。そのため、神戸大学法科大学院は、以下に述べるような 2 つの教育上の理念・目的を掲げます。第１の目的は、すべての法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成することです。法曹が専門職業人である以上、そこに共通に必要とされる膨大な知識があることは当然ですが、神戸大学法科大学院においては、そのような知識を十分に有していることを前提として、さらに有する知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力のある職業法曹の養成を目的とします。第２の目的は、上記のような基本的な法領域に関する知識に加えて、ビジネス・ローと呼ばれる広義の企業取引に関わる先端的分野について、特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成することです。社会の高度技術化、市場化が進む中で、各種の経済取引は複雑化し、それをめぐる法的紛争も必然的に非常に複雑かつ高度なものとなっています。神戸大学法科大学院は、多岐にわたる法分野で充実した教育を提供し、このような法的紛争に対応しうる人材の育成を行うことを目的とします。以上の目的を達成するため、優れた資質と強い勉学意欲を有する学生を受け入れて、所属教員の高い教育・研究能力を活用し、現在必要とされている高度な能力を身につけた職業法曹を社会に送り出すことが、神戸大学法科大学院の使命です。
〇求める学生像
１．自然科学、人文科学、または、実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
２．高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、または自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、および、強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。
３．豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力（読解力、理解力、分析力、表現力）と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

（ｂ）募集人員

本法科大学院は、法学未修者コースと法学既修者コースの 2 つのコースについて出願者を募集している。法学未修者コースは 3 年を標準修了年限としている。法学既修者コースは、1 年次の授業科目の履修を免除するのに十分な、実定法に関する基礎的な知識と能力を有する者を対象とし、2 年を標準修了年限としている。なお、平成 27 年度入試から、法学未修者コースと法学既修者コースの併願を認めることとなった。

募集人員は、平成 21 年度入試まで、法学未修者コースを 30 人程度、法学既修者コースを 70 人程度、合計 100 人としていたが、平成 22 年度入試から、定員を削減し、法学未修者コースを 25 人程度、法学既修者コースを 55 人程度、合計 80 人とした。さらに平成 27 年度入試から、法学未修者コースを 20 人程度、法学既修者コースを 60 人程度に変更した。

（ｃ）入学者の選考

入学者の選考は、書類審査と筆記試験の結果を総合して行う。法学未修者コースでは、法律学をまったくまたはほとんど学んでいない者がふさわしいという観点から行い、法学既修者コースでは、これまで法律学をある程度学び、または職場での経験等に照らして法律に親しんできた者がふさわしいという観点から行う（「学生募集要項」）。

入学者の選考は、第一次選抜および第二次選抜の二段階で行う。

第一次選抜では、法科大学院全国統一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点に達しない出願者を不合格とするほか、出願者の人数等に鑑み、書類審査の資料をもとにさらに選抜を行うことがある。

第一次選抜の合格者について筆記試験を行い、第二次選抜は、筆記試験の結果と書類審査の結果を総合して行う。法学未修者コースについては、面接の結果も考慮して合否を判断する（平成 27 年度入学者募集から）。

書類審査においては、出願者の特性にあわせた観点からの審査が行われる。即ち、出願に際して、出願者には自分が法学部卒業者であるか、他学部卒業者であるか、社会人であるかを明示することが要求される。そして、それぞれの特性に従い異なった基準によって書類審査がなされる。本法科大学院がアドミッション･ポリシーにおいて提示する「求める学生像」の 1. は他学部卒業者に、2. は法学部卒業者に、3. は社会人に概ね対応している。それぞれのカテゴリーでは、それぞれ異なった資質が要求されている。このように、出願者が「求める学生像」に合致するか否かを判定するために、出願者の特性に応じて異なった審査基準が採用されている。

第二次選抜における筆記試験は、法学未修者コースでは小論文の試験が、法学既修者コースでは法律科目の試験が行われる。法学未修者のための小論文試験は、法律家の仕事にとって不可欠である他者の主張に対する理解力・分析力・要約力を判断することを目的としている。したがって、直接に法律学の知識や能力を試すことは、一切、意図されていない。小論文試験では、「求める学生像」1. と 3. が提示する「高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的な学力（読解力、理解力、分析力、表現力）」の有無を判定するために、実際に設問に関係する複数の資料を読ませ、その中に含まれる論点・論拠・事例を用いて、主張を論理的に構成することが求められている。なお、平成 27 年度入試から、法曹としての適性をより多面的に検討するため、法学未修者コースにおいて、面接を実施することとなった。

法学既修者のための法律科目の筆記試験は、出願者が本法科大学院の 1 年次の授業科目の履修を免除するのに十分な法律基本科目に関する基礎的な知識と能力を有するかどうかを判断することを目的としている。したがって、1 年次に配当されている必修科目に対応する 7 科目（憲法、行政法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について、その履修を免除するにふさわしい知識と能力を有しているかどうかを判定するための筆記試験を行う。7 科目中 2 科目以上が、一定の成績に達しない場合（欠点の場合）は、他の科目の成績にかかわらず、不合格となる。

（ｄ）社会人の受入れ

本法科大学院がアドミッション･ポリシーで提示する「求める学生像」に合致する出願者を選抜するために出願者の特性に合わせた審査方法が採用されており、「求める学生像」の 3. が社会人に概ね対応している。そして、法学未修者コースと法学既修者コースの最終合格者の総数の 3 割程度以上が「他学部卒業者」か「社会人」に該当する者であることを目標としている。

（ｅ）公正な実施体制

法学既修者コースの書類審査では、出願者の多数を法学部の在籍者や卒業生が占めることを考慮し、大学の成績について他学部卒業生とは異なった審査基準が採用されている。ただし、それにより他学部卒業生が不利益となることはない。

また、法学既修者コースと法学未修者コースを分けるほかは、特別枠を設けて入学者を選抜する制度は存在しない。さらに、法学既修者コースと法学未修者コースの中に、神戸大学出身者を優先的に受入れる枠は存在しない。現に、下の表の通り、本法科大学院に入学した者の中で、神戸大学出身者が占める割合は高くない。

■別表　入学者数とその内訳

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入学定員	80	80	80
入学者数	85	84	84
うち、法学未修者	26	27	28
うち、法学既修者	59	57	56
うち、他学部卒業者または社会人	27	24	19
うち、他大学出身者	66	64	64
入学定員に占める入学者数の割合	1.06	1.05	1.05
入学者数に占める他学部卒業者または社会人の割合	0.32	0.29	0.23
入学者数に占める他大学出身者の割合	0.78	0.76	0.76

（ｆ）収容定員に対する在籍者数の適正さ

本法科大学院の収容定員は、240 名である（平成 21 年度までは 300 名）。在籍者数が収容定員を上回る場合として、入学者が入学定員を上回る数であった場合、学生が進級・修了できなかった場合および休学した場合が考えられる。

まず、入学者数については、上の表の通り、入学定員とほぼ一致している。例年、入学者数が入学定員をわずかではあるが、下回ったり上回ったりしているが、これは入学手続を完了する 1 月以降、4 月までの間に入学を辞退する者の数の予想が難しいことに起因するところである。

次に、学生の進級･修了との関係について、本法科大学院では、未修者 1 年次（本法科大学院では「1L」と呼んでいる）、未修者 2 年次・既修者 1 年次（本法科大学院では両者を「2L」と呼んでいる）において成績不良の場合、当該学年でもう 1 年勉強させる原級留置措置を採用している（後掲【(2)(i)進級の制限（原級留置措置）】参照）。そして、ある学生が 2 回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、「成業の見込みがない」ものとして、当該学年の終了時に除籍することにしている。未修者 3 年次・既修者 2 年次（本法科大学院では両者を「3L」と呼んでいる）においては、原級留置措置が存在しない。3L 生が法科大学院修了要件を満たさない場合、修了要件を満たすまで 3L 生として勉強させることにしている。ただし、在学年数が 6 年を超えた場合は、除籍となる。

学生の休学との関係について、本法科大学院では、「学生が、病気その他勉学を継続しがたい止むを得ない理由により、3 か月以上修学を休止しようとする」場合に限り、休学が許可される（休学に関する内規 2 条）。休学が認められるのは、健康上の理由（入院加療が必要とされる場合など）、

家族等に関する理由（妊娠･出産、介護の必要など）、職業上の理由（入学年度の 4 月までに現在の職場を離れることができない場合）、経済的な理由（本人の経済状況の急激な変動など）がある場合である。前期に休学を開始した場合には翌年度の前期開始時に、後期に休学を開始した場合には翌年度の後期開始時に、復学するものとされている。また、復学時に特別の理由がある場合には、さらに 1 年間の休学が許可される場合がある（休学に関する内規 3 条）。しかし、休学期間は通算して 2 年間を超えることができない（研究科規則 33 条 2 項）。休学に関する手続について、休学しようとする学生は、休学の理由を明らかにした休学願を教務係に提出し、教務担当教員（法科大学院教務委員会副委員長）に対して、休学の理由を説明しなければならないものとされている（休学に関する内規 5 条）。

以上のとおり、入学者数は入学定員とほぼ一致し、また原級留置者が長期的に滞留する事態は生じず、休学者についてもその事由が限られている。さらに、収容定員は入学定員の 3 倍とされているところ、法学既修者の標準修了年限は 2 年であることから、在籍者数は収容定員を相当程度下回っており、在籍者数が収容定員を上回る状態が恒常的なものとなる事態は生じない。

■別表　在籍者数（休学者数を含む）

	平成 24 年度			平成 25 年度		
	法学未修者	法学既修者	合計	法学未修者	法学既修者	合計
1L	39	‐ ‐	39	33	‐ ‐	33
2L	20	61	81	35	63	98
3L	21	57	78	12	59	71
合計	80	118	198	80	122	202

（２）教育内容および方法

（ａ）教育の基本指針およびカリキュラム・ポリシー

前述した法科大学院における教育目的に即し、また、次に掲げるような法科大学院設置以来の教育の基本指針に沿って授業科目を配置している。

本法科大学院は、法科大学院における教育目的（前掲）、教育の基本指針をふまえ、カリキュラム編成の基本的な考え方を明確にするため、平成 23 年度に、カリキュラム・ポリシー（CP）を策定した。

本法科大学院における教育の基本指針は、次の 3 つの重要な柱から成り立っている。

第 1 の柱は「重ね塗り」によるカリキュラムを展開するということである。「重ね塗り」とは第 1 に基本的な法律科目については、同一の法律科目分野に属する範囲を繰り返しながら学習させつつ、その内容を学期・学年が進むにつれてより深化、高度化させ、いわば「螺旋状」にレベルを上げていくという考え方である。第 2 に、それは応用的・先端的な授業科目を、先行する基本的な法律科目の学習の進行にあわせて、順次、学期・学年が進むのに応じて配置することによって具体化される。応用的・先端的科目を学習することで、基本的な法律科目で学んだことをより多角的・立体的に理解することができるようにすることを企図するものである。

第 2 の柱は、双方向的・多方向的な教育手法の導入である。これは、本法科大学院修了者が法律実務で活躍するために、自分の考えを言語化して、口頭および文章で人に伝達する能力を養うことを目的とするものであり、具体的には、「対話型演習」科目および「R&W ゼミ（リサーチ・アンド・ライティング・ゼミ）」科目（以下、R&W ゼミと表記）がそれに当たる。対話型演習は、主として法律基本科目を対象として行われる。2L から 3L に配当され、原則として 1 クラス 50 名を上限とし、教員が質問して学生に答えさせたり、学生同士が質疑応答や討論を行ったりすることを前提とする。「R&W ゼミ」科目は、3L に配当され、1 クラス 15 名程度を上限として、先端的な科目について専門的に学び、かつ法律的リサーチ能力や法律関係文書の作成能力を涵養する。

第 3 の柱は、上記のように理論的なレベルにおける法曹としての能力を養いつつ、これを基礎

として、さらに本法科大学院修了者が将来法曹として能力を発揮していくために基礎となる実務能力を涵養するために、理論的教育と法曹実務教育を架橋することである。そのために、「実務基礎科目」として、法律実務に長く関わった経験を有する実務家教員が中心となって担当する科目が展開されている。そこでは、関連する法領域について学んだことを、実務的観点から整理しなおすことを目標とする。

この第 3 の柱としての理論的教育と実務教育との架橋という観点は、本法科大学院では特に重視されており、具体的には、たとえば、2L に「対話型演習法曹倫理」、「対話型演習民事裁判実務」および「対話型演習刑事手続実務」、3L に「実務刑事法総合」がそれぞれ置かれている。また、3L 配当の「対話型演習総合法律」では、社会において現実に生起する法律問題に理論的かつ実践的に取り組む能力を涵養することを意図している。平成 26 年度からは、実務科目と法律基本科目、実務家教員と研究者教員の連携を強化する取組が各種行われている。

【法科大学院カリキュラム・ポリシー】

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度な法学の知識を提供することによって、深い学識と豊かな応用力を有する職業法曹を養成することを目的とする。

この目的の達成に向け、高度な専門能力・知識を身につけられるよう、以下のカリキュラム・マップに沿って、先端的な研究に裏打ちされた、国際的に卓越した教育を提供する。

○カリキュラム・マップ　実務法律専攻（専門職学位課程）

<table>
<tr><th colspan="2">修了までに達成すべき学習目標</th><th>1L</th><th>2L</th><th>3L</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">法曹として求められる高い倫理感</td><td></td><td>対演法曹倫理</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">上記に加え、全ての授業科目において求められている</td></tr>
<tr><td rowspan="6">職業法曹として必要な高度の専門能力・知識の修得</td><td>すべての法曹に必要な基本的な知識</td><td colspan="3">【法律基本科目】（必修）
【実務基礎科目】（必修）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">法的知識を多様な現実社会において妥当させる豊かな応用力</td><td></td><td></td><td>【R&W ゼミ】（全て）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">【実務基礎科目】（必修）
【展開・先端科目】(全て）</td></tr>
<tr><td colspan="3">【法律基本科目】（必修以外）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">先端的分野に関する深い知識と応用能力</td><td></td><td></td><td>【R&W ゼミ】（全て）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">【展開・先端科目】(全て）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決していく能力</td><td></td><td></td><td>法学研究論文演習
【R&W ゼミ】（全て）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">【対話型演習】(全て）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重した問題解決能力</td><td></td><td></td><td>比較憲法</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">国際法、国際人権法、国際経済法、国際私法・国際民事訴訟法、国際取引法
【基礎法学・隣接科目】（全て）</td></tr>
</table>

（ｂ）本法科大学院における到達目標

平成 23 年度に、本法科大学院においては、本法科大学院の学生が、修了までに到達すべき目標

（神戸大学法科大学院における到達目標）を改めて文書のかたちで整理し、公表した。
神戸大学法科大学院では、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟実務の基礎・刑事訴訟実務の基礎・法曹倫理について、『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案)』を基礎として、本学教員の意見を加味して追加・修正した到達目標を作成し、それを神戸大学法科大学院各科目の到達目標としている。個別科目のそれについては、法学研究科のウェブサイトで公表されている（＊)。本法科大学院入学者は、法科大学院を修了するまでの間に、それぞれの科目で示された到達目標を、講義・演習・自習等を通じて、修得することが求められる。
＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/（学内からのみアクセス可能）

（ｃ）授業の内容

本法科大学院の授業内容について、以下説明する。カリキュラム、開講科目、修了要件等が、年度によって若干異なっている場合がある。以下の記述は、とくに断らない限り、平成 26 年度入学者に適用される法学研究科規則等によるものである。

（ｉ）本法科大学院は、法律基本科目として、下の表の通り 30 科目を開設している。

■別表　法律基本科目
（下線を引いた科目は必修科目。科目名の後の丸数字は単位数を示している。以下、同じ。）
（平成 26 年度）

	1L 配当科目	2L 配当科目	2L または 3L 配当科目	3L 配当科目
憲法分野科目（3 科目）	憲法基礎④	対話型演習 憲法訴訟Ⅰ②		対話型演習　憲法訴訟Ⅱ②
行政法分野科目（3 科目）	行政法基礎③	対話型演習 行政法Ⅰ② 対話型演習 行政法Ⅱ②		
民法分野科目（7 科目）	民法基礎Ⅰ④ 民法基礎Ⅱ④ 民法基礎Ⅲ⑤	対話型演習契約法Ⅰ・不法行為法② 対話型演習 契約法Ⅱ②	対話型演習家族法②（平成 28 年度から必修化）	対話型演習 物権・責任財産法②
商法分野科目（4 科目）	会社法④	対話型演習 商法Ⅰ② 対話型演習 商法Ⅱ②		商取引法②
民事訴訟法分野科目（4 科目）	民事訴訟法④	応用民事訴訟法 A② 応用民事訴訟法 B②		対話型演習 民事訴訟法②
刑法分野科目（4 科目）	刑事実体法Ⅰ④ 刑事実体法Ⅱ②	対話型演習 刑事実体法Ⅰ②（平成 26 年度から）		対話型演習 刑事実体法Ⅱ②（平成27年度から）
刑事訴訟法分野科目（3 科目）	刑事手続法④	対話型演習 刑事手続法②		応用刑事手続法②
領域を横断する科目（2 科目）	裁判･行政の基本構造②			対話型演習 民事法総合②

1L 配当の法律基本科目は、法学未修者を対象に、基本的な法領域に関する基礎的知識と法的思考力を身につけさせることを目的とする授業であり、各授業は、担当教員による解説と学生との間に交される質疑応答のバランスに配慮した双方向型で行われる。多くの科目で期末試験（筆記試験）のほかに小テストやレポートが成績評価の方法として採用されている。

2L 配当の法律基本科目は、主に対話型演習の形式によって行われる。対話型演習では、職業法曹となるために十分な法的知識とその運用能力を身につけるため、実際に存在する複数の争点にまたがる問題や判例の理解の仕方が錯綜している問題を題材にして、学生の十分な予習を前提に、担当教員と学生、または学生間の質疑応答・議論を中心にした授業が展開されている。これらの法律基本科目に対話型「演習」という名称を付されている理由は、このように学生の十分な予習を前提とした対話型形式での授業方法がとられる趣旨を明示する点にあり、従来の学部演習のように、一定の担当者が準備した内容を報告し、質疑応答を行うという方式とは全く異なるものである。2L 以降の法律基本科目についても、授業成果の定着を図るため、期末試験（筆記試験）のほかに小テストやレポートを利用した成績評価がなされている。

（ⅱ）本法科大学院は、実務基礎科目として、下の表の通り 16 科目を開設することになる。

■別表　実務基礎科目　（平成26年度以降）

2L 配当科目	3L 配当科目	2L 又は 3L 配当科目	R&W ゼミ科目（3L 配当科目）
対話型演習法曹倫理②、対話型演習刑事手続実務②、法律文書作成演習Ⅰ①、法律文書作成演習Ⅱ①（平成26年度から）、対話型演習民事裁判実務②、ローヤリング②	対話型演習総合法律②、公法系訴訟実務基礎Ⅰ②、公法系訴訟実務基礎Ⅱ②（平成27年度から）、実務刑事法総合②、刑事裁判実務②、エクスターンシップ②、民事裁判演習②（平成27年度から）	ワークショップ企業内法務②（平成26年度から）	R&Wゼミ刑事実務②、R&Wゼミ企業法務②、R&Wゼミ民事裁判実務②（平成27年度から廃止）、R&Wゼミ弁護士実務②（平成27年度から廃止）

実務基礎科目のうち、対話型演習科目である「法曹倫理」では弁護士倫理を中心とした法曹倫理について、「民事裁判実務」では民事裁判における要件事実と事実認定について、「刑事手続実務」では刑事裁判における事実の評価・証拠収集手続・証拠能力について、実務家教員による双方向・多方向的な授業がなされている。

3L 配当の R&W ゼミでは、1 クラス 15 名程度を上限とし、法律的リサーチの能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。実務基礎科目として開講される R&W ゼミでは、法律基本科目で得た法的知識・思考力・表現力と「対話型演習法曹倫理」、「対話型演習民事裁判実務」、「対話型演習刑事手続実務」で得た実務的な能力を前提に、実際に存在する事案をベースにした具体的な問題を扱う。

「エクスターンシップ」は、弁護士事務所での研修を通じ職業法曹の活動の実態に触れさせることを目的する授業科目であり、2L の 2 月下旬頃から 3 月中の連続した 2 週間にわたって実施する。エクスターンシップに参加する学生は、守秘義務等の確認を含めた準備作業等のために、弁護士事務所への訪問の前後に行われる説明会や検討会に出席することが求められる。成績評価は、実際に弁護士事務所で作成した法律文書を中心に行い、担当弁護士のコメント等を加味して行う。平成 27 年度から、これまで課外で行われていたマレーシアへのエクスターンシップを正式に科目化した。

「ローヤリング」は、実務基礎科目の一層の充実をはかるため、平成 23 年度に新設された。こ

の授業は、5 名の弁護士が担当する。この授業においては、法律家とくに弁護士の実務技能のうち法科大学院において修得すべきと考えられるものを修得することを目標としている。具体的には、依頼者の納得・安心を得るための法律相談、適正な解決を得るための事実調査・資料収集・法的検討・紛争解決手段の選択、相手方との交渉、裁判および裁判外紛争処理手続の理論と実務等をロールプレイをも取り入れて学ぶことしている。

なお、実務基礎科目のうち、ローヤリング、エクスターンシップ、公法系訴訟実務基礎Ⅰの 3 科目を新たに選択必修科目としている（下記 3(2) (j)参照)。

（ⅲ）本法科大学院は、基礎法学・隣接科目として、法と法学に関する基底的な知識と視角や、日本法の客観的理解や国際化する法問題を扱う法曹となるために有益な視点を提供することを内容とする科目を開設している。以下の 8 科目がこれに該当する。R&W ゼミは、3 年次に開講され、先端的な科目について専門的に学び、かつ、法律的リサーチ能力と文書作成能力を養うことが目的とされている。

■別表　基礎法学・隣接科目　（平成 26 年度）

2L または 3L 配当科目	R&W ゼミ科目（3L 配当科目）
現代司法論②、アジア法A②、中国法②、法文化②、法思想②、アメリカ法④、ヨーロッパ法④	R&Wゼミ法社会学②、R&Wゼミ法文化②（平成27年度以降廃止）

（ⅳ）本法科大学院は、展開・先端科目として、法律基本科目の理解を前提として応用的・発展的な分野に関する知識と法的能力を身につけるための科目と、主としてビジネス・ローなどの法領域に関わる科目を開設している。以下の 35 科目が、展開・先端科目に該当する。

■別表　展開・先端科目　（平成 26 年度）

2L または 3L 配当科目	3L 配当科目	R&W ゼミ科目（3L 配当科目）
経済刑法②、国際法④、国際人権法②、著作権法②、特許法④、租税法Ⅰ②、労働法Ⅰ②、労働法Ⅱ④、社会保障法②、経済法Ⅰ④、経済法Ⅱ②国際経済法②、国際私法･国際民事訴訟法④、国際取引法④ADR論②、消費者法②、環境法Ⅰ②、環境法Ⅱ②	比較憲法②､倒産法Ⅰ④、倒産法Ⅱ②（平成27年度以降)、民事執行･保全法②、刑事学②、金融商品取引法②、応用知的財産法②、租税法Ⅱ④	R&Wゼミ倒産法②、R&Wゼミ国際関係法（公法系）②、R&Wゼミ知的財産法②、R&Wゼミ租税法②、R&Wゼミ労働法②､R&Wゼミ経済法②､R&Wゼミ国際関係法（私法系）Ⅰ②、R&Wゼミ国際関係法（私法系）Ⅱ②、R&Wゼミ環境法②

（ｄ）教員

本法科大学院にはその規模に照らして、教育上必要な教員が配置されている。

■別表　法科大学院担当教員数　（平成26年4月）

	教授	准教授
実務法律専攻のみの専任教員	21	4
実務家・専任教員	1	0
実務家・みなし専任教員	4	0

（法曹実務教授および法曹実務准教授）		
専任教員合計	30（教授 26、准教授 4）	
理論法学専攻の専任教員であり、 法科大学院の兼担教員	14	4
非常勤の兼任教員	19（非常勤講師）	
教員合計	67	

専任教員および兼担教員は、その活動成果を、法学研究科の「ファカルティレポート（下巻）」において継続的に報告し、各教員の研究活動、教育活動、およびその他の学外活動等の各項目にわけて、法科大学院において法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料として公表している。

（ｅ）単位の実質化（キャップ制）

本法科大学院では、双方向ないし多方向的な討論を中心とする対話型の授業を効果的に推進するために学生の事前準備を要求し、さらに、確実な復習のための学習時間を確保させるため、履修科目登録に、下の表の通り、単位数の上限を設定している（法学研究科規則 16 条・19 条）。3L の履修科目登録の上限単位数が、1L と 2L のそれより多いのは、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮したものである。

また、学生は、学期初めに履修登録を行った科目について，途中で履修を中止したい場合，学期毎に設けられる履修取消期間中に履修を取り消すことができる（ただし「必修科目」及び「事前募集型の科目」は履修取消ができない）。詳細については，学生便覧に「専門職学位課程（法科大学院）履修取消対象外科目一覧表」を掲載している。

■別表　履修科目に関する上限

	1L	2L	3L
履修科目登録の上限	40 単位	36 単位	44 単位

（ｆ）双方向型・少人数授業

（ｉ）本法科大学院では、法曹として必要な基礎知識を土台に、事例を分析し、問題点を発見・整理しながら筋道を立てて考える思考力、自分の考えを相手にわかりやすく伝える表現力、どのような問われ方をしても法的知識や技能を使いこなせる力、すなわち法的リテラシーを養成することを教育目標としている。

このような能力を養うためには、教員が質問して学生に解答を求めたり、または学生同士が質疑応答や討論を行ったりする、双方向的・多方向的な授業手法を幅広く採用する必要がある。「対話型演習」という名称の付された科目は、このような方法を最も徹底して実践している科目であるが、それ以外のすべての科目においても、程度の差はあれ、対話による知識の定着・応用能力の育成を常に重視して授業を行っている。このような双方向的・多方向的授業を実践するために、本法科大学院の授業クラスは、すべて学生数を適切な規模に維持するよう配慮している。

1L は、1 学年の在籍者数が 20 人程度であるため、すべての授業科目は 1 クラス編成で行われている。2L と 3L は、1 学年の在籍者数が 80 人程度であり、必修科目については各学年について 2 つのクラスに分けて授業が行われている。

必修科目はもとより選択科目においても､原則として 1 クラス 50 名以下の少人数教育が行われている。特に、ビジネス・ローをはじめとする先端的な法律分野については、1 クラス 15 名程度を上限とした「R&W ゼミ」を行い、法律的なリサーチ能力や、文書や口頭で表現する能力を養

成している。

（ⅱ）本法科大学院では、授業科目の性質と学生の到達度の段階に応じた授業方法をとっている。例えば、法律基本科目の体系的・基礎的理解を目的とする 1L の授業科目では、予習課題の点検、その日の学習ポイントのレクチャー、質疑応答、判例や比較的簡単な事例問題についての双方向的・多方向的な検討を通じ、専門的な法的知識の定着と法的思考能力の養成が図られる。2L 以上の科目は、法的基礎学力を有する学生を対象に、あらかじめ指定された判例や事例問題を題材に、双方向的ないし多方向的な討論を行うことにより、具体的事実から問題点を抽出させる能力を涵養し、判例や学説の意義や射程について様々な角度から分析を加えることにより批判的かつ創造的な法的思考能力を養い、妥当な結論を導く問題解決能力を高めると共に、分かりやすく説得的な表現能力を強化することを目指している。また、実務基礎科目では、現実に生起している具体的な事例を素材に、徹底した双方向的・多方向的な討論を行うことにより、法的紛争を解決するために必要とされる事実分析力や実務的な判断能力を養い、既に学生が修得している知識・理解をより実践的なものにするよう努めている。

（ｇ）シラバス

1 年間の授業の計画、各科目における授業の内容および方法、成績評価の基準と方法については、「講義要綱」に記載され、学生に配布されるとともに、法学研究科ウェブサイト（＊）にも掲載され、あらかじめ学生に対する周知徹底が図られている。また、「講義要綱」とは別に「詳細シラバス」を作成し、学生の予習・復習のポイントを詳細に示している科目もある。

＊http://www.law.kobe-u.ac.jp/students.html

（ｈ）成績評価と単位の修得

（ⅰ）成績評価の方法

職業法曹を養成するプロセスとしての法科大学院においては、学生の達成度を示すための公正で厳格な成績評価が特に必要とされている。

成績評価は、双方向性・多方向性を重視する法科大学院の授業科目においては、期末試験や中間試験、随時の小テストのほか、授業への積極的な参加や学期中のレポート等も成績評価に加味することとし（成績評価基準に関する細則 2 条）、その方法や比重については開講前に学生に対して公表をしている。

もっとも、成績評価に際しては、期末試験を実施することを原則としており、例外的な場合を除いて、レポート等のみで成績評価は行わないこととしている。各授業科目において、期末試験の成績評価全体に占める割合は概ね 50～90％の間である。期末試験の採点は、評価の厳格性を確保するため、学生の氏名等が見えない形に綴じた状態で行うこととされている。

（ⅱ）成績評価の基準

各授業科目の成績評価は、原則として下の表の通り 7 段階評価を行う。「可」以上が合格であり、「不可」は不合格である（法学研究科規則 21 条 2 項）。「エクスターンシップ」及び「ワークショップ企業内法務」については科目の特殊性から合と否の 2 段階評価を行っている（成績評価に関する細則 2 条）。

成績評価の対象者（履修登録者）が 21 名以上いる場合の成績評価について、秀、優および良上の評価をする学生数を、下の表の通り制限している（成績評価基準に関する細則 4 条）。

これらの成績評価基準は、「学生便覧」に掲載するほか、学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年 4 月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、法科大学院の教務担当教員が行う教務事項の説明の中で言及し、学生に対する周知徹底を図っている。

なお、後述する進級制限（原級留置）との関係で、1L、2L においては、下の表の通り 7 段階の成績評価に対応して、5～0 の GP（グレード・ポイント）が付与され、1L においては 1L 配当の

必修科目、2L においては 2L 配当の必修科目の単位あたりの評定平均値（GPA）が進級の基準とされている（進級基準に関する細則）。

■別表　成績評価のあり方

成績評価	成績評価の基準	成績評価の割合	GP
秀	90 点以上	秀の評価をする学生数は、 履修登録者の 10%以内	5
優	80 点以上 90 点未満	秀および優の評価をする学生数は、 履修登録者の 30%以内	4.5
良上	75 点以上 80 点未満	秀、優および良上の評価をする学生数は、 履修登録者の 60%以内	4
良	70 点以上 75 点未満		3
可上	65 点以上 70 点未満		2
可	60 点以上 65 点未満		1
不可	0 点以上 60 点未満		0

（ⅲ）採点基準の公表と答案返却

期末試験が行われたすべての科目につき、学生に対して、採点済み答案が返却され、かつウェブサイト（＊）において、採点基準が示されている。ここでは、詳細な採点基準や試験の講評、学生への注意事項などが記され、学生にとって、返却された答案と照らし合わせることにより、効率的な復習が可能となっている。＊：http://www.law.kobe-u.ac.jp/students.html

（ⅳ）成績評価に対する不服申立制度

成績の評価に関し、不服がある場合の取扱いを、「成績評価不服申立に関する内規」に定め、「学生便覧」に掲載するとともに、「学生の手引き」においてこの制度の説明をすることで、学生に周知している。

成績評価に不服のある学生は、原則として、当該成績が通知された日から 1 週間以内に、文書で、採点基準に照らして、不服の理由を具体的に示した上で、その旨を教務係に申し出ることができる（成績評価不服申立に関する内規 3 条・4 条）。不服申立が行われた場合、当該授業担当教員は、速やかに当該学生と面談し、成績評価について説明しその内容を書面で専攻長に報告しなければならない（同 5 条）。

（ⅰ）進級の制限（原級留置措置）

本法科大学院では、1L または 2L において、修得単位数が少ないまたは成績が一定の基準に達しない場合には、進級を認めないこととし、当該学年に修得した単位を無効とする原級留置措置を採用している（法学研究科規則 17 条）。平成 23 年度からは、1L において通年で 26 単位以上を習得できなかった場合もしくは 2L において通年で 24 単位以上を修得できなかった場合、または、1L において 1L 配当の必修科目の GPA が 2. 0 以下もしくは 2L において 2L 配当の必修科目の GPA が 2. 0 以下である場合に、原級留置の対象となる。この場合、進級は認められず、もう 1 年、当該学年の授業科目を履修することになる。ただし、成績が秀、優および良上であった授業科目の単位（及び合否判定科目の単位）は、無効とされない。良好な成績結果を収めた授業科目について、さらに再履修をさせる必要性に乏しく、むしろそれ以外の科目に集中して再履修を行わせることがより効果的であること、成績良好者の再履修が他の履修者との関係でも好ましくない結果をもたらしうること等を考慮したものである。

平成 24 年度および 25 年度における 1L および 2L における原級留置者の数は、下記の表のとお

りである。
　なお、3L は、原級留置制度の対象としていない。3L 生が学年末において修了に必要な要件を満たすことができなかった場合には、当該学年で修得した単位を無効とはしないまま、3L 生としてもう一年過ごし、必要な科目の履修を行うこととしている。
　また、学生が、2 回続けて同じ学年において原級留置になった場合には、「成業の見込みがない」ものとして、当該学年の終了時に除籍することとしている（法学研究科規則 18 条）。すなわち、1L において 2 回続けて原級留置となった場合、または 2L において 2 回続けて原級留置となった場合である。
　以上のような規則の内容は、「学生便覧」に掲載された法学研究科規則によって確認できるほか、実際の運用の仕方を含め、より平易な表現で学生向けに周知徹底をはかるために、「学生の手引き」においても詳細な説明を行っている。それに加えて、新入生向けに開催されるガイダンスにおいて「学生の手引き」を配布し、教務担当教員が口頭で説明を行うことにより、注意を喚起することとしている。

■別表　原級留置対象者数

	平成 24 年度	平成 25 年度
1L における原級留置対象者	7	11
うち、再度の原級留置対象者として除籍された者	1	1
2L における原級留置対象者	15	13
うち、再度の原級留置対象者として除籍された者	1	0

（ｊ）ディプロマ・ポリシーと修了要件
　平成 23 年度、本法科大学院は、「学位授与に関する方針」（ディプロマ・ポリシー：DP）を新たに定めた。その内容は下記のとおりである。

【学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）】
　神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻は、開放的で国際性に富む文化の下、体系的な教育課程を通じ高度な法学の知識を提供することによって、深い学識と豊かな応用力を有する職業法曹を養成することを目的とする。
　この目的の達成に向け、高度な専門能力・知識を身につけられるよう、先端的な研究に裏打ちされた、国際的に卓越した教育を保証し、以下の方針に従って、学位を授与する。

〇法学研究科専門職学位課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得すること。
〇職業法曹を目指す者として、修了までに次の学習目標を達成すること。
・すべての法曹に必要な基本的な知識に加えて、法曹として求められる高い倫理感を身につけ、豊かな応用能力を有する。
・基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有し、あるいは基本的な法領域に関する知識に加えてビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有した上で、新たな問題事象に対して、これまでの法的思考を継承しながらも、それを批判的・創造的に発展させて問題を解決していく能力を有する。
・多様な考え方や異なる文化の存在を踏まえ、社会の多元性を尊重した問題解決能力を有する。

　具体的な法科大学院修了の要件は、「当該課程に 3 年以上在学し、……100 単位以上を修得する

こと」である。法学既修者コースに入学した者については、標準修業年限 3 年に代えてこれを 2 年に短縮し、また修了要件単位数のうち 34 単位を修得したものとみなしている（法学研究科規則 29 条）。

法学未修者コースに入学した者につき、他大学大学院の授業科目の履修に関して、「教授会が認めるときは、30 単位を限度として第 29 条 1 項に規定する単位数に充当することができる」（法学研究科規則 22 条 3 項）。また、専門職学位課程学生の入学前の既修得単位の認定に関して、教授会が認めるときは、上掲 22 条第 3 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる（法学研究科規則 23 条 2 項）。

法学未修者コースと法学既修者コースの修了に必要な単位数は下の表の通りである。

■別表　修了に必要な単位数

	必修科目として 必要な単位数	選択必修科目として 必要な単位数	修了に必要な単位数
法学未修者	68 単位	30 単位	100 単位
法学既修者	30 単位	30 単位	66 単位

科目グループごとの必修科目と選択必修科目の単位数は、下の表の通りである。

■別表　必修科目と選択必修科目の単位数

<table>
<tr><th></th><th>必修科目
（1L）</th><th>必修科目
（2L・3L）</th><th colspan="2">選択必修科目</th></tr>
<tr><td>法律基本科目</td><td>38 単位</td><td>22 単位</td><td rowspan="4">対演憲法訴訟Ⅱ、対演刑事実体法Ⅱ、民事法総合から 4 単位以上</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>うち、公法系科目</td><td>7 単位</td><td>6 単位</td></tr>
<tr><td>うち、民事系科目</td><td>21 単位</td><td>14 単位</td></tr>
<tr><td>うち、刑事系科目</td><td>10 単位</td><td>4 単位</td></tr>
<tr><td>実務基礎科目</td><td></td><td>8 単位</td><td>2 単位以上（ローヤリング・エクスターンシップ・公法系訴訟実務基礎から）</td><td rowspan="4">必修科目を除き、24 単位以上（R&W ゼミを含む）。
R&W ゼミ科目を、2 単位以上</td></tr>
<tr><td>基礎法学・隣接科目</td><td></td><td></td><td>4 単位以上
（R&W ゼミを含む）</td></tr>
<tr><td>展開・先端科目</td><td></td><td></td><td>12 単位以上
（R&W ゼミを含む）</td></tr>
<tr><td>法学理論研究科目</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

これらの修了要件についても、「学生便覧」に掲載するほか、学生に配布される「学生の手引き」にも掲載し、さらには、毎年 4 月の授業開始の前週に行われるオリエンテーションにおいて、法科大学院の教務担当教員が行う教務事項の説明の中で言及して、学生に対する周知徹底を図っている。

本法科大学院の授業科目は、カリキュラム・マップ（前述(2)(a)）で定めるとおり、各学習目標に対応する形で（高い倫理観、多様性の尊重等）、授業科目が、各学年に配置され、学生に示されている。さらに、それを担保するため、学習目標達成に特に資する科目を、必修（各法律基本科目、対演法曹倫理等）、選択必修（基本法学・隣接科目から 4 単位選択必修、R&W ゼミから 2 単位選択必修等）として定め、確実な学習目標の達成を制度的に期している。

（３）　教育の成果

（ａ）学生に対するアンケートの結果

各学期の授業期間の末尾に行われる授業アンケートにおいて、授業内容に対する総合的・全般的な質問として、「授業の内容は知的興味を引くものだった。」（「知的興味」）、「この授業を受講して、新しい知識や物事の見方が得られた。」（「知識見方」）、「この授業を受講することは、他の同級生や下級生にとっても有益である。」（「履修価値」）の各項目に対する考えを質問している。

これらの各質問項目に対する回答（「とてもそう思う」（5 点）、「ややそう思う」（4 点）、「どちらともいえない」（3 点）、「あまりそう思わない」（2 点）、「全くそう思わない」（1 点））の、授業ごと〔1 つの授業科目で複数のクラスが開講される場合は、クラスごとに 1 つの授業として扱う〕の平均値を集計し、各年度の全授業（回答数が少ない授業を除く）を通じた、最高値、最低値および平均値（授業ごとの平均値の合計を授業数で除して得られた値）は、下の表の通りである。これらの質問項目について全授業の平均値は、下の表のとおり、比較的高い数値を示しており、多くの授業において、多くの学生から、「知的興味を引く」「新しい知識や物事の見方が得られた」「履修価値が高い」との評価が得られているということができる。

アンケート結果は、一覧表（授業ごとに各質問項目の得点を一覧化した表）が専攻会議で配付されることを通じて、授業担当者を含む全教員が共有している。なお、教員がアンケート結果を知るのは、翌学期の冒頭というタイミングであり、期末試験の採点等に影響することがないよう留意している。

■別表　授業アンケート結果

＊「3 項目平均」は、知的興味、知識見方、履修価値の平均値。

①平静 24 年度前期

項目	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	把握理解	質疑応答	分かり易さ	教科書	配布資料
最高値	4.81	4.86	4.69	4.86	4.67	4.93	4.86	4.67	4.81
最低値	3.36	2.92	2.82	3.42	2.92	3.61	3.39	3.32	3.59
平均値	4.27	3.93	3.98	4.34	4.03	4.45	4.11	4.19	4.30

項目	授業進度	シラバス	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	4.76	4.80	4.93	4.93	4.95	4.93
最低値	3.34	3.53	3.64	3.77	3.64	3.68
平均値	4.16	4.37	4.33	4.40	4.31	4.35

②平成 24 年度後期

項目	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	把握理解	質疑応答	分かり易さ	教科書	配布資料
最高値	5.00	5.00	4.80	5.00	4.75	4.94	4.88	4.92	4.88
最低値	3.15	2.58	2.8	3.03	2.64	3.08	2.45	3.45	3.19
平均値	4.18	3.89	3.99	4.32	3.95	4.37	4.11	4.23	4.23

項目	授業進度	シラバス	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	4.81	5.00	4.90	4.90	4.88	4.83
最低値	2.80	3.35	3.32	3.50	2.85	3.31
平均値	4.08	4.29	4.37	4.41	4.27	4.35

③平成 25 年度前期

項目	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	把握理解	質疑応答	分かり易さ	教科書	配布資料
最高値	5.00	5.00	4.70	5.00	5.00	4.90	5.00	4.48	4.81
最低値	2.54	2.25	2.50	3.00	2.63	2.88	2.53	3.07	2.95
平均値	3.98	3.67	3.74	4.09	3.82	4.16	3.93	3.83	4.05

項目	授業進度	シラバス	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	5.00	5.00	4.90	5.00	5.00	4.97
最低値	2.94	3.52	3.40	3.51	3.07	3.33
平均値	3.91	4.17	4.15	4.25	4.14	4.18

④平成 25 年度後期

項目	話し方	ノート	補助手段	意欲工夫	把握理解	質疑応答	分かり易さ	教科書	配布資料
最高値	4.93	4.75	4.70	4.90	4.70	4.72	4.70	4.66	4.94
最低値	2.54	2.54	2.69	3.00	2.93	3.54	2.83	3.52	3.21
平均値	4.22	3.91	3.93	4.27	3.97	4.31	4.10	4.17	4.20

項目	授業進度	シラバス	知的興味	知識見方	履修価値	3 項目平均＊
最高値	4.90	4.90	4.90	4.94	4.91	4.99
最低値	3.09	3.68	3.43	3.54	3.11	3.36
平均値	4.07	4.31	4.27	4.31	4.24	4.27

（ｂ）司法試験の結果

（ｉ）平成 24 から平成 26 年の司法試験における、本法科大学院修了者の合格者数・合格率（受験者数に対する合格者数の割合）は、下の表の通りであり、合格者数・合格率ともに全受験者の合格率に比して相対的に高い数字を残している。

■別表　新司法試験の結果

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
受験者数	131	125	143
合格者数	60	46	44
合格率	45.8%	36. 8%	30.7%
全受験者の合格率	25. 1%	26. 8%	21.1%

（ⅱ）平成 17 年度からの各年度に本法科大学院を修了した者が、平成 26 年新司法試験までに、累積して何人合格しているかを示すデータは、下の表の通りである。累積合格者数・合格率（受験者実数に対する累積合格者数の割合）ともに、他のほとんどの法科大学院に比して高い数字を残している。

■別表　累積合格者数・合格率　（平成 26 年司法試験まで）

	平成 17 年度 修了者	平成 18 年度 修了者	平成 19 年度 修了者	平成 20 年度 修了者
修了者数	62	80	91	105
累積合格者数	50	64	68	75
本法科大学院合格者/修了者	80. 6%	80. 0%	74 . 7%	71.4%
全受験者 合格者/修了者	71.54%	51.56%	48.80%	49.95%

	平成 21 年度 修了者	平成 22 年度 修了者	平成 23 年度 修了者	平成 24 年度 修了者	平成 25 年度 修了者
修了者数	92	80	86	68	65
累積合格者数	67	65	52	40	27
本法科大学院 合格者/修了者	72.8%	81.3%	60.5%	58. 8%	41. 5%
全受験者 合格者/修了者	50. 12%	49.39%	46.64%	46.14%	33.04%

（ⅲ）法科大学院の使命が、有能な法曹を送り出すものである以上、その成果の基礎的評価は、司法試験合格実績に反映されなければならないことを考えると、上記の相対的評価を見る限り、一定限度、所期の教育上の効果を達成し得たと評価できる。

（ｃ）修了後の進路

本法科大学院修了者については、修了後も緊密な連絡をとり、さらに、同窓会等の機会を利用して、進路の把握に努めている。把握している進路では、下の表の通りである。

■別表　修了者の進路　（平成 26 年 4 月）

	平成 17 年度 修了者	平成 18 年度 修了者	平成 19 年度 修了者	平成 20 年度 修了者
判事補任官	5	2	2	3
検事任官	2	3	1	3
弁護士事務所	41	55	58	57
官公庁	1	3	0	4
企業等	1	2	6	8
進学・研究職	0	0	2	2
司法修習中	0	0	0	0

	平成 21 年度 修了者	平成 22 年度 修了者	平成 23 年度 修了者
判事補任官	2	1	3
検事任官	4	5	1

弁護士事務所	44	48	22
官公庁	1	0	2
企業等	5	6	2
進学・研究職	0	0	1
司法修習中	0	0	9

この表を見るに、毎年度コンスタントに複数名の任官、任検者を輩出しており（任官総計 18 名、任検総計 19 名）、弁護士登録する者の中にも、いわゆる大手事務所に就職する者も見受けられ、順調な成果が得られている。

（４）学生支援

（ａ）ガイダンス

本法科大学院は、法科大学院生が適切な履修計画を立てることができ、かつどのように学習を組み立てていけばよいか、その仕組みを十分理解することができるように、詳細な「学生の手引き」を作成して、平成 25 年度より入学前ガイダンスを行うと共に、入学時に新 1L 生および新 2L 生に対するオリエンテーションを行っている。オリエンテーションにおいては、1L 生・2L 生共通で、教務事項や法科大学院の生活に関する説明および情報ガイダンスが行われるとともに、教員からのアドバイスが与えられる。

これに加え、新 1L 生に対しては、修了者からのアドバイスと前期配当科目のガイダンスが設けられ、新 2L 生に対しては、平成 23 年度より、事前に憲法・行政法、刑法・刑事訴訟法、民法・民事訴訟法・会社法について、入学までに各科目についての基礎的な知識を復習・確認させるべく、学習範囲を指定した上で自習を促し、かつ自習のインセンテイブを確保するために自習成果確認テスト（平成 25 年度以降。当初は基礎力確認テスト、次に実力テストと称したが、自習の成果を問うためのテストであることを明確にした）を行っている。

また、平成 24 年度より、2L オリエンテーション時に、2 種類の文書を配布することとした。第 1 は、2 年間で法律基本科目の実力をどのように修得するかを具体的に示すために作成され、本法科大学院における授業展開や科目の特性を記した文書であり、第 2 は、2L 前期から履修が始まる科目群である司法試験選択科目についての情報提供を目的として作成され、授業展開や科目の特性を記した文書である。

各学期の始まる前には、「選択科目」の中に科目説明会を実施するものもあり、学生の履修判断に資するよう心がけている。

（ｂ）学習相談体制

本法科大学院においては、一般的なオフィスアワー制度を設けるとともに、オフィスアワー以外の時間、またはオフィスアワーを設定していない授業担当者等との面談を希望する場合には、電子メール等の通信手段を使って、面談予約を申し込み、研究室を訪問することができる。このことは「学生の手引き」に記載され、入学時ガイダンスで説明されている。また、オフィスアワーの時間を一覧表にして学生に示している。

1L 生に対する学習相談をさせるために、未修者コース出身の 3L 生の中から毎年 2 名をティーチングアシスタント（TA）として採用している。TA による相談については、新入生ガイダンスにおいても説明されている。

他方、2L 生に対しては、学習がある程度進んだ状態にある学生の学習方法の相談や学習内容に対する質問に対しては教員が対応する必要があることから、TA の制度は導入していない。そのかわり、2L 生および 3L 生に対しては、法科大学院修了者や新司法試験合格者による学習方法説明会を、毎年度、実施している。ここでは、修了者が学習方法について各自の経験を踏まえて説明

し、質疑応答の後、個別的な学習相談に応じている。
　さらに、平成 25 年度より、未修者コースの 1L 生全員を対象として、教員と学生の間の個別面談を通じて、これまでの学習方法の改善や今後の学習方法についてアドバイスを行うフォローアップ・カウンセリングを実施している。平成 26 年度からは 1L 生に対してはさらに勉強方法情報提供会、中間カウンセリングを行い、2L 生に対しても個別面談を実施している。

（ｃ）自主的学習環境の整備

（ⅰ）自習室

　学生の自習室は、六甲台キャンパス内の独立の建物である法科大学院自習棟の中にある。この建物は、授業が行われる第 2 学舎およびアカデミア館ならびに社会科学系図書館に近接した位置にあり、図書館の有効な活用を可能にしつつ静穏な環境での自習を可能としている。自習棟の広さは約 1081 ㎡であり、ここに約 300 席が配され、学生一人当たり一席という学習に十分な席数と、広さが確保されている。加えて自習室は 24 時間利用可能であり、学生の自習に活用されている。
　自習室には、各机に LAN コンセントが設けられているほか、無線 LAN も利用可能であり、これを通じてインターネットへの接続が可能であるだけではなく、学生に提供されている各種データベースを自習室から利用することが可能である。また同室には、学習に必要な図書を和洋書合わせて 4000 冊以上そろえている。

（ⅱ）教室

　法科大学院の教育に利用されている教室すべてにマイクおよびスクリーンを整備しており、プロジェクターもすべての教室で利用可能である。コンピュータを利用したプレゼンテーションやスライドを利用する教員に対しては、法科大学院が主として利用している教室のうち当該設備を備えた教室が利用され、教育効果の向上に資するよう配慮されている。
　また法科大学院の教育に主として利用されている教室のうち、演習室を除く各教室では、各座席に電源コンセントを設置しており、演習室を含む各教室においては、有線もしくは無線 LAN を経由して、インターネットへ接続することが可能である。

（ⅲ）図書

　法科大学院学生の利用できる図書等の点数は極めて多い。社会科学系図書館には和漢書約 64 万冊、洋書約 71 万冊の計約 135 万冊の蔵書があり（『神戸大学概覧 2014』21 頁）、ガイダンスにおいてその利用方法が説明されている。
　法学研究科資料室は、主として法学関係の雑誌・紀要等を収集しており、約 700 種類の雑誌を継続的に受け入れている。また同資料室では、LEX/DB、LLI 統合型法律情報システムなど、法学関係の 17 種類のデータベースが利用に供されている。
　さらに、法科大学院自習室には、法科大学院学生の学習用に専用の図書が配架されており、蔵書は 4000 冊を越えている。

（ⅳ）図書館

　社会科学系図書館には約 400 の閲覧席が設けられているほか、35 台の利用者用コンピュータを備え、情報の検索の利用などに供されている。また、同館には 21 の情報コンセントおよび無線 LAN のアクセスポイントも設置されており、法科大学院学生が自分のコンピュータを持ち込んで利用することも可能である。また法学研究科資料室においても、2 台のコンピュータが利用者用に提供され、情報の検索のほかデータベースの利用などに供されている。

（ｄ）海外の法律事務所でのインターンシップ

　英語力の向上も含めた国際法務の実務的経験を積むことが日本の法学教育の改善にとって不可欠なことであるという問題意識を共有されたマレーシアの弁護士 Jeff Leong 氏のご提案により、

同氏がパートナーを勤めるマレーシア・クアラルンプールの弁護士事務所 JLPW（Jeff Leong, Poon & Wong）に、本学の法科大学院生（修了生を含む）、大学院生、学部生を、インターンシップとして派遣するという試みをおこなっている。法科大学院生についてみれば、平成 24 年度は 10 名（修了生 9 名および在学生 1 名）、平成 25 年度は 7 名（修了生 5 名および在学生 2 名）がそれぞれ派遣されている。同インターンシップは、平成 27 年度からは正式に「エクスターンシップ」として単位化される。

（ｅ）同窓会等による学修支援

本学法学部・法科大学院出身者の組織する団体として、本学出身の法曹が組織する「凌霜法曹会」と本学法科大学院修了者が組織する「法科大学院同窓会」とがある。

それらによる学修支援として、1L 生を対象とする「法律文書作成指導」と、修了者である司法試験受験生を対象とする教育指導（「サポートゼミ」）とが行われている。

（ｆ）学生の生活相談・進路相談

（ⅰ）生活相談

学生生活上の相談全般については、全学的な相談体制が整備されている。まず、学生センターに、「学生何でも相談」窓口が設けられ、連絡先が全学のウェブサイト（＊1）に明示されている。また、「救急処置と『からだの健康相談』」および「こころの健康相談」については、常時、保健管理センターにおいて受けつけられており、連絡先が全学のウェブサイト（＊1）に明示されている。

＊1：http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/life/advice.htm

なお、ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント）対策については、特に、法科大学院生も利用できる全学的な制度が用意されており、全学のウェブサイト（＊2）にて周知を図っている。このうち、セクシャル・ハラスメントについては、法学研究科にも相談窓口が設置されており、法科大学院生が利用できるようになっている。これらについては、「学生の手引き」においても明示されている。

＊2：http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/harassment/index.html

（ⅱ）進路相談

3L 生を対象に、「キャリアパス講座」を 3 月に開講している。そこでは、裁判官、検察官、弁護士の職にある本法科大学院実務家教員より、それぞれの日常業務の内容、各職務の特性と適性についての私見、毎日の生活、職業人としての将来展望（採用後からその後の職務を継続した場合の一般的なキャリア人生像）等、より実際の生活に密着した情報の提供がなされ、それに対して、受講生から、質疑応答がなされている。

さらに、検察官出身の実務家教員と現職の裁判官である実務家教員の協力を得て、1 年に数回、検察庁の見学会、および、裁判傍聴の機会が設けられている。これらの見学会等では本法科大学院学生と現職の検事・判事との懇談会が実施されており、学生の進路選択に極めて有益な情報提供の場となっている。

このほか、就職支援活動のため、例年 5 月から 6 月にかけての時期に、神戸法学会の支援の下、法科大学院同窓会と連携して、修了者、およびその他の有識者を講師に迎え、在学生、および司法試験の受験を終えた修了者を対象として、就職活動における留意事項や、法律家としての職業生活に関する情報提供会を開催している。また、すでに就業している修了者の中から、就職活動中の在学生、修了者から寄せられる、就職活動に関する相談に応じる者を募り、その連絡先のリスト（「就職相談者リスト」）を、大学院教務係を通じて、在学生および修了者に随時配布している。

（ｇ）障害者支援

身体に障害を有する学生の学習支援として、ノートテーカーのサービスを受けることができる。サービスの提供は、本学学生がアルバイトとして行っている。

（ｈ）学費と学生の経済支援

（ｉ）学費とその免除

入学料と年間の授業料およびそれらの免除の要件等については、前出【Ⅲ1(4)(g)生活支援】を参照。

（ⅱ）奨学金

法科大学院生のための奨学制度としては、日本学生支援機構による奨学金の申込を大学を通じて行うことができることを、「学生の手引き」に記し、入学時ガイダンスで説明している。

奨学金の内容と各年度の受給者数については、前出【Ⅲ1(4)(g)生活支援別表 9 および 10】を参照。

（ⅲ）六甲台後援会創立 50 周年社会科学特別奨励賞（凌霜賞）

社会科学系 5 部局（法学、経済学、経営学、国際協力研究科、経済経営研究所）の研究・教育活動を支援する公益財団法人神戸大学六甲台後援会が、平成 20 年、神戸大学の創立 50 周年を記念して創設した賞である。年度ごとに、2L において最も優秀な成績を収めた者 1 名に、60 万円が授与されている。

（５）教育改善

（ａ）授業アンケート

10 名以下の少人数科目を除き、原則として全ての授業科目について、学期ごとに、受講者による授業アンケートを実施している（前掲【(3)(a)学生に対するアンケートの結果】参照）。学生に対する授業アンケートを実施することによって、授業へのフィードバックが実効的になされている。なお、本ファカルティレポート下巻に、アンケートの結果に対する教員側の対応やコメントが掲載されている。また、平成 23 年度より、アンケート結果を運営委員会で検討し、所定の場合には専攻長と担当教員の面談を行うこととした。

（ｂ）相互授業参観

教員による授業の相互参観を、毎学期、2 週間にわたり実施している。参観者は、「授業参観報告書」を実務法律専攻長宛てに提出するものとし、専攻長がその結果をとりまとめて運営委員会に報告し、具体的な教育方法改善策の検討に役立てている。

（ｃ）教育改善ワーキンググループ（現教育改善ワーキングチーム）

法科大学院運営委員会のなかに、平成 26 年度から教務委員会が設けられ、そこに教育改善 WT が設置されて、効率的に FD 関連の問題に対応することとしている。後掲【(d)(i)教育改善意見交換会】参照。

（ｄ）教育改善の具体的取組み

（ｉ）教育改善意見交換会

平成 24 年 7 月 11 日（水）に中川丈久教授、手嶋豊教授、上嶌一高教授により、行政法、民法、刑事実体法におけるコアカリキュラムの扱い方について例示、説明がなされたほか、法科大学院教務担当者として角松生史教授から総括的なコメントがなされ、共通的到達目標に関する意見交換、方向性の共有がなされた。

平成 24 年 12 月 19 日（水）に平成 24 年司法試験結果を受けて、大塚裕史教授、木下昌彦准教授、榊素寛准教授により、「1 年次教育の現状と課題－1L 担当者会議を受けて」、「2・3 年次教育の現状と課題－教育改善 WG で出てきた意見」、「学生等から出てきた意見」の報告がそれぞれなされ、これをもとに質疑応答、議論がなされた。

平成 25 年 1 月 15 日（火）にフロンティア館 303 号室において、神戸法学会の支援により、法

科大学院教育における教育改善プログラムの一環として、兪珍式氏（全北大学校法学専門大学院教授）による講演「韓国ロースクールの現状と課題」が開催され、ロースクール制度に関する意見交換がなされた。

平成 25 年 2 月 27 日（水）に、実務家教員である春名一典法曹実務教授、福田尚司法曹実務教授による講演が「神大 LS の実務教育を経験してー感想と提言ー」と題して開催され、実務家から見た法科大学院教育の課題について、意見交換・情報共有がなされた。

平成 25 年 7 月 10 日（水）に、研究科企画室・将来構想 WG メンバーである興津征雄准教授、嶋矢貴之准教授により、「法科大学院制度の今後と神戸大学法科大学院の現況－法曹養成検討会議取りまとめを受けて」と題する報告がなされ、法科大学院を取り巻く状況の認識と本法科大学院の状況、対応を要すべき事項などにつき、情報の共有がなされた。

平成 26 年 1 月 29 日(水）に、法科大学院教育における「事例問題演習の実施方法」について、中川丈久教授、廣政純一郎教授、小田直樹教授により、公法系実務訴訟、総合法律、応用刑事実体法のそれぞれ科目における実践例が紹介され、その後、平成 25 年に策定したカリキュラム改革の趣旨の共有がなされた。

（ⅱ）新入生への入学前説明会の実施

平成 25 年度に、平成 26 年度新入学生に対して、入学前の事前学習を効果的なものにするため、入学前説明会を実施し、入学までの自習課題を提示すると共に、学習方法や各科目の基本的考え方についてガイダンスをおこなっている。

（ⅲ）１Ｌカリキュラムの充実

平成 26 年度より未修一年次を対象とした 1L スタートアップ・プログラムを開始し、具体的には、民事系・刑事系の教員による基礎的な法律文章の作成方法等の演習、学習面・生活面にかかわる教員と学生との個別面談、修了生・在学生による勉強方法情報提供会等を実施している。また、夏休みに前期の授業について充分な復習期間を与えるため、従前は 7 月実施していた期末試験を 9 月に実施することにした。

（ⅳ）実務基礎科目の充実

理論と実務の架橋教育をより一層充実化させるため、公法系科目については、3 年次後期に公法系訴訟実務基礎 II（2 単位）を新設すると共に、3 年次後期の実務刑事法総合については、実務家教員と研究者教員共同の授業として新たな位置づけをおこなった。また、実務家の共通言語である要件事実論と民事裁判手続の基本構造を早期に習得させるため、これまで 2 年次後期に開講していた対話型演習民事裁判実務を 2 年次前期に前倒しして開講することにした。平成 24 年 9 月には模擬法廷棟が竣工し、模擬裁判等実務教育の充実のため利用されている。

（ⅴ）共通的到達目標の設定と実施

平成 23 年度に、憲法・行政法・刑法・刑事訴訟法・民法・商法・民事訴訟法・民事訴訟実務の基礎・刑事訴訟実務の基礎・法曹倫理の各科目について神戸大学における到達目標を設定し、ウェブサイトにおいて公表している。また、平成 24 年度以降、毎年度始めに、全学生に対して到達目標及び、各授業と到達目標との対応関係を示した表を配布しているほか、関連する授業のシラバスにおいて、各授業の内容と到達目標との対応関係について言及するようにしている。

（ⅵ）外部評価、認証評価の実施

本法科大学院は、平成 24 年度に、外部評価委員として委嘱した 4 名の有識者より外部評価を受けた。その報告書は本研究科のウェブサイトにおいて公表されている（＊1）。同報告書においては、本法科大学院が採用している相互授業参観などのファカルティ・ディベロップメント、「重ね塗り」カリキュラム、オリジナル教材の作成等について高い評価がなされている。

＊1：http://www.law.kobe-u.ac.jp/gaibuhyoka-LS201212.pdf

また、平成 25 年度には、大学評価・学位授与機構により認証評価を受けた。その報告書は本研究科のウェブサイトにおいて公表されている（＊2)。大学評価・学位授与機構は、本法科大学院が、同機構が定める法科大学院評価基準に適合しているとし、特に、本法科大学院の優れた点として､「専任教員の教育研究能力の向上を図ることを目的として研究専念期間制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている」ことが挙げられている。

＊2: http://www.law.kobe-u.ac.jp/evaluation.html